

大野市地域防災計画

昭 和	38 年	7 月	作 成
昭 和	46 年	1 月	修 正
昭 和	55 年	4 月	修 正
平 成	元 年	8 月	修 正
平 成	10 年	6 月	修 正
平 成	19 年	3 月	修 正
平 成	20 年	3 月	修 正
平 成	21 年	3 月	修 正
平 成	22 年	3 月	修 正
平 成	27 年	3 月	修 正
平 成	28 年	3 月	修 正
令 和	4 年	3 月	修 正
令 和	5 年	3 月	修 正
令 和	6 年	3 月	修 正
令 和	6 年	7 月	修 正

大野市防災会議

大 野 市 地 域 防 災 計 画

目 次

I . 共 通 編

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的-----	I -1-1
第 2 節 計画の構成-----	I -1-2
第 3 節 計画の周知徹底及び効果的推進-----	I -1-4
第 4 節 計画の修正-----	I -1-4
第 5 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱-----	I -1-5
第 6 節 防災ビジョン-----	I -1-13

第 2 章 大野市の概況と災害

第 1 節 大野市の概況-----	I -2-1
第 2 節 災害の特性-----	I -2-6
第 3 節 地震災害の想定-----	I -2-8
第 4 節 原子力災害の想定-----	I -2-10

第 3 章 災害に強いまちづくり

第 1 節 防災関係施設設備・資機材整備及び物資確保計画-----	I -3-1
第 2 節 上下水道施設災害予防計画-----	I -3-5
第 3 節 火災予防計画-----	I -3-7
第 4 節 交通施設災害予防計画-----	I -3-11
第 5 節 孤立集落対策計画-----	I -3-13
第 6 節 電気通信施設・放送施設災害予防計画-----	I -3-15
第 7 節 電力・ガス施設災害予防計画-----	I -3-17
第 8 節 危険物等災害予防計画-----	I -3-19
第 9 節 風水害に強いまちづくり計画-----	I -3-21

第 4 章 災害に強い人づくり

第 1 節 防災知識普及計画-----	I -4-1
第 2 節 災害ボランティア活動支援計画-----	I -4-4
第 3 節 自主防災組織等育成計画-----	I -4-6

第5章 災害に備えた体制づくり

第1節 防災体制の強化-----	I -5-1
第2節 広域的相互応援体制整備計画-----	I -5-4
第3節 防災訓練計画-----	I -5-10
第4節 緊急事態管理体制整備計画-----	I -5-12
第5節 医療救護予防計画-----	I -5-14
第6節 飲料水・食料品・生活必需品確保計画-----	I -5-15
第7節 避難対策計画-----	I -5-17
第8節 要配慮者災害予防計画-----	I -5-21
第9節 交通輸送体系整備計画-----	I -5-28

第6章 災害の応急対策

第1節 防災気象計画-----	I -6-1
第2節 応急活動体制計画-----	I -6-18
第3節 広域的応援対応計画-----	I -6-28
第4節 自衛隊災害派遣要請計画-----	I -6-33
第5節 ボランティア受け入れ・派遣計画-----	I -6-36
第6節 通信運用・情報収集伝達計画-----	I -6-39
第7節 広報計画-----	I -6-45
第8節 避難計画-----	I -6-47
第9節 被災者救出計画-----	I -6-61
第10節 要配慮者応急対策計画-----	I -6-62
第11節 医療救護計画-----	I -6-63
第12節 消防応急対策計画-----	I -6-65
第13節 災害警備計画-----	I -6-68
第14節 飲料水供給計画-----	I -6-71
第15節 食料品供給計画-----	I -6-73
第16節 生活必需品供給計画-----	I -6-75
第17節 緊急輸送計画-----	I -6-77
第18節 障害物除去計画-----	I -6-79
第19節 要員確保計画-----	I -6-80
第20節 交通施設応急対策計画-----	I -6-82
第21節 上下水道施設応急対策計画-----	I -6-85
第22節 住宅応急対策計画-----	I -6-88
第23節 廃棄物処理計画-----	I -6-90
第24節 防疫、食品衛生計画-----	I -6-92
第25節 遺体搜索、処理、埋（火）葬計画-----	I -6-95
第26節 文教対策計画-----	I -6-98
第27節 電気通信施設、放送施設応急対策計画-----	I -6-102

第 2 8 節 電力施設応急対策計画-----	I -6-103
第 2 9 節 ガス施設応急対策計画-----	I -6-104
第 3 0 節 危険物施設等応急対策計画-----	I -6-105
第 3 1 節 災害救助法の適用に関する計画-----	I -6-106
第 3 2 節 その他災害応急対策計画-----	I -6-108

II. 風水害・土砂災害編

第 1 章 災害の予防計画

第 1 節 水害予防計画-----	II -1-1
第 2 節 土砂災害予防計画-----	II -1-5
第 3 節 暴風、竜巻等災害予防計画-----	II -1-7
第 4 節 農業災害予防計画-----	II -1-8

第 2 章 災害の応急対策

第 1 節 防災気象計画-----	II -2-1
第 2 節 水防計画-----	II -2-12
第 3 節 土砂災害応急対策計画-----	II -2-16
第 4 節 暴風、竜巻等災害応急対策計画-----	II -2-18

III. 地震災害編

第 1 章 災害の予防計画

第 1 節 市街地防災化計画-----	III -1-1
第 2 節 建築物災害予防計画-----	III -1-2

第 2 章 災害の応急対策

第 1 節 防災気象計画-----	III -2-1
-------------------	----------

IV. 雪害編

第 1 章 災害の予防計画

第 1 節 雪害予防計画-----	IV -1-1
-------------------	---------

第 2 章 災害の応急対策

第 1 節 防災気象計画-----	IV -2-1
第 2 節 雪害対策計画-----	IV -2-5

V. 火山災害編

第1章 災害の予防計画

第1節 火山災害予防計画-----	V-1-1
-------------------	-------

第2章 災害の応急対策

第1節 防災気象計画-----	V-2-1
-----------------	-------

VI. 原子力災害編

第1章 災害の予防計画

第1節 原子力災害事前対策計画-----	VI-1-1
----------------------	--------

第2章 災害の応急対策

第1節 緊急事態応急対策計画-----	VI-2-1
---------------------	--------

第2節 原子力災害中期対策計画-----	VI-2-7
----------------------	--------

VII. 復旧・復興編

第1章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画-----	VII-1-1
---------------------	---------

第2節 激甚災害指定計画-----	VII-1-3
-------------------	---------

第3節 民生安定計画-----	VII-1-7
-----------------	---------

第4節 経済安定計画-----	VII-1-14
-----------------	----------

第5節 復興計画-----	VII-1-17
---------------	----------

用語の凡例

本計画で使用する用語等は、次によるものとする。

1. 用語の表記

計画中での略	正式名称
市	大野市
県	福井県
市長	大野市長
県知事	福井県知事
本部長	大野市災害対策本部本部長
消防本部	大野市消防本部
消防署	大野市消防署
消防団	大野市消防団
県警察	福井県警察

2. 特定の範囲に含まれる範囲

用語	範囲
関係機関	計画事業に関係する全ての機関をいう。
防災関係機関	県、周辺市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体とその他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
指定地方行政機関	災害対策基本法第2条4号で定める行政機関であり、本計画では北陸財務局福井財務事務所、北陸農政局（福井県拠点）、近畿中国森林管理局福井森林管理署、中部運輸局福井運輸支局、気象庁福井地方气象台、北陸総合通信局、福井労働局大野公共職業安定所、福井労働局大野労働基準監督署、近畿地方整備局九頭竜川ダム統管理事務所、近畿地方整備局福井河川国道事務所をいう。
指定公共機関、指定地方公共機関	災害対策基本法第2条第5号、第6号で定める公共機関であり、本計画では、西日本電信電話(株)福井支店、(株)NTTドコモ北陸支社、KDDI(株)北陸総支社、ソフトバンクモバイル(株)地域総務部（北陸）、ソフトバンクテレコム(株)地域総務部（北陸）、日本郵便株式会社大野郵便局、日本赤十字社福井県支部、北陸電力送配電株式会社奥越配電センター、電源開発株式会社九頭竜電力所、(社)福井県エルピーガス協会、西日本旅客鉄道(株)金沢支社、日本通運(株)福井支店、日本銀行福井事務所、真名川土地改良区連合、日本放送協会福井放送局、福井放送(株)、福井テレビジョン放送(株)、福井エフエム放送局(株)、福井新聞社、日刊県民福井、(社)福井県医師会をいう。
消防機関	消防組織法で定められる組織であり、消防本部、消防署、消防団をいう。
ライフライン関係機関	本計画では、電力、ガス、上下水道、通信の各機関をいう。
市域	大野市の全域をいう。
水防管理者	この計画では、市長をいう。

I . 共通編

第 1 章 総則

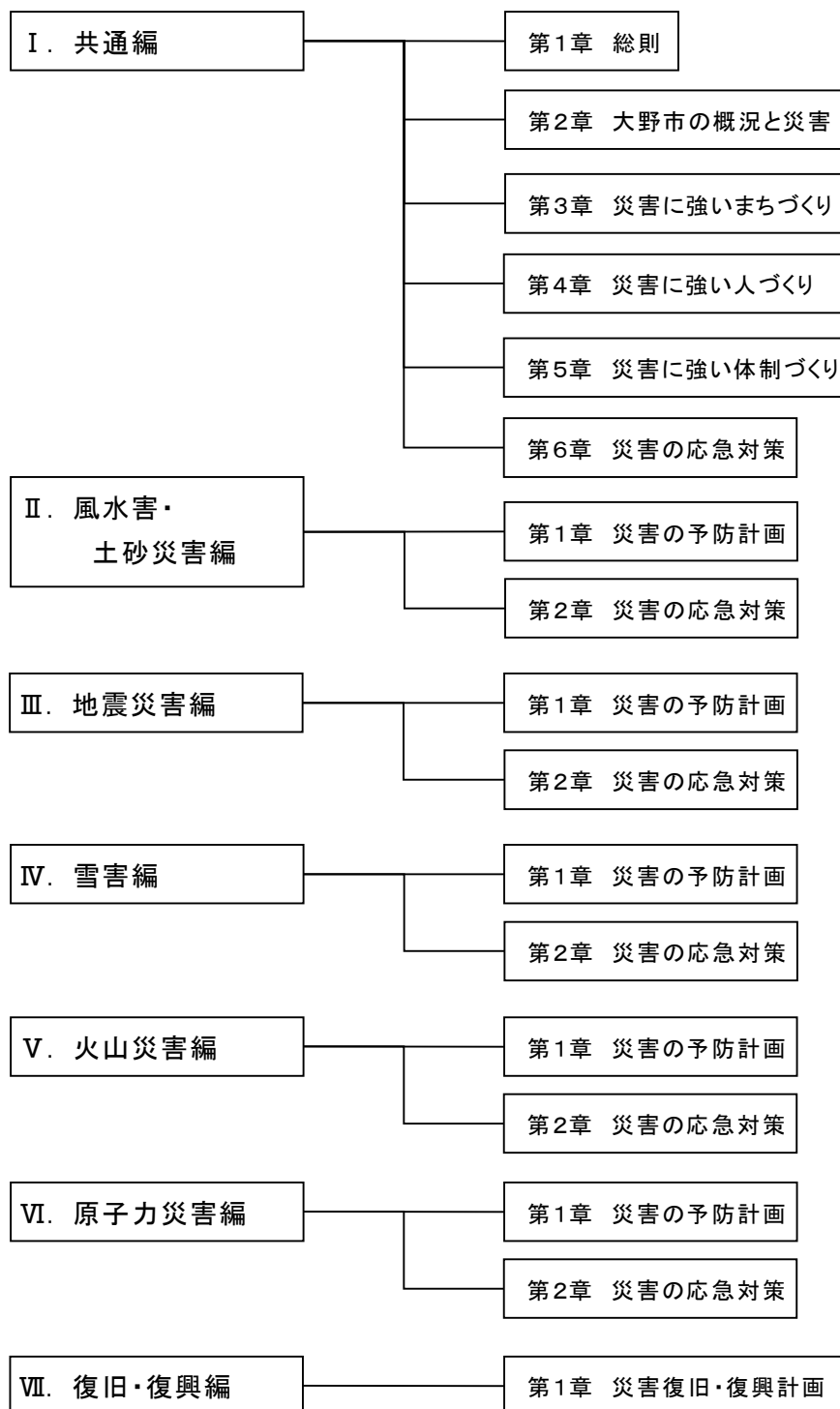
第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号）第 42 条の規定（原子力災害対策については、これに加えて原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、大野市防災会議が作成する計画であって、大野市の地域に係る災害対策について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する諸事項を定め、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地域公共機関等が防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、市民参加による地域防災力の強化を図り、社会秩序の維持と公共の福祉に資することを目的とする。

第2節 計画の構成

本計画は、7つの編から構成され、災害対策基本法及び原災法で規定されるさまざまな災害の防災対策に関わる計画となっている。

なお、市職員及び防災関係機関は、この計画の遂行に当たってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平素から自ら又は他の機関並びに住民と協力して調査研究を行い、実施又は訓練その他の方法によりこの計画の習熟に努めなければならない。



< 資料編 >

- 1 - 4 6 大野市防災会議委員名列
- 2 - 1 大野市防災会議条例
- 2 - 2 大野市防災会議内規

第3節 計画の周知徹底及び効果的推進

第1 計画の周知徹底

この計画は、防災関係機関に対して周知徹底するとともに、特に必要と認められるものについては、市民に対して周知を図る。また、各防災関係機関は、この計画の習熟に努め、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期する。

第2 計画の効果的推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方にに基づき、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等のさまざまな主体が連携して日常的に減災のための行動に努める。

また、男女双方の視点だけでなく、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の視点を考慮した防災を進めるため、防災対策において要配慮者や女性の参画を進めるなど要配慮者及び男女共同参画の視点を考慮した防災体制の確立に努める。さらに市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう努める。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応にあたる市職員等の感染症対策の徹底や避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

過去の災害の教訓を踏まえ、すべての住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携のもと、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

国が令和2年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による国土強靱化の取り組みの更なる加速化・進化を踏まえ、大野市国土強靱化地域計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない地域づくりを進めていく。

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、大野市防災会議の了承を得てこれを修正する。また、各防災関係機関は、自己の所掌事項について修正を必要とする場合は、修正内容を大野市防災会議に提出する。ただし、軽易な修正事項等は大野市防災会議会長が修正し、防災会議に報告する。

第5節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関及び住民の責務

1 大野市

市は、基礎的地方公共団体として、市域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

2 福井県

県は、県域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町の区域を超えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町で処理することが不相当と認められるとき、防災活動内容において統一的処理を必要とするとき、市町間の連絡調整を必要とするとき等は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を講じる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急対策を実施する。また、市、県その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

6 住民

住民は、日頃から災害に備え、市、県その他の防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するとともに、「自らの身の安全は自らが守る」という意識のもとに、積極的に自主防災活動を行う。

第2 各機関の連携

災害対策の実施に当たっては、国、県、市、指定地方行政機関及び指定公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。

特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

併せて、国、県、市を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力の向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することにより、国、県、市、事業者、住民等が一体となって防災対策を推進する。

第3 各機関の処理すべき事務等

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関等が処理すべき事務又は業務は、おおむね次のとおりとする。

1 大野市

機関名	処理すべき事務又は業務
(1) 大 野 市	1 大野市防災会議に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備 3 防災上必要な教育及び訓練 4 防災思想の普及 5 災害に関する被害の調査報告と情報の収集 6 災害の予防と拡大防止 7 救難、救助、防疫等被害者の救護 8 災害応急対策及び災害復旧資材の確保 9 災害対策要員の動員、車両等の借上げ 10 災害時における交通、輸送の確保 11 災害時における文教対策 12 被災施設の復旧 13 被災市営施設の応急対策 14 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整 15 義援金、義援物資の受け入れ及び配分
(2) 大 野 市 消 防 本 部	1 火災及びその他の災害の予防、警戒、鎮圧並びに住民の生命、身体及び財産の保護 2 災害時における救助及び緊急時の避難誘導

2 福井県

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 福 井 県	1 福井県防災会議に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備 3 防災上必要な教育及び訓練 4 防災思想の普及 5 災害に関する被害の調査報告と情報の収集 6 災害の予防と拡大防止 7 救難、救助、防疫等被災者の救護 8 災害応急対策及び災害復旧資材の確保と物価の安定 9 災害時における交通、輸送の確保 10 災害時における文教対策 11 災害時における公安警備 12 被災産業に対する融資等の対策 13 被災施設の復旧

	14 被災県営施設の応急対策 15 災害に関する行政機関、公共機関、市町相互間の連絡調整 16 市町が処理する事務、業務の指導、指示、あっせん 17 義援金、義援物資の受け入れ及び配分
(2) 奥越健康福祉センター	1 災害時における防疫、救護等の実施 2 災害時における公衆衛生の向上、増進 3 医薬品、防疫用薬剤等の調達
(3) 奥越土木事務所	1 県管理の道路、河川及び防災施設の維持管理 2 被災施設の復旧 3 応急仮設住宅の建設
(4) 福井県警察 (大野警察署)	1 災害情報の収集 2 周辺住民及び一時滞在者への情報伝達 3 避難誘導 4 避難路及び緊急交通路の確保等の交通規制 5 救出救助 6 緊急輸送の支援 7 行方不明者の捜索 8 検視及び身元確認 9 犯罪の予防及び社会秩序の維持 10 広報活動
(5) 奥越農林総合事務所	1 農地、農業用施設の防災指導 2 農地、農業用施設の災害応急対策の指導 3 農作物の災害応急対策の指導 4 治山、林道整備 5 林産物の防災指導
(6) 笹生川・浄土寺川 ダム統合管理事務所	1 洪水調節 2 放流に関する通報
(7) 福井県税事務所	1 災害時における県税の特別処置

3 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 中部管区警察局 (福井県情報通信部)	1 管区内各警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集および連絡 5 警察通信の運用
(2) 北陸財務局 福井財務事務所	1 公共土木施設等の災害復旧事業費査定の立会 2 地方公共団体に対する災害復旧事業債及び地方短期資金（災害つなぎ資金）の貸付

	3 災害時における金融機関の緊急措置の指示 4 災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 5 避難場所等として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舍）の情報収集及び情報提供
(3) 北 陸 農 政 局 (福井県拠点)	1 国営農業用施設等の整備と防災管理 2 国営農業用施設の災害復旧 3 農地並びに施設の災害対策に関する県及び本省との連絡調整 4 農地及び農業施設の緊急査定 5 災害時における米穀及び応急用食料等に関する県及び本省との連絡調整
(4) 近畿中国森林管理局 福井森林管理署	1 国有保安林、治山施設等の整備 2 国有林における予防治山施設による災害予防 3 国有林における荒廃地の復旧 4 災害対策用復旧用材の供給 5 林野火災の予防
(5) 中 部 運 輸 局 福井運輸支局	1 災害時における自動車運送事業者に対する運送協力要請 2 災害時における自動車の調達及び被災者、災害必需物資等の運送調整 3 災害による不通区間におけるう回輸送、代替運送等の指導 4 所轄する交通施設及び設備の整備についての指導 5 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 6 災害時における貨物輸送確保に係る内航海運事業者に対する協力要請 7 特に必要があると認める場合の輸送命令 8 情報連絡員（リエゾン）等の派遣による県等の行う情報収集、応急対策等の支援
(6) 東京管区気象台 福井地方気象台	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 2 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設及び設備の整備 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、及びこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知 4 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報 5 市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力 6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や

	市町に対する気象状況の推移やその予想の解説等の実施 7 県や市町、その他の防災関係機関との連携による防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動の実施
(7)北陸総合通信局	1 電波の監理及び有線電気通信の確保 2 災害時における非常通信の確保
(8)福井労働局 大野公共職業安定所	1 災害時における一般労働者の供給
(9)福井労働局 大野労働基準監督署	1 事業所における災害防止の監督指導 2 事業所における災害発生の調査と事故対策の指導
(10)近畿地方整備局 九頭竜川ダム 統合管理事務所	1 真名川ダム、九頭竜ダムの高水、低水管理 2 放流に関する情報連絡 3 災害の発生防御、拡大防止及び被災施設の復旧
(11) 近畿地方整備局 福井河川国道事務所	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 直轄公共土木施設の災害の発生防御と拡大防止 3 国管理河川の洪水予報、水防警報等の発表、伝達と水害応急対策 4 直轄公共土木施設の災害復旧 5 緊急災害派遣隊（TEC-FORCE）などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施

4 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊	1 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(1)電気通信関係機関 西日本電信電話(株)福井支店 (株)NTTドコモ KDDI(株)北陸総支社 ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1 電気通信施設の整備と防災管理 2 災害時における優先通信の確保 3 被災通信施設の復旧
(2)日本郵便株式会社 北陸支社 (大野市内郵便局)	1 災害時における郵便業務の確保 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 3 災害時における郵便局の窓口業務の維持
(3)日本赤十字社 福井県支部	1 災害時における被災者の医療救護 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3 義援金の受付

	4 支部備蓄の救援物資の配分 5 災害時の血液製剤の供給
(4)北 陸 電 力 (株) 北陸電力送配電(株)	1 施設整備と防災管理 2 災害時における電力供給の確保 3 災害対策の実施と被災施設の復旧
(5)電 源 開 発 (株) 九 頭 竜 電 力 所	1 施設整備と防災管理 2 災害時における電力供給の確保 3 災害対策の実施と被災施設の復旧
(6)福 井 県 エルピーガス協会	1 施設整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 災害対策の実施と被災施設の復旧
(7)西日本旅客鉄道(株)	1 施設等の整備と安全輸送の確保 2 災害時における輸送の確保 3 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 4 被災施設の復旧
(8)日本通運(株)福井支店	1 安全輸送の確保 2 災害対策用物資等の輸送 3 転落車両の救出等
(9) 日本銀行金沢支店 福 井 事 務 所	1 災害時における現地金融機関の指導 2 災害時における金融機関による金融上の措置の実施 3 災害時における損傷通貨の引換え
(10)土 地 改 良 区	1 土地改良事業によって造成された施設の維持管理 2 災害復旧事業、湛水防除事業及び各種防災事業の調査並びに測量設計業務
(11)報 道 機 関	1 市民に対する防災知識の普及と予報、警報等の迅速な周知 2 市民に対する災害応急対策等の周知 3 社会事業団等による義援金品の募集、配分等の協力
(12)福 井 県 医 師 会	1 災害時における医療救護活動の実施

6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(1)福井県農業協同組合	1 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力 2 農作物の災害応急対策の指導 3 被災農家に対する融資あっせん 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん 5 農作物の需給調整
(2)九頭竜森林組合	1 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力 2 被災組合員に対する融資又はそのあっせん
(3)大野商工会議所	1 商工業者への融資あっせんの実施

	2 商工業者の被害状況等の情報収集 3 物価安定についての協力 4 救助用物資、復旧資材の確保、協力、あっせん
(4) 病院等医療施設設置者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施 2 災害時の病人等の収容、保護 3 災害時における負傷者等の医療、助産、救助
(5) 社会福祉施設管理者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施 2 災害時における入所者の保護 3 福祉避難所の開設
(6) 金融機関	1 被災事業者等に対する資金の融資
(7) 文化事業団体	1 市の応急対策等に協力
(8) 危険物関係施設の管理者	1 危険物施設の防護施設の設置 2 安全管理の徹底
(9) 大野市社会福祉協議会 大野市災害ボランティアセンター 連絡協議会	1 災害時における福祉活動 2 ボランティアの支援
(10) 大野市医師会	1 災害時における医療、救護活動の実施

<資料編>

1－3 防災関係機関一覧

第6節 防災ビジョン

第1 定義

防災ビジョンは、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、中長期的な視点のもとに、本市の防災施策の基本を定めるものである。

第2 防災ビジョンの目標

●災害に強いまちづくり

市民の尊い生命と貴重な財産を守るため、都市計画、建築、道路、河川、上下水道等行政機関と、民間のライフライン関係機関との連携を保ち、災害発生時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とする。治山・治水事業を積極的に促進するとともに、「自助、共助、公助」がバランスよく機能するよう、防災組織の整備及び情報連絡体制の充実を図り、自主防災組織の育成、他団体との相互応援協定の締結、災害非常用物資の計画的備蓄等、災害に強い安全な都市基盤の確立を総合的に推進する。

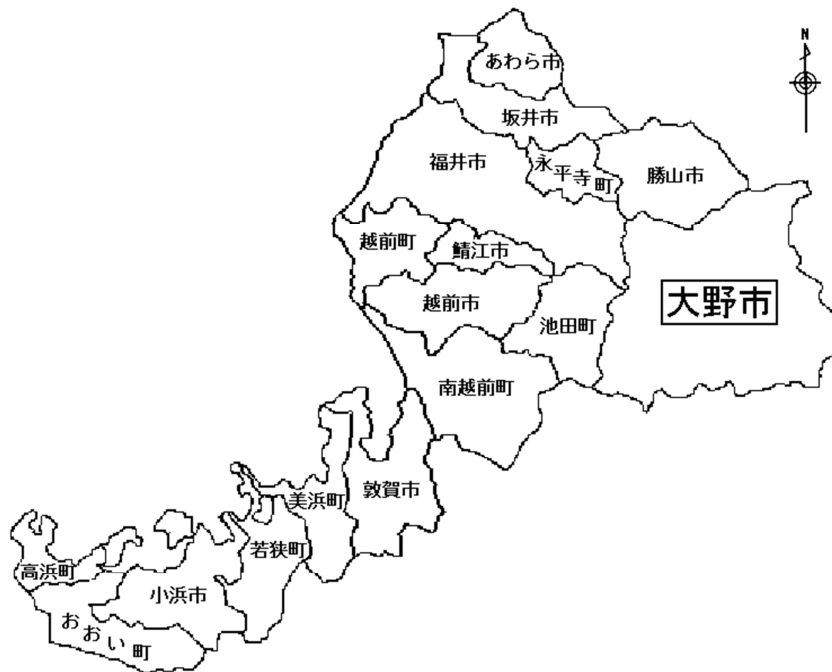
第 2 章 大野市の概況と災害

第 1 節 大野市の概況

第 1 自然的条件

1 地勢

大野市は福井県東部に位置し、北は勝山市及び石川県、東と南は岐阜県、西は福井市及び今立郡池田町とそれぞれ接している。また、平成 17 年 11 月に大野郡和泉村を編入合併したことで市域の面積は 872.43km² となり、福井県の面積(4,190.43km²)の約 20% を占めることとなった。しかしながら、四方を山地で囲まれる地勢にあるため、その森林面積は約 87% と多く、平坦地は岐阜県境に源を発する九頭竜川に沿って発達した狭小な段丘や谷底平野と、その支流である真名川、清滝川及び赤根川が形成した大野盆地に限られる。



2 気象の概要

大野市の気候は、北陸地方特有の日本海型気候で、多雨多湿地帯に属している。山地などの地形的な影響を受け、地域によって気象状況が変化するが、次のように概説される。

(1) 気温

大野市における年平均気温は 13.4℃であり、月平均気温は 8 月の 26.2℃が最高で、1 月の 1.1℃が最低である。また、気温の日較差も他の地域より大きく、内陸型の特徴を示す。

(2) 降水量

大野市における年平均降水量は 2,290mm である。

月別降水量についてみると、冬季の 12 月と翌年 2 月、梅雨期の 7 月、台風期の 8 月と 9 月が多い。

(3) 積雪の深さ

大野市における積雪の深さの最大は、月別に見ると 2 月の 73cm が大きく、1 月の 71cm がこれに続き、積雪は 12 月から翌年 3 月まで続く。また、山間に位置する和泉地区では更に積雪が深く、日本でも有数の豪雪地帯である。

3 地形・地質の概要

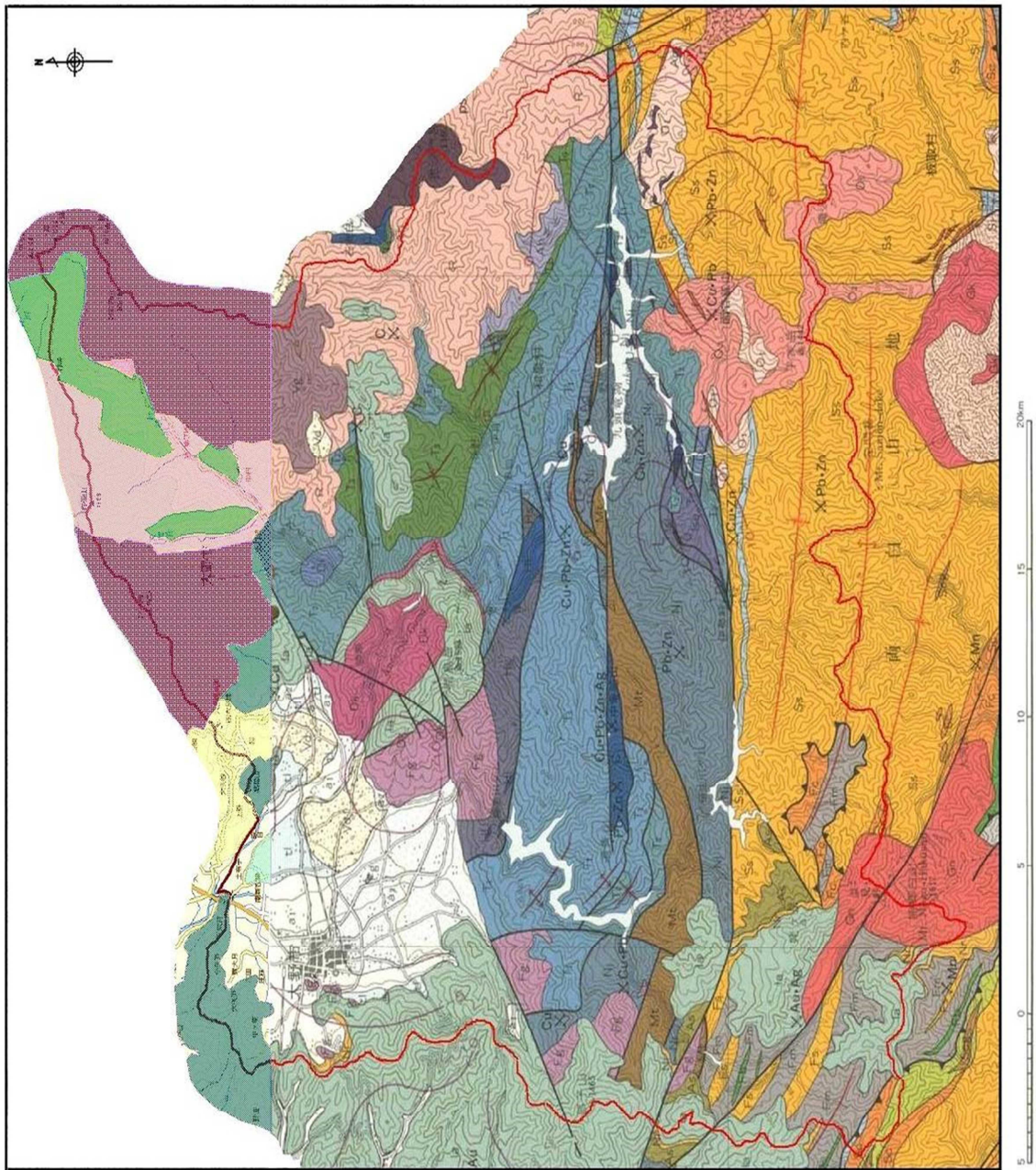
(1) 地形の概要

大野市でみられる地形は、山地、段丘及び低地に大別される。山地は大野盆地の周囲を占め、北東部は加越山地、南部は越美山地、西部は越前中央山地が連なり、盆地と接している。また、盆地のほぼ半分の面積を占める段丘（中・低位面）は、盆地中央部を北流する真名川以東の地域と市街地の南部に分布し、前者は岩屑（がんせつ）なだれ（火山性の泥流堆積物）から構成される。低地は九頭竜川・真名川・清滝川によって形成された堆積面で、真名川が形成した大野盆地の扇状地面は、昭和 40 年 9 月の洪水時に浸水したことが報告されている。

(2) 地質の概要

大野盆地の四囲の山地を構成する地質は、飛騨片麻（へんま）岩・結晶片岩からなる変成岩類、砂岩・頁岩（けつがん）等の堆積岩、これら貫く花崗岩・閃緑（せんりょく）岩、又は上記の諸岩層を被覆する安山岩及び火山性碎屑岩類等から構成される。大局的には、中生代より古い地層は大野盆地の東～南域に分布し、新第三紀以降の安山岩やこれに伴う火山性碎屑岩類は盆地の北～西域に広く分布する。

なお、大野市のほぼ中心に位置する荒島岳は、深田久弥の「日本百名山」の 1 つにも選ばれ、従来は第四紀の火山とされていた。しかしながら、現在は約 2,000 万年前（新第三紀中新世）にできた直径約 15km の成層火山の中央部が、長径 7.5km の楕円状に陥没した地質構造（コールドロロン）であることが判明し、荒島岳コールドロロンと呼ばれている。



大野盆地の表層地質

第 2 社会的条件

1 交通

大野市の主要な交通機関として、J R 越美北線が大野盆地のほぼ中央を北西－南東方向に走り、大野市朝日の九頭竜湖駅に至る。また、主要道路としては、国道 158 号がほぼ J R 越美北線に沿って走り、油坂峠を経て岐阜県に通じる。さらに、国道 157 号が大野盆地をほぼ南北に真名川に沿って走り、温見峠を経て岐阜県に至る。このほか、長野県松本市を起点に福井市に至る中部縦貫自動車道の整備が進められ、その一部を構成する永平寺大野道路が、平成 29 年 7 月に全線供用開始した。また、大野油坂道路大野 IC-勝原 IC 間が令和 5 年 3 月に開通、勝原 IC-九頭竜 IC 間が令和 5 年 10 月に開通し、令和 8 年春に県内全線が開通予定であることが公表されている。

2 人口及び世帯数

令和 2 年国勢調査による大野市の人口は 31,286 人で、世帯数は 10,868 世帯である。国勢調査の結果から、昭和 60 年以降の人口及び世帯数の動向をみると、世帯数はほぼ横ばいとなっているものの、人口は減少傾向にある。

一方、年齢別の人口構成（令和 2 年 4 月 1 日現在）をみると、65 歳以上の高齢人口が総人口の 37.48% に達し、0～14 歳の幼少年人口は 10.76% にとどまっており、少子高齢化が一層進展している状況にある。

人口と世帯数

区分	世帯数 (世帯)	総数 (人)	男 (人)	女 (人)	男／女 (%)	1 世帯当たり 人員(人)
平 2	10,463	40,991	19,538	21,453	91.1	3.9
平 7	10,567	40,245	19,147	21,098	90.8	3.8
平 12	10,867	38,880	18,573	20,307	91.5	3.6
平 17	10,977	37,174	17,626	19,548	90.2	3.4
平 22	10,847	35,291	16,705	18,586	89.9	3.3
平 27	10,698	33,109	15,683	17,426	90.0	3.1
令 2	10,868	31,286	14,997	16,289	92.1	2.9

※平成 22 年以降の集計値は、旧和泉村の人口を合算した値である（各年国勢調査）

年齢別階級人口

区分	総数(人)	男(人)	女(人)
0 歳～14 歳	3,366	1,697	1,669
15 歳～24 歳	2,247	1,168	1,079
25 歳～34 歳	2,436	1,289	1,147
35 歳～44 歳	3,342	1,710	1,632
45 歳～54 歳	3,727	1,894	1,833
55 歳～64 歳	4,443	2,177	2,266
65 歳～74 歳	5,501	2,752	2,749
75 歳～84 歳	3,805	1,574	2,231
85 歳以上	2,419	736	1,683

（令和 2 年国勢調査）

3 産業別就業者数

大野市の産業別人口構成は、令和2年において第1次産業が7.6%、第2次産業が33.0%、第3次産業が59.4%となっている。産業別には製造業の19.6%が最も多く、次いで医療・福祉の15.3%、建設業の13.4%、卸売・小売業の13.0%と続き、これら4種の産業で、就業人口の約61%が占められる。

第 2 節 災害の特性

第 1 風水害

過去に大野市で発生した風水害のうち、戦後の特筆すべき災害として、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風（特に旧和泉村が罹災）、昭和 40 年 9 月の奥越豪雨（特に旧西谷村が罹災）、平成 16 年 7 月の福井豪雨がそれぞれ挙げられる。また、その他の風水害も台風や梅雨前線の活動に起因して水害が発生した事例が多い特徴があるほか、本市は積雪の多い地域に当たるため、融雪時の河川氾濫や、水路等が雪で閉塞して浸水被害をもたらす特殊な水害も発生している。

しかし、水害の発生については、河川水位等の自然的状況、堤防・排水路・下水道整備等の社会的状況に大きく影響されるため、災害をもたらした降水量と被害の明確な関係を見いだすことは難しい。

なお、上述した大規模水害の発生後に完成した九頭竜ダム及び真名川ダムにより、大野市での大規模な風水害の発生は減少している。

第 2 土砂災害

大野市で発生した土砂災害は、台風や梅雨前線の活動に伴う暴風雨、集中豪雨等、風水害と同時に土砂災害が発生している事例が多く、特に昭和 36 年の第二室戸台風による増水では、北美濃地震で地盤がゆるんでいたこともあり、市北東部の打波川及びその支川の流域で大規模崩壊が発生している。また、昭和 40 年 9 月は、台風第 23 号・第 24 号、集中豪雨により、県内では大きな災害が発生し、特に集中豪雨に見舞われた 14 日から 15 日にかけて大量の土砂の流入や山腹崩壊が生じ、旧西谷村上笹又地区、中島地区では壊滅的な打撃を受けた。

なお、市域の南部を占める山地は、手取層群と称される砂岩、頁岩を主とする堆積岩類と、これを貫き被覆する中生代～新生代の火成岩類が広く分布するため、基盤岩類の風化や揺乱の程度が著しく、山間部の崩壊の激しさの一因ともなっている。

第 3 雪害

大野市で記録される雪害として、戦後では昭和 38 年豪雪、昭和 56 年豪雪、昭和 59 年豪雪、平成 18 年豪雪が挙げられ、最近では平成 30 年、令和 3 年の豪雪災害が記憶に新しい。雪害の特徴としては、大雪によるものとなだれによる被害が各々発生している。

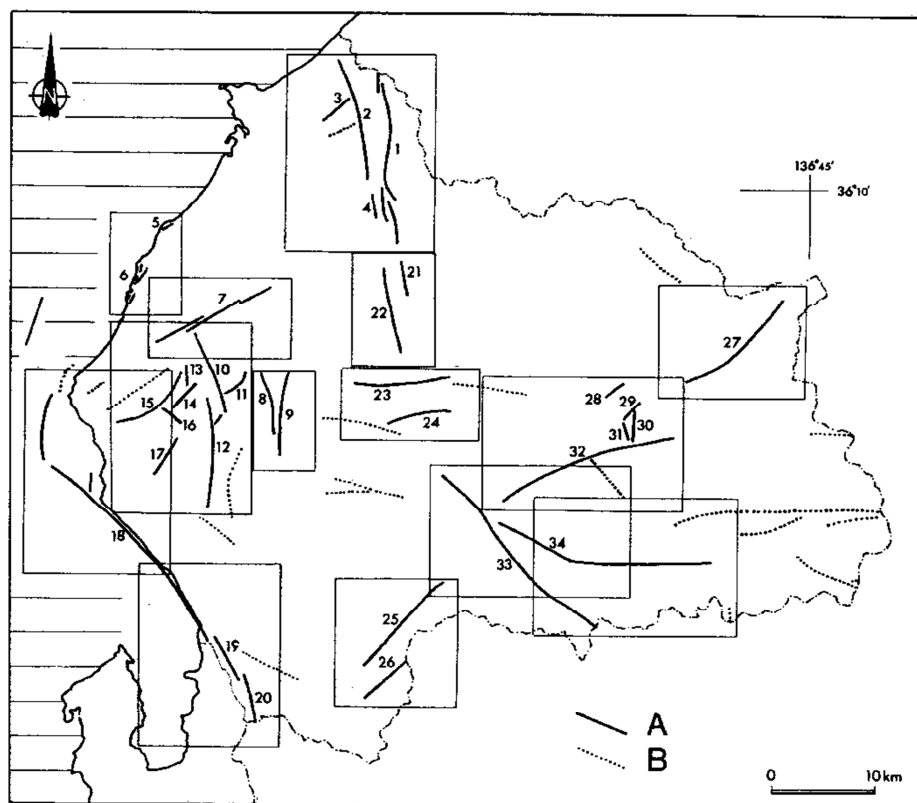
さらに、近年、人口減少による空き家の増加や高齢者世帯の増加等による屋根雪下ろし困難世帯の増加が原因となり、屋根雪下ろしができないことによる住宅倒壊など建物災害の発生にも配慮が必要となっている。

また、降雪を起因とした本市の特殊な事例として、井戸枯れが挙げられる。市街地では生活用水として地下水を利用しており、各々の家庭に自家用の井戸が設けられているが、昭和 51 年から 52 年、56 年の豪雪時には、地下水融雪により地下水位が急激に低下し、大規模な井戸枯れを引き起こした。

第4 地震災害

大野市で記録される地震災害は少ないが、古くは濃尾地震(明治24年10月28日)で大きな人的被害、建物被害が記録されている。また、昭和36年8月19日の北美濃地震においても多数の建物被害が生じている。

なお、濃尾地震で活動したとされる根尾谷断層や温見断層は、市域及びその近傍を通過する活断層であり、大野盆地の南縁には、鳩ヶ湯－小池断層、佐開断層、木落断層、宝慶寺断層などが分布する。



福井県嶺北地域の活断層分布。

1：剣ヶ岳断層，2：細呂木断層，3：青ノ木断層，4：篠岡断層，5：和布断層，6：鮎川断層群，7：更毛断層，8：鯖江台地西縁断層，9：鯖江断層，10：宝泉寺断層，11：朝日断層，12：蜂口断層，13：上米生断層，14：下米生断層，15：荻川断層，16：松谷断層，17：小曾原断層，18：甲斐城断層，19：山中断層，20：柳ヶ瀬断層，21：二本松山断層，22：松岡断層，23：白塔山断層，24：殿上山断層，25：金草岳断層，26：笹ヶ峰断層，27：鳩ヶ湯－小池断層，28：越前富田断層，29：上唯野断層，30：佐開断層，31：木落断層，32：宝慶寺断層，33：温見断層，34：奥原断層，A：本報告で取り上げた活断層，B：活断層の疑いのあるリアメント。なお、剣ヶ岳断層，柳ヶ瀬断層，笹ヶ峰断層，温見断層については、断層は県境を越えてさらに続いているが、ここでは福井県下のみを記してある。また断層位置を示す地形図の範囲を枠で囲んである。

※出典：福井県嶺北地域の活断層

(福井大学積雪研究室研究紀要「日本海地域の自然と環境」No. 4, p3, 1997)

<資料編>

1－1 災害の履歴

第3節 地震災害の想定

大野市における地震被害の想定は、大野地区（旧大野市）においては「大野市地域防災計画見直し事業防災アセスメント業務委託報告書」（大野市、平成9年3月）に基づいてとりまとめ、和泉地区（旧和泉村）については、内閣府より公表されている「地震被害想定支援マニュアル」の災害危険評価手法により、建物被害及び人的被害等の予測を行った、「大野市地域防災計画作成業務 防災基礎アセスメント報告書（平成19年3月）」に基づいてとりまとめる。

また、「大野市地域防災計画見直し事業防災アセスメント業務委託報告書」における被害想定を基に、近年における建物の耐震化等を考慮し簡易的に被害想定結果を見直した。

第1 想定地震の考え方

大野地区における想定地震は、大野盆地の南縁を概ね東西に通過する宝慶寺断層と、大野市南西部の岐阜県境を南東－北西方向に通過する温見断層を想定地震の震源として設定しており、和泉地区も同様、宝慶寺断層と温見断層を震源とする想定地震とした。

第2 被害予測結果

地震被害の想定結果では、本市において宝慶寺断層を震源とした予測ケースが最も大きな被害をもたらすことが予測されており、以下、宝慶寺断層による地震の被害想定結果の概要である。

地震被害想定結果総括表

地区名		大野地区		和泉地区	
被害想定方法等		大野市地域防災計画見直し事業 防災アセスメント業務委託報告書 (大野市, 1997. 3)による		地震被害想定支援マニュアル (内閣府, 2001. 10)による	
想定断層		宝慶寺断層	温見断層	宝慶寺断層	温見断層
想定地震規模 (マグニチュード)		7.0	7.5	7.0	7.5
想定震度		4～6強	4～6弱	5強～6弱	5強～6弱
液状化		赤根川下流部で 液状化の 危険性が高い	同 左	液状化の 危険性は 極めて小さい	同 左
建物 被害	全壊棟数	2,100 棟	1,600 棟	7 棟	5 棟
	半壊棟数	1,200 棟	700 棟	—	—
火災 被害	出火件数	4 箇所	3 箇所	0 箇所	0 箇所
	焼失棟数	1,000 棟	970 棟	—	—
人的 被害	死者	230 人	180 人	0 人	0 人
	負傷者	430 人	340 人	28 人	25 人
	避難者	5,600 人	4,400 人	34 人	34 人
ライフライン 被害	上水道	19 箇所	23 箇所	—	—
	農業集落排水	8 箇所	2 箇所	—	—
	電柱	16 本	13 本	—	—
	電話柱	8 本	6 本	—	—

第 3 近年における建物の耐震化を考慮した被害予測の見直し結果

地震被害想定結果総括表（見直し結果）

地区名		大野地区		和泉地区	
被害想定方法等		大野市地域防災計画見直し事業 防災アセスメント業務委託報告書 (大野市, 1997. 3) をもとに耐震化 率を考慮して簡易的に算定		地震被害想定支援マニュアル (内閣府, 2001. 10) をもとに耐震化 率を考慮して簡易的に算定	
想定断層		宝慶寺断層	温見断層	宝慶寺断層	温見断層
想定地震規模 (マグニチュード)		7.0	7.5	7.0	7.5
想定震度		4～6 強	4～6 弱	5 強～6 弱	5 強～6 弱
液状化		赤根川下流部で 液状化の 危険性が高い	同 左	液状化の 危険性は 極めて小さい	同 左
建物 被害	全壊棟数	1,500 棟	1,200 棟	5 棟	4 棟
	半壊棟数	860 棟	500 棟	—	—
火災 被害	出火件数	3 箇所	3 箇所	0 箇所	0 箇所
	焼失棟数	710 棟	690 棟	—	—
人的 被害	死者	170 人	130 人	0 人	0 人
	負傷者	310 人	250 人	20 人	18 人
	避難者	4,000 人	3,200 人	25 人	25 人

※ライフラインについては、簡易的な被害想定の対象外とした。

< 資料編 >

1 - 2 気象庁震度階級関連解説表

第 4 節 原子力災害の想定

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出形態は過酷事故を想定する。

第 1 放射性物質又は放射線の放出形態及びそれによる被ばくの経路

1 放射性物質又は放射線の放出

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁があるが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気への放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（エアロゾル）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（プルーム）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度が低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長時間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成 23 年 3 月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流失した。従って、事故による放出形態は必ずしも単一的なものでなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

2 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の 2 種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

① 外部被ばく

外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。

② 内部被ばく

内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

第 2 原子力災害対策重点区域の設定

県において、原子力防災資機材、環境モニタリング設備及び通信連絡設備の整備、避難対策の確立等の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲については、各原子力施設に内在する危険性および事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮しつつ原子力施設ごとに設定することを基本とし、指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会

的周辺状況等を勘案し、実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。

福井県における原子力事業所及び原子力災害対策重点区域を包括する市町（以下「関係市町」という。）は表 1 に示すとおりとなっており、大野市は、原子力災害対策重点区域には含まれていない。

- 1 予防的防護措置を準備する区域 (Precautionary Action Zone。以下「P A Z」という。)
原子力事業所からおおむね半径 5 km の範囲
- 2 緊急時防護措置を準備する区域 (Urgent Protective Action Planning Zone。以下「U P Z」という。)
原子力事業所からおおむね半径 30 km の範囲

[表 1 原子力事業所及び関係市町]

原子力施設（※）	P A Z 関係市町 （おおむね 5 k m 圏）	U P Z 関係市町 （おおむね 30 k m 圏）
日本原子力発電(株)敦賀発電所 2 号機	敦賀市	敦賀市、美浜町、南越前町、越前市、越前町、若狭町、小浜市、池田町、鯖江市、福井市
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ	敦賀市、美浜町	敦賀市、美浜町、南越前町、越前市、越前町、若狭町、小浜市、池田町、鯖江市、福井市
関西電力(株)美浜発電所 3 号機	美浜町、敦賀市	美浜町、敦賀市、若狭町、南越前町、小浜市、越前市、越前町
関西電力(株)大飯発電所 3 号機、4 号機	おおい町、小浜市	おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町
関西電力(株)高浜発電所	高浜町	高浜町、おおい町、小浜市、若狭町

※福井県地域防災計画より抜粋。

※同一の原子力事業所内に設置されるすべての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同一である場合は、原子力事業所

下記の原子力施設は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「炉規法」という。）第 43 条の 3 の 3 第 2 項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた原子炉施設であることから、指針に基づき原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設から概ね 5 k m を目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てを U P Z とし、関係市町は表 2 のとおりとする。

[表 2 原子力事業所及び関係市町]

原子力事業所もしくは施設	U P Z 関係市町 （おおむね 5 k m 圏）
日本原子力発電(株)敦賀発電所 1 号機 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん	敦賀市
関西電力(株)美浜発電所 1 号機、2 号機	美浜町、敦賀市
関西電力(株)大飯発電所 1 号機、2 号機	おおい町、小浜市

※福井県地域防災計画より抜粋。

第3章 災害に強いまちづくり

第1節 防災関係施設設備・資機材整備及び物資確保計画

第1 計画の方針

市は、応急対策の円滑な実施のために必要とする施設設備及び資機材の整備並びに緊急必要物資の確保に努める。

第2 情報通信施設の整備

災害の初動期における情報連絡活動の重要性を確認し、情報通信施設設備の整備を推進するとともに、通信設備の運用体制の強化を図る。また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進に努めるものとする。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・共有の体制整備を図るものとする。

1 無線通信施設の整備・活用

(1) 市防災行政無線

災害時における応急対策及び地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため無線通信設備を活用する。

《整備目標》

- ① 夜間・休日の運用体制の確立を図る。
- ② 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、衛星携帯電話等の増強を図る。
- ③ 近隣市町及び防災関係機関との通信回線の整備等に努める。

(2) 消防無線

消防及び救急活動を迅速かつ円滑に実施するための無線通信設備であり、基地局、移動局の活用を図る。

(3) 無線従事資格者の養成

無線通信設備の管理者は、無線局の適正な運用を図るため、無線従事資格者の養成を図る。

2 優先通信設備の活用

防災関係機関は、災害時優先電話の有効な活用体制の強化に向け、災害時優先電話番号を関係機関に通知するよう努める。

3 衛星携帯電話の整備

市は、携帯電話の不感地帯で、道路の寸断や電話回線の途絶等により孤立化されることが予想される集落について事前に把握するとともに、衛星携帯電話を配備し情報収集伝達手段の確保を図る。

4 登録制防災メール等

防災メールや SNS に登録している市民や市職員に対し、気象情報、災害時の避難指示等の災害・緊急情報を配信し、情報を伝達する。

5 緊急速報メール（エリアメール）

大野市内に在圏している NTT ドコモ、ソフトバンク、au、楽天モバイルの携帯電話に緊急地震速報、避難指示等の情報を一斉に配信を行い、市民への周知を行う。

第3 防災資機材等の整備、調達

防災関係機関は、応急対策実施のため、災害用装備資機材等をあらかじめ整備充実するとともに、保有資機材等は随時点検を行い、保管に万全を期する。また、長期停電に備え、非常用発電機を整備し、あらかじめ燃料を備蓄する等、電力の確保に努める。

第4 緊急必要物資の確保

災害時における食料品、生活必需品、応急及び復旧用資材、燃料等の供給を円滑に行うため、平素から卸売業者、大規模小売店舗等における放出可能量の把握に努め、最低限必要なものを備蓄するよう努める。なお、生活必需品等の確保については、第Ⅰ編第5章第6節「飲料水・食料品・生活必需品確保計画」に定めるとおりとする。

第5 災害対策用ヘリポートの確保

災害時の救助救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした輸送活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートを確保する。

第6 避難路線の指定

災害発生時の避難及び物資輸送路に供するため、国道、県道及び市道の中から、あらかじめ避難路線を指定しておく。

1 風水害・雪害対策

浸水想定区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、なだれ危険区域、土砂災害警戒区域等の危険区域にかかる住民全員が避難可能な安全な避難地、避難施設及び避難路を次の事項に留意して選定、整備するとともに、ハザードマップ等で住民に周知する。また、避難地における避難施設の整備に努める。

(1) 避難地の選定

- ① 土石流、地すべり等の土砂災害を受けるおそれのないこと。
- ② 洪水氾濫等を受けるおそれのないこと。
- ③ 危険区域等の保全対象人家等からできるだけ近距離にあること。

(2) 避難施設の選定及び整備

- ① 危険区域ごとに安全な避難施設を選定、確保すること。
- ② 適当な避難施設がないときは、安全な避難施設を整備するよう努めること。

(3) 避難路の選定

- ① 危険区域等を通過する道路は努めて避けること。
- ② 車両通行が可能な程度の幅員のある道路を選定すること。

(4) 避難路の整備

- ① 誘導標識等の整備に努めること。
- ② 避難路上の障害物件を除去すること。

2 震災対策

地震災害に対処するため、次の事項に留意して避難地及び避難路の選定を行う。

(1) 避難地の選定

- ① 火災の延焼によって生じる輻射熱や熱気流等に対し、避難者の安全を確保するため十分な面積があること。
- ② 危険物、大量可燃物等の災害の発生要因及び拡大要因となるものが存在しないこと。
- ③ 避難者が安全に到着できる避難路と接続されていること。
- ④ 一定の間、避難者の応急救護活動が実施できること。
- ⑤ 液状化現象による危険性が少ないこと。

(2) 避難路の選定

- ① 幅員が十分に確保されていること。
- ② 沿道に耐火建築物が多いこと。
- ③ 落下物、倒壊物による危険性が少ないこと。
- ④ 危険物施設等にかかる火災、爆発物等の危険性が少ないこと。
- ⑤ 耐震性貯水等の防火水槽及び自然水利の確保が比較的容易であること。
- ⑥ 通行障害発生時の代替道路の確保に対処できること。

(3) 避難地及び避難路の安全確保

市及び防災関係機関は、火災に対する安全性の強化、車両規制の強化、危険物施設等の安全化促進等、避難地への避難経路の安全確保を図る。

第7 広域応援・受援体制の整備

大規模災害等発生時に、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に応援・受援体制を確立できるよう、道の駅「越前おおの 荒島の郷」を広域防災拠点として活用する。

<資料編>

- 1-28 水防倉庫の状況
- 1-29 防災資機材備蓄状況一覧
- 1-30 ヘリポート適地箇所一覧

第2節 上下水道施設災害予防計画

第1 計画の方針

市は、水道施設及び下水道施設の災害予防を図る。

第2 水道施設災害予防対策

災害による水道施設の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、水道施設の整備増強及び給水体制の整備を推進する。

1 施設等の整備

水道整備事業の実施について、水道施設設計指針及び水道施設耐震工法指針・解説等により、施設の耐震化を図る。

(1) 取水、導水施設

管路は、耐震性継手、伸縮継手等の耐震性を考慮した構造・材質とする。

(2) 浄水施設

ポンプ回りの配管、構造物との取り付け管、薬品注入関係の配管設備について耐震化を進めるため、整備補強を行う。また、被災時の停電を考慮して自家発電設備の整備を行う。

(3) 送配水施設

送配水幹線については、耐震性の強化のため、耐震継手、伸縮可とう管、緊急遮断弁等を使用する。また、既設管については、石綿セメント管や老朽管からダクタイル鋳鉄管や硬質塩化ビニル管への敷設替え等の措置を行う。

地震により管路が被害を受けたとき、断水等の被害を最小限にするため配水幹線の複数化を推進する。

2 応急復旧用資機材の整備

応急復旧用資機材の整備を推進するとともに、広域的な水道事業団体の相互融通についてルール化を推進する。

3 給水体制の整備

水道施設が被害を受けたときに緊急用水の供給が円滑にできるよう、平素から災害時の給水協力体制の推進を行うとともに、給水車及び給水資機材の整備、確保に努める。

4 応急復旧体制の整備

災害により被災した水道施設の応急復旧を図るため、必要な体制を整備する。

第3 下水道施設災害予防対策（農業集落排水等を含む。）

公共下水道供用開始区域及び農業集落排水供用開始地区において、応急復旧資機材の整備、備蓄及び応急復旧体制の整備を図る。

1 施設等の整備

公共下水道事業及び農業集落排水事業の推進を図るとともに、合併処理浄化槽の設置を促進する。

（１）公共下水道事業の推進

公共下水道計画区域の整備を推進する。

（２）農業集落排水の適正な維持管理

農業集落排水施設の適正な維持管理に努める。

（３）合併処理浄化槽の設置促進

合併処理浄化槽の区域については、浄化槽設置整備事業等によって汚水処理施設整備の推進を図る。

（４）マンホール等の清掃を行うため、バキューム車、マンホールポンプ動力（発動発電機等）及び通信ケーブルの確保に努める。

（５）停電時に備え、自家発電設備の整備を図る。

2 施設の耐震性等の強化

（１）老朽管等の更新

（２）構築物の更新・補強

（３）機械設備の更新・補強

（４）浸水区域内の施設の電気設備の高所化

3 点検調査の実施

施設設備の点検マニュアルを整備し、これに基づき点検調査等を定期的に実施し、施設設備の改善に努める。

4 代替施設設備の調達

下水道施設に支障を来した場合の代替トイレ（非常用、仮設、移動式）は、県や市が協定を締結している事業者から調達する。

5 応急復旧用資機材及び体制の整備

下水道施設の応急復旧用資機材の整備に努めるとともに、被災下水道施設の応急復旧を図るため、必要な体制の整備を図る。

<資料編>

1－27 下水道事業の概要

第 3 節 火災予防計画

第 1 計画の方針

市は、消防体制を充実・強化するとともに、防火思想の普及を徹底し、火災予防を図る。

第 2 総合的な消防計画の策定

市町村消防計画の基準(昭和 41 年消防庁告示第 1 号)に基づき、火災その他の災害の危険度及び消防力を勘案した総合的な消防計画を策定し、見直しを図る。

第 3 消防力の強化

1 消防体制の強化

複雑多様化、大規模化する火災その他の災害に対応するため、消防体制の充実強化を図るとともに、相互応援体制の強化を図る。

2 消防力の人的強化

(1) 消防職員・団員の充足

消防力の整備指針(平成12年1月20日消防庁告示第1号)に基づき、消防職員の充足及び消防団員の確保を図る。

(2) 消防団の活性化対策の推進

消防団への青年、女性層の参加を促進し、消防団の施設、装備の充実強化を図るとともに、広報活動を積極的に行う。

(3) 消防職員・団員の教育訓練

消防職員・団員の災害に関する知識及び技術の向上を図るため、教育訓練の充実を図る。

3 消防力の物的強化

(1) 消防施設の強化

消防力の整備指針に基づき、消防施設の拡充強化を図る。

(2) 消防水利の強化

消防力の整備指針及び消防水利の基準(昭和 39 年消防庁告示第 7 号)に基づき消防水利の整備強化を図る。

(3) 消防施設等の整備点検

火災その他の災害に際して行動を迅速に行うため、現有消防ポンプ自動車等の整備及び点検を実施し、性能の維持を図る。

(4) 消防団の伝達体制強化

消防団に配備したデジタル簡易無線機等を活用し、情報伝達体制の強化を図る。

第4 一般火災予防対策

1 防火体制の推進

(1) 地域

住民一人ひとりが防火の意識を持つことにより、地域ぐるみの防火の輪を広げ、地域と消防が一体となった火災予防活動を行う。また、職場の自衛消防組織や地域の自主防災組織を育成し、災害時の即応体制の強化を図る。

(2) 高齢者

急速な高齢社会が進行する中で、高齢者世帯等に対する火災予防を推進する。

(3) 家庭

住宅火災の防止に向け、一般家庭を対象とした防火指導や火災予防思想の啓発を図る。また、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を推進する。

(4) 児童

園児や小学生が「防火」に対する正しい知識をもてるように、幼・少年消防クラブの育成を図る。

2 建築物の防火指導

消防本部は、消防法(昭和23年法律第186号)第4条、第4条の2及び第16条の5の規定に基づき、学校、病院、事業所等の防火対象物及び危険物施設に対する予防査察を計画的に実施し、状況を常に把握するとともに、同法第8条及び第36条の規定に基づき防火管理者及び防災管理者の選任、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備、点検の実施等により防火指導の強化を推進する。

3 警防計画の樹立

消防本部は大野市消防本部警防規程(平成24年消防本部訓令第8号 以下「警防規程」という。)に基づき、次に掲げる警防計画を樹立し、消防活動の円滑な実施を図る。

(1) 大規模災害等警防計画

(2) 特別消防対象物警防計画

特別消防対象物、人命危険の大きい建築物、中高層建築物、大規模建築物等警防活動上障害のある対象物、その他の消防対象物で特に必要と認めるもの

(3) 警防活動困難区域警防計画

密集地域及び消防水利の不足等警防活動困難な地域

(4) 集団災害警防計画

大規模救助事故及び大規模救急事故並びに傷病者が同時に多発すると予想される事故

(5) その他消防署長が必要と認める計画

4 火災予防査察の強化

消防法第 4 条、第 4 条の 2 及び第 16 条の 5 の規定に基づき、防火対象物及び危険物施設に対し立入検査を実施し、火災危険の排除と違反事項の是正に努め、防火指導の強化を図る。

第 5 林野火災予防対策

消防機関は、林野火災の特徴を踏まえ、効果的な林野火災対策を推進する。

1 監視体制の強化

時期を失することなく火災警報等を発令し、火災予防意識の喚起に努めるとともに、監視パトロールの強化を図る。

2 火災予防指導の強化促進

林野所有者及び事業者に対し、防火指導の強化促進を図る。

3 火入れ等の規制指導

「火入れ」に当たっては、市長の許可を受け、その指示に従うとともに消防本部に事前に通知するよう指導の徹底を図る。

4 連絡体制の整備

市は、消防団員及び地元林業関係者等の相互間において連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日等においても対応できる体制の整備を図る。さらに、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や関係機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなど緊急時の体制整備を図る。

5 応援体制

林野火災が拡大するおそれがある場合には、近隣の市町に対する応援要請等も含めて対策を強化し、火災拡大の未然防止を図る。特に、県防災航空隊への応援（ヘリコプターによる空中消火）要請を積極的に検討する。

第 6 文化財火災予防対策

文化財を火災から守るため、市教育委員会と消防本部は協力して、予防体制の強化及び防火設備の整備を図り、火災防止対策の推進に努める。

1 予防対策

教育委員会は、「文化財防火デー」を中心に市民の文化財愛護と防火意識の高揚を図るため、啓発活動を行う。

2 防火指導

文化財の所有者・管理者等に対し、関連機関と協力して防火対策を推進する。

(1) 消防設備・防火設備の整備

- ① 消防用設備等を整備し、点検など適正に維持管理する。
- ② 消防用水及び消火活動用進入路を確保する。
- ③ 防火設備等の延焼防止設備を設置する。

(2) 防火対策

- ① 防火管理者の選任、消防計画の作成を行う。
- ② 自衛消防組織を結成し、地域ぐるみの消防訓練を計画的に実施する。
- ③ 火気の使用を制限し、又は禁止する。
- ④ 教育委員会と消防本部は連携して文化財立入検査及び防火指導を行う。

<資料編>

- 1-17 消防力の現況
- 1-18 消防団・消防水利の現況
- 1-19 消防資機材の保有状況
- 1-20 指定文化財一覧
- 1-21 防火対象物数及び防火管理者を必要とする防火対象物
- 1-22 携帯型無線機及び車載型無線機の配備状況一覧

第4節 交通施設災害予防計画

第1 計画の方針

各交通施設の事業者及び管理者は、災害時の交通システムを確保するため、各施設等の耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講じる。

第2 道路施設

道路管理者は、広域的で質の高い防災体制の確立と、地域内の確実な避難救急活動を確保するため、災害に強い道路網の整備に努める。

1 道路等の整備

道路管理者は、災害時における道路機能の確保のため、所管道路での計画的な補強等の対策を推進する。また、広域的、地域的な防災体制の確立を目的とした道路網についても併せて整備する。

(1) 幹線道路網の整備

地域的な防災体制の確立のため、市庁舎と基幹道路及び市庁舎と防災拠点施設のそれぞれを連結する幹線道路網等について、被災時の代替性にも考慮しながら、都市計画及び地方道路計画等に基づいて整備を推進する。

(2) 補助幹線道路の整備

補助幹線道路及び区画道路の整備により、幹線道路とのスムーズな連結を図る。

(3) 避難誘導路の確保

住宅密集地等において、防災上必要な地域では、歩道等の整備による避難誘導路の確保を図る。

(4) 道路の防災補修工事

道路や道路法面の崩壊が予想される箇所等の調査を行い、道路の防災補修工事が必要な箇所については、その対策工事を早急に実施する。

(5) 橋梁等の整備

橋梁等の耐震性の向上を図るため、定期的に地震に対する安全性の点検を実施し、これに基づく必要な補修を行う。また、国の定める最新の橋梁等の耐震基準を準用して耐震点検調査や補修等対策工事を行い、今後新設する橋梁については、上記仕様又は今後国において示される新たな基準に基づき整備を行う。

なお、大規模な擁壁、共同溝などについても地震に対する安全性を考慮して整備を行う。

(6) トンネルの整備

災害時におけるトンネルの安全の確保のため、所管のトンネルについて安全点検調査を実施し、速やかな補強等対策工事を実施する。

2 道路啓開等

国や県は、大規模災害において道路啓開等を迅速に行うため、関係機関と連携して、道路啓開計画を策定する。事故車両、倒壊物、落下物等の道路障害物の除去による道路啓開に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等から緊急に協力が得られるよう協定の締結に努める。なお、市は、道路管理者として道路啓開体制に協力するものとする。

第3 鉄道施設

西日本旅客鉄道株式会社は、同社で定める手続、準則等により、災害の防止、災害時の輸送確保並びに社内関係機関及び関係自治体との連携について定める。

1 施設及び設備の耐震性の確保

(1) 周期的な構造物の健全度調査により下記事項を行う。

- ① 橋梁の維持補修
- ② 法面、土留の維持及び改良強化
- ③ トンネルの維持、補修及び改良強化
- ④ 建物設備の維持修繕
- ⑤ 通信設備の維持

(2) 地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図るとともに、列車の運転規制等の基準とし、事故を防止する。

2 防災資機材の整備及び要員の確保

(1) 社内での防災資機材（モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、防災桁）の整備を図るとともに、民間企業から緊急に協力が得られるよう体制を整える。

(2) 社内及び関連業者の災害事業に従事する技術者及び技能者の技術及び技能の程度と人員配置状況を把握し、緊急時における発動体制を確立する。

第5節 孤立集落対策計画

第1 計画の方針

市は、中山間地域等、土砂災害、水害、積雪、なだれ等による交通途絶等により孤立するおそれのある集落について、孤立予防対策を推進する。

孤立想定集落の予防対策として、橋梁、通信施設等の公共施設の改修又は防護対策、道路の整備、地すべり及びなだれ発生危険箇所等の災害危険箇所における危険防止対策等に努める。

第2 孤立するおそれのある集落の把握

土砂災害、水害、なだれ等により孤立するおそれのある集落について、人口、世帯数、通信設備、防災資機材の整備状況等を調査する。

第3 予防対策

1 住民への周知

土砂災害警戒区域、土砂災害前兆現象、なだれ発生危険箇所、避難方法等を土砂災害ハザードマップの配布等により住民へ周知する。

2 交通路の確保

(1) 道路網の整備

道路管理者は、土砂災害、水害、なだれ等により孤立するおそれのある集落について、地すべり及びがけ崩れの防止、堤防強化等を図るとともに、幹線道路や集落へのアクセス道路網を整備するよう努める。

(2) 危険箇所の巡視

大雨に伴う洪水等、土砂災害発生の危険が迫っている場合、危険箇所の巡視を行う。また、大雪警報が発表されたときは、なだれの発生を想定し、土砂災害危険箇所、なだれ危険箇所等について巡視を強化する。

(3) 迂回路の確保

巡視により、土砂災害、水害、なだれ等を確認した場合及び土砂災害等が発生するおそれがある亀裂等を確認した場合は、関係機関と連絡調整し、二次災害の防止対策を図るとともに、迂回路を確保するよう努める。

(4) 孤立集落が確認された場合

土砂災害、水害、なだれ等により交通が途絶し、孤立した集落が確認された場合は、県防災ヘリコプター等による被害情報収集等を行い、必要な支援に努める。

3 通信手段等の整備

(1) 通信機器の整備

中山間地域等については、一般電話施設が通信途絶した際の通信手段として、災害に強い衛星携帯電話機等の通信機器を整備するよう努める。

(2) 通信施設の整備

電気通信事業者は、一般電話施設の通信途絶に備え、代替通信施設の整備に努めるとともに、通信が途絶した際には、通信回線の早期復旧を図る。

4 電力の確保

中山間地域等、土砂災害、水害、なだれ等により孤立するおそれのある集落については、小型可搬型自家発電機の整備を検討する。

電力事業者は、停電の早期復旧を図るとともに、停電の長期化を想定し、移動自家発電機等の配備に努める。

5 協力・連携体制の整備

国、県、市の関係機関は、土砂災害やなだれ等により孤立集落が発生した場合、協力体制を図れるよう、平素から協力体制の整備に努める。

中山間地域等、土砂災害、水害、なだれ等により孤立するおそれのある集落については、近隣集落間での人的交流による情報の伝達や共有体制の構築に努めるとともに、アクセス可能な集落間での応援体制の構築に努める。

第4 孤立発生への備え

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、市に連絡するものとする。また県および市は、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。なお、ドローンを活用した孤立集落の被害状況を把握するため、事前に必要な手続等を行い、災害時に迅速に対応できるよう努める。

市は、孤立集落において、救急患者が発生した場合に、県防災ヘリコプター及び県ドクターヘリコプター等による、患者搬送、住民の救出、物資の補給等を実施するため、孤立集落内にヘリポート適地を確保するよう努める。

第6節 電気通信施設・放送施設災害予防計画

第1 計画の方針

電気通信施設及び放送施設の災害予防のための計画である。

第2 電気通信設備災害予防対策

電気通信設備関連会社等は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について浸水防止対策等の予防措置を講じ万全を期する。

1 災害予防対策

災害による故障発生を未然に防止するため、次のとおり防災設計等を行い万全を期する。

- (1) 水害等のおそれがある地域に設置されている電気通信設備の耐水構造化
- (2) 雪害等のおそれがある地域に設置されている電気通信設備の耐風又は耐雪構造化
- (3) 地震、火災災害に対する重要電気通信設備の耐震、耐火構造化
- (4) 主要な伝送路の多ルート構成又はループ構成

2 災害対策用機器の配備

災害が発生した場合において被害を迅速に復旧し、電気通信サービスを確保するため、次の災害対策用機器等を配備する。

- (1) 非常用無線衛星通信装置、非常用無線装置
- (2) 移動電源車、発電発動機
- (3) 非常用移動電話局装置、車載型基地局装置
- (4) 応急復旧用ケーブル
- (5) その他災害対策用機器

3 災害時措置計画の整備

災害が発生した場合において通信不能地域をなくし、電気通信サービスを確保するため、次の災害時措置計画を作成する。

- (1) 伝送措置（伝送路、回線切替、臨時回線の作成等）
- (2) 交換措置（う回路変更、利用制限等）
- (3) 手動台措置（手動台臨時中継、利用者への利用案内等）

第3 放送施設災害予防対策

1 一般放送施設

日本放送協会福井放送局、福井放送㈱、福井テレビジョン放送㈱及び福井エフエム放送㈱は、非常災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における放送電波の確保を図るため、あらかじめ定められた計画により、放送設備、局舎設備について予防措置を講じるとともに、災害報道体制を整備する。

- (1) 放送設備等の耐震対策及び浸水防止対策を強化する。
- (2) 非常用資機材、消耗品等を定量常備する。
- (3) 放送設備等の整備、点検

災害警戒時には、次の設備について整備、点検を行う。

- ① 電源設備
- ② 給排水設備
- ③ 中継、連絡設備
- ④ 放送設備、空中線関係設備

第7節 電力・ガス施設災害予防計画

第1 計画の方針

電力事業者、液化石油ガス事業者等は、災害時における被害を最小限にとどめ、電力及びガスの供給機能を確保するため、電力及びガス施設の災害対応力を強化するとともに、迅速な施設の復旧を図るための体制を整備する。

第2 電力施設

電力事業者は、災害による電気設備の被害を軽減し、安定した電力供給の確保を図るため、災害の種別ごとにあらかじめ定められた計画により、施設、設備の整備、管理を行い、応急復旧体制の整備及び電気施設の耐震性等の強化を図る。

1 水害・震災対策

(1) 発電設備、変電設備

施設、付属設備及びその防護施設について点検、整備を行うとともに、非常用電源を整備する。

(2) 送配電設備

- ① 重要設備、回線等に対する災害予防対策を実施する。
- ② 土砂採取等に対する鉄塔基礎周辺の保全対策を推進する。
- ③ 橋梁及び建物取り付け部における耐震性の強化を図る。
- ④ 電線路付近における飛来物に対する予防対策をとる。

2 落雷対策

変電設備に耐雷遮へい及び避雷器を重点的に配置するとともに、系統保護継電装置を強化する。また、送配電設備については、架空地線及び避雷器を設置して雷害対策を強化する。

3 雪害対策

送配電設備について支持物及び電線を強化するとともに、危険樹木の伐採等による予防対策を講じる。

4 通信設備の強化

主要通信系統の二重ルート化、健全回線の切替えによる応急連絡回線の確保、無停電電源及び予備電源の確保並びに移動無線等の整備等を図る。

5 電気設備予防点検の実施

電気設備に関する技術基準の定めるところにより、定期的に工作物の巡視、点検を実施するほか、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行う。

6 災害対策用資機材の整備及び輸送体制の確保

(1) 資機材の整備

本店、支店、営業所その他の業務機関は、地域的条件を考慮して災害対策用資機材の必要数量を整備しておくものとする。

(2) 資機材の輸送

本店、支店、営業所その他の業務機関は、災害対策用資機材の輸送計画を作成するとともに、輸送力を確保しておくものとする。

第3 ガス施設

液化石油ガス事業者、ガス製造・販売業者は、災害発生 of 未然防止を図るとともに、被災時のガス設備の被害を軽減し、さらに、ガスによる二次災害の防止を図るため、ガスの製造、供給に係る施設・設備の整備、管理を行うとともに、耐震性の強化、応急復旧体制の整備を図る。

1 製造設備及び供給設備の充実及び維持管理

ガス発生設備、石油類貯蔵槽、L P ガス貯蔵槽、ガスホルダー、プロパンガス容器等については耐震性を十分に考慮して設置し、防油、防液堤、消火設備、保安電力設備等の拡充及びプロパンガス容器の転倒防止に努める。

これらの設備については、保安規定、危害予防規定等に定めるところにより、定期的に点検、検査及び見回りを実施する。また、設備上、耐震性がないと判明した設備については、早急に改善修理を実施する。

2 災害対策用資機材の整備

緊急事態が発生した場合に早急に応急復旧措置ができるよう、あらかじめ通信体制を強化するとともに、導管材料、緊急防災工具等必要な資機材を整備し、定期的に確認を行う。

3 防災関係機関との相互協力体制の確保

市域において、ガス漏れによる爆発事故が発生した場合、迅速かつ的確に対処できるよう、あらかじめ防災関係機関と協議しておく。

第8節 危険物等災害予防計画

第1 計画の方針

市は、危険物、高圧ガス、火薬類、毒物、劇物等の保安対策を徹底し、危険物等による災害の防止を図る。

第2 危険物保安対策

消防法上の危険物は、その貯蔵又は取扱い上の不備が直ちに災害の原因となるとともに、他の原因に基づく災害発生時にはこれを拡大させる重要な要因ともなることから、消防本部は、危険物施設の立入検査、従事者に対する取扱い指導及び訓練又は災害時における緊急措置の徹底を図り、災害の防止に万全を期する。

1 立入検査の実施

- (1) 消防本部は、危険物施設関係者等に対して立入検査を実施し、法令に基づく適切な維持、管理をさせるとともに、貯蔵、取扱い等の厳正を期するよう十分な監督指導を行う。
- (2) 移動タンク貯蔵所（タンクローリー）の立入検査は、警察の協力を得て公道にて立入検査を実施する。

2 自主保安体制の確立

消防本部は、危険物施設関係者等に対し、予防規程の作成、自衛消防組織等の育成指導を行い、自主保安体制の確立を推進する。

3 化学消火剤等の備蓄

- (1) 消防本部は、化学消防車の整備及び化学消火剤の備蓄を図り、消防力の強化を推進する。
- (2) 消防本部は、危険物施設において万一事故が発生した場合は、大規模災害に拡大するおそれがあるため、危険物施設関係者等に対して災害時の処理体制と化学消火剤の備蓄を指導する。

4 保安教育の実施

危険物施設関係者等に対して、関係法令及び災害予防の具体的方法についての教育を実施し、保安管理の向上を図る。

5 予防広報

広報紙、チラシ等により、危険物やLPガスの性質及び正しい貯蔵、取扱い方法について広報する。

第3 高圧ガス、火薬類、毒物、劇物等の保安対策

高圧ガス、火薬類、毒物、劇物等の保安については、法令の遵守、自主保安体制の確立、従業員の防災教育及び訓練、自衛消防組織の編成、事故発生時の連絡体制等について普及徹底を図る。

第4 危険物等の輸送対策

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物、劇物等を輸送する車両の管理者は、あらかじめ次の措置を講じて輸送途上における災害発生の未然防止を図る。

- (1) 危険物輸送に当たっては、積込み・積卸し作業の監視体制を整備するとともに、輸送過程における安全措置に万全を期する。
- (2) 危険物輸送に伴う災害の発生に備え、関係機関と連携を強化するとともに、災害発生時における応急対策計画の策定を図る。
- (3) 危険物輸送に従事する者に対し、防災知識の普及教育と災害発生時における応急対策訓練の徹底を図る。

<資料編>

- 1-23 危険物施設一覧
- 1-24 LPガス販売業者（取扱所）一覧
- 1-25 石油類販売業者一覧

第9節 風水害に強いまちづくり計画

第1 計画の方針

市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対する対策を検討する。特に、豪雨や洪水については、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化および防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

市は県と協力し、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県から適切な助言や支援を受ける。

第4章 災害に強い人づくり

第1節 防災知識普及計画

第1 計画の方針

市は、防災業務に従事する関係職員及び市民に広く防災知識、防災思想の普及を図る。

第2 市民に対する防災知識の普及

1 普及の内容

防災知識の普及内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 防災に関する一般的知識
- (2) 市地域防災計画の概要
- (3) 過去の主な被害事例
- (4) 気象情報に関する知識
- (5) 災害危険箇所、危険物等に関する知識
- (6) 災害に対する心構え
 - ① 平素の心得（非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策）
 - ② 3日分の水、食料、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
 - ③ 緊急地震速報のしくみと発表時の心得
 - ④ 災害発生時の心得
- (7) 警報等発表時、高齢者等避難、避難指示の発令時にとるべき行動、指定避難所での行動
- (8) 災害時の家族内の連絡体制の整備
- (9) 自主防災組織の役割
- (10) その他災害に関する知識

2 普及の方法

防災知識の普及方法は、おおむね次のとおりである。

- (1) 報道機関による広報

新聞、ラジオ、テレビ等に資料を提供し、本市の地域防災計画、災害注意事項の広報について協力を依頼する。
- (2) 市のホームページに防災情報を常時掲載し、普及を図る。
- (3) 印刷物による広報

「広報おおの」に随時防災情報を掲載し、市民への普及を図る。

- (4) 各種資料を活用し、団体等の会合、防災講習会等の機会を通じて防災知識の普及に努める。
- (5) 講習会、講演会、実地研修等の開催（要配慮者にも十分配慮する）
- (6) 防災訓練の実施
- (7) 立看板、懸垂幕等の掲示による普及
防災週間、増水時期等には立看板、懸垂幕等を掲示し、広く住民に対し注意を促すとともに、市内小・中学校、高等学校の児童生徒を対象として、防災に関するポスター、標語を募集し、優秀作品を展示、掲示して意識の向上を図る。
- (8) 広報車の巡回による普及
台風期、火災多発期に随時広報車を出し、地域内を巡回広報して注意喚起を促す。
- (9) SNS 等を活用した情報発信

第3 防災関係職員の防災研修

防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、専門家の知見や職員動員等の非常対応マニュアルを活用するほか、次により防災研修の徹底を図る。

1 研修の方法

- (1) 講習会、講演会等の開催
- (2) 見学、現地調査等の実施
- (3) 防災活動手引書の配布
- (4) 訓練による実地的研修

2 研修の内容

- (1) 市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- (2) 非常招集の方法
- (3) 災害の特性
- (4) 防災知識と技術
- (5) 防災関係法令の運用
- (6) その他必要な事項

第4 学校における防災教育

1 児童生徒に対する防災教育

学校は、児童生徒に対して消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な行動力の習得等を図る。

- (1) 学校教育における防災知識の指導
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 学校行事等における指導

2 教職員に対する防災知識の普及

教職員に対して防災に関する知識の普及を図るとともに、応急時における処置方法を研修する。

第5 自動車運転者に対する防災教育

大野警察署は、自動車の運転者及び使用者に対し、災害発生時における自動車の運行措置について各種講習会等により防災教育を実施する。

第6 防災上重要な施設の管理者等の防災教育

防災関係機関は防災上重要な施設や危険物を有する施設等の管理者に対して、施設の耐震化の促進や災害時の防災教育の実施について指導する。

第7 災害教訓の伝承

市民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市は、災害教訓の伝承の必要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集、保存、公開等により、市民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第2節 災害ボランティア活動支援計画

第1 計画の方針

市は、県及び関係機関と連携し、災害ボランティア活動に関する研修、資機材の整備、災害ボランティア活動体制の整備等の支援を行い、円滑なボランティア活動の実施を図る。

第2 災害ボランティア活動への支援

1 ボランティア意識の醸成

市は、災害ボランティアの育成を図るため、県、市社会福祉協議会等と連携し、「福井県社会貢献活動支援ネット」の登録促進に努め、各種広報媒体を利用して市民に対する情報提供を行う。

また、啓発行事を実施し、災害ボランティア活動の普及に努める。

2 災害ボランティア活動への支援

市社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアセンター連絡協議会を設置し、災害ボランティアに関する研修会の開催、資機材の整備等、災害ボランティア活動への支援を行う。

また、県の行う災害ボランティア活動の支援に関する事業に協力する。

第3 ボランティア活動体制の整備

1 平素における各種団体との連携体制の整備

市は、平素から、市内各種団体との連携を図ることのできる体制づくりを行い、災害発生時に、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう備える。

2 ボランティアの育成

市は、災害ボランティアを含むさまざまな活動を行うボランティアの育成を図るため、市社会福祉協議会が設置する「大野市ボランティアセンター」の活動に必要な支援を行う。

「大野市ボランティアセンター」と緊密に連絡を取り合い、平素からボランティア活動に関する必要な情報の収集・提供を行う。

3 災害発生時における受け入れ・派遣体制及び活動拠点の整備

市は、災害発生時に、ボランティアの受け入れ・派遣及び活動のための拠点のあっせん又は提供を円滑にできる体制づくりをあらかじめ行うとともに、活動拠点になりうる場所の整備に努める。

4 広域連携体制の整備

市は、災害発生時の災害ボランティア活動について広域的な連携を円滑に行うため、ボランティアのあっせんや資機材の提供等について、応援可能な隣接市町や友好市町等とあらかじめ相互に確認しておくとともに、応援協定を締結するなど広域連携体制の整備に努める。

第3節 自主防災組織等育成計画

第1 計画の方針

市は、地域住民で組織する自主防災組織等を育成し、防災活動が効果的に実施されるよう自主防災体制の確立を図る。

第2 地域住民等の自主防災組織

1 組織化の推進

自主防災組織は、防災コミュニティを構成する最も重要な組織であり、市内の各自治会活動に防災活動を組み入れることなどにより、早期に各自治会の実情に応じた組織化を図る。また、市は自主防災組織における女性の参画を促進する。

(1) 平素の活動

- ① 防災関係機関と住民との間で、災害情報が正確かつ迅速に伝達されるシステムを確立する。
- ② 防災意識の普及、啓発を図る。
- ③ 防災訓練（初期消火、情報収集伝達、救出救護、避難誘導等）を実施するとともに、県、市が行う訓練に積極的に参加する。
- ④ 火気使用設備器具等の点検を指導する。
- ⑤ 防災用資機材等の早急な整備及び点検を実施する。
- ⑥ 住民が非常食、救急医薬品等を常時、備蓄するよう指導する。
- ⑦ ハザードマップなどを作成し、避難路及び指定緊急避難場所を確認する。
- ⑧ 住民参加のもと、地域ぐるみの安全点検（危険箇所、危険物保管場所、飲料水源等）を実施する（市内防災点検の日）。
- ⑨ 避難行動要支援者を把握し、避難支援者の確保に努める。

(2) 災害発生時の活動

- ① 地域内の被害状況及び必要な情報を収集し、市等に通報する。
- ② 出火した場合、飛火警戒するとともに、一致協力して初期消火に当たる。
- ③ 被災者の救出救護に当たる。
- ④ 各家庭に対し、出火防止を呼びかける。
- ⑤ 防災関係機関からの災害に関する情報を地域住民に伝達する。
- ⑥ 避難行動要支援者に十分配慮した避難誘導に当たる。
- ⑦ 指定避難所運営に協力する。
- ⑧ その他防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

2 市の措置

(1) 自主防災組織づくりの推進

各地区の区長会などの機会をとらえ、自主防災組織づくりを早急に推進する。また、連携を図りながら自主防災組織の育成強化を図る。

(2) 自主防災組織の防災リーダー育成

自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために定期的かつ地区別に研修を催し、活動の中心的な役割を果たす防災リーダーを育成する。また、県が実施するリーダー研修会への積極的な参加を促す。

(3) 自主防災組織への助成

自主防災組織による災害発生時の初期活動等を迅速・効果的に行うため、必要な人命救助器具や防災資機材等の助成を行う。また、自主防災組織が実施する防災訓練に対し、必要な職員派遣や資機材の貸出しを行う。

(4) 講習会の開催

各地区において、初期消火及び応急救護などの講習会を開催する。

第3 事業所等における防災活動の推進

1 活動内容

事業所等は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。平常時及び災害発生時において、それぞれの実情に応じた防災計画に基づき、効果的に防災活動を行うよう努める。

また、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

(1) 平素の活動

- ① 防災関係機関と事業所等の間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるようなシステムを確立するとともに、地域との連携を強化する。
- ② 従業員等に対し、防災教育を行う。
- ③ 防災訓練を実施する。
- ④ 火気使用設備器具等の点検を実施する。
- ⑤ 消防用設備等の整備、点検を実施する。

(2) 災害発生時の活動

- ① 事業所内の被害状況及び必要な情報を収集し、市等に通報する。
- ② 地域の防災活動に積極的に協力する。
- ③ 火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。
- ④ 避難誘導措置をとる。
- ⑤ 負傷者の救出救護に当たる。
- ⑥ その他防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

2 自衛消防組織設置の推進

事業所等については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防組織の設置を推進し、指導に努める。

3 事業継続計画（BCP）策定の推進

事業者等の事業継続計画（BCP）策定に向けて、各種団体等を通じ指導や広報を推進し、活動の活性化を図る。

第4 自主防災組織と自衛消防組織の連携

事業所における自衛消防組織が地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを進める。

第5 地区防災計画の作成

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うものとする。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

<資料編>

1－47 自主防災組織、自衛消防クラブ等名簿

2－4 大野市自主防災組織育成事業補助金交付要綱

第5章 災害に備えた体制づくり

第1節 防災体制の強化

第1 計画の方針

災害時の応急活動、復旧活動を円滑に行うため、防災体制の整備に努める。

第2 防災体制の整備・強化

迅速な初動体制を確立するため、災害発生直後の混乱期や勤務時間外においても応急対策等の防災活動を行うための組織及び体制を整備するとともに強化を図る。また、平素においてもその組織体制の確認等を進める。

1 防災拠点施設の整備

災害時に、災害対策本部が設置される市庁舎を中心に、多田記念大野有終会館、城下町南広場、有終公園、消防本部、及び休日急患診療所等の施設を含めた周辺地域一帯を防災拠点として活用し、災害対策本部の各班や防災関係機関が連携し、応急活動、復旧活動が円滑に展開できるよう施設整備を図る。

2 組織体制の確立

(1) 応急対策活動体制の充実

災害時応急対策の円滑な実施のために災害対策本部等の災害時の活動体制の充実に努める。職員の危機管理能力向上のための災害図上訓練や参集訓練の実施等、平素より応急活動体制の強化を図る。

(2) 緊急時連絡、動員計画の作成

災害時応急対策における組織計画に基づく各課及び関係機関は、個々の災害対策要員の配備体制及び役割について、あらかじめ具体的な動員計画を定める。

3 被災による行政機能の低下等への対策

市は、大規模災害によって自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることも視野に入れて、必要な体制整備に努める。

(1) 業務継続の体制整備

市は、業務継続計画の作成・運用に努めるなど、自ら業務継続性の確保に向けた体制整備を行う。

(2) 相互応援体制等の強化

市は、相互応援協定等を締結している機関との関係充実に努めるとともに、市外も含めた市町村間、民間機関等と必要に応じて相互応援協定等を締結し、応援体制の強化に努める。

第3 情報の収集及び伝達体制の整備・強化

迅速に応急活動を行うため、各種防災情報ネットワーク、通信体制等を活用するとともに、災害、被害状況等の情報を的確かつ迅速に収集、把握し、伝達、報告できる体制の整備を図る。

1 情報の収集体制の整備

(1) 情報の収集体制の整備

災害発生時に関係機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう体制整備を進める。

- ① 情報収集・伝達体制の整備及び体制の明確化
- ② 情報伝達ルート多重化

(2) 防災情報のネットワーク整備

災害時用の情報網の整備に努め、防災行政無線、緊急速報メール、大野市防災メール、SNS、インターネット等の活用を図る。

また、市の情報インフラ整備等を通じて、情報の一元化を図るよう努める。

(3) 情報システム環境の整備

災害情報、被害情報、応急活動情報等の早期収集、把握、一元化等に向け、情報システム等の活用に努める。また、防災関連の情報を蓄積し活用を図る。

2 広報体制の整備

市民へ迅速に正確な情報を伝え、二次被害や混乱を防止するために必要な体制を整備、強化する。

(1) 市民への広報体制の整備

広報車による広報体制や避難情報、防災情報等を発信するための情報伝達手段の整備に努める。また、市ホームページや大野市防災メール、SNSについて活用を図る。

第4 災害時の相互応援協力体制の整備・強化

市のみでは対処できない事態に対応するため、国、県、市町村、自衛隊、民間団体、事業者等への迅速な応援要請、円滑な受入体制を整備、強化する。

1 近隣市町、関係機関との連携強化

(1) 広域的な関係機関との連携強化

市及び防災関係機関は、災害応急活動及び復旧活動に備え平素より連携を強化する。災害時における県内市町間の相互応援協定及び他県市町との相互応援協定を活用するため、連携の強化を図る。

(2) 近隣市町との連携強化

近隣市町との連携を強化し、災害対策の適切な相互協力を図る。また、定期的な情報交換や、河川の総合治水対策の推進を行う。

(3) 応援要請及び受入体制の整備

災害時の関係機関、自衛隊、他自治体への応援要請方法を検討し、災害時に迅速な応援要請が行えるよう体制の整備に努める。また、他機関からの応援を円滑に受け入れるための受入体制の整備、強化も行う。

2 ボランティアの活用環境の整備

社会福祉協議会と連携し、円滑な受入体制を整備するとともに、平素より災害ボランティアの活動内容や市の対応を明確にしておく。

第5 防災行動計画等の推進

災害が想定された段階から迅速で的確な対応をとるためには、「いつ・だれが・どのように・何をするか」を計画しておくとともに、関係機関との連携を明確にしておく必要があることから、地域防災計画に基づいた各種防災行動計画等の作成等を進め、平素からの訓練や実践を通じ、地域防災計画の実効性向上に努める。

<資料編>

1-51 防災行動計画の概要

第2節 広域的相互応援体制の構築

第1 計画の方針

市は、大規模災害においては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が予想されることから、他地域からの応援又は他地域への応援を必要とする場合に備え、広域の相互応援体制の構築に努める。

第2 県内相互応援体制

1 福井県・市町災害時相互応援協定

市独自では十分な応急措置が実施できない場合に備え、他の市町に要請する応急措置を円滑に遂行するため締結した「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき密接な連携体制を構築する。

2 福井県広域消防相互応援協定

県内の消防における相互応援体制を確立するため、県下の関係市町が締結した「福井県広域消防相互応援協定」を活用し、消防広域応援体制を構築する。

3 福井県市町防犯隊相互応援協定

県内の市町が相互に協力して防犯隊の応援体制を確立するため、県下の市町が参画した「福井県市町防犯隊相互応援協定」を活用し、防犯隊の応援体制を構築する。

4 災害時相互応援協定（高浜町）

市町が相互に協力し、気象災害、地震・津波災害及び原子力災害その他の災害が発生した場合の応援体制を確立するため、「災害時相互応援協定」を活用し、応援・協力体制を構築する。

第3 県外からの応援体制

1 県外市町村災害時相互応援協定

市は、広域的防災体制を確立するため、相互応援協定等に基づき、密接な連携体制を構築する。

[県外相互応援協定締結市一覧]

機 関 名	連絡窓口	住 所 地	電話番号	F A X 番号
茨 城 県 古 河 市	消防防災課	茨 城 県 古 河 市 下 大 野 2248	0280-92-3111	0280-92-3088
岐 阜 県 郡 上 市	総務課	岐 阜 県 郡 上 市 八 幡 町 島 谷 228	0575-67-1832	0575-67-1711
愛 知 県 岩 倉 市	協働安全課	愛 知 県 岩 倉 市 栄 町 1-66	0587-38-5831	0587-66-6380
富 山 県 黒	総務課	富 山 県 黒 部 市 三 日 市	0765-54-2111	0765-54-4461

部市		1301		
岐 阜 県 美濃市	総務課	岐阜県美濃市 1350	0575-33-1122	0575-35-2059
三 重 県 尾鷲市	防災危機管理課	三重県尾鷲市中央町 10-43	0597-23-8118	0597-22-9343
福 島 県 相馬市	総務部 地域防災対策室	福島県相馬市中村字北町 63-3	0244-37-2121	0244-35-4196
岐 阜 県 高山市	危機管理課	岐阜県高山市花岡町 2 丁目 18 番地	0577-35-3345	0577-35-3174
滋 賀 県 守山市	危機管理課	滋賀県守山市吉身二丁目 5 番 22 号	077-582-1119	077-583-5066

2 県外消防相互応援協定

消防における相互応援体制を確立するため、県外の消防本部等と締結した相互応援協定を活用し、消防広域応援体制を構築する。

[県外消防相互応援協定締結先一覧]

機 関 名	住 所 地	電話番号	F A X 番号
岐阜市消防本部	岐阜県岐阜市美江寺町 2 丁目 9 番地	058-262-7161	058-266-8153
郡上市消防本部	岐阜県郡上市八幡町小野 4 丁目 4-1	0575-67-0119	0575-67-1215
白山野々市広域消防本部	石川県白山市三浦町 255 番地 1	076-276-1119	076-276-5237
中濃消防組合	岐阜県関市西欠ノ下 5 番地	0575-23-0119	0575-22-9535
揖斐郡消防組合	岐阜県揖斐郡大野町中之元 824 番地	0585-32-0119	0585-35-2797

3 緊急消防援助隊の要請

県内外の応援協定による消防力では災害に対応できない場合は、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう受援体制の確保に努める。

第 4 災害応援協定の締結

災害対策、復旧対策を円滑に実施するために、他の地方公共団体等の関係機関や民間団体等との応援協定の締結を推進し、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるとともに、平時から密接な連携体制を構築する。

[応援協定締結先一覧]

機 関 名	住 所 地	電話番号
国土交通省近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所	大野市中野 29-28	0779-66-5300

大野市管工事業協同組合	大野市南春日野 35-64-4	0779-65-6664
(社)福井県エルピーガス協会 大野支部	大野市明倫町 6 番 21 号	
郵便局		
大野鉄工金属協同組合	大野市南春日野 35-64-4	0779-65-6664
(社)大野市医師会	大野市天神町 1-19	0779-66-4671
大野電業協会	大野市中保 21-12	
(社)大野建設業会	大野市月美町 14 番 21 号	0779-66-3125
(財)北陸電気保安協会	富山県富山市桜橋通り 3 番 1 号	076-441-6350
福井県建物解体業協会	福井市春山 2 丁目 18-24	0776-22-3936
市内福祉施設（ビハーラ、聖和園、 和光園、大野荘、むつみ園、希望園）		
北陸コカ・コーラボトリング	富山県高岡市内島 3550 番地	0766-31-1115
国土交通省近畿地方整備局 福井河川国道事務所	福井市花堂南 2-14-7	0776-35-2661
セツカートン株式会社	兵庫県伊丹市東有岡 5 丁目 33 番地	072-784-6001
福井県民生活協同組合	福井市開発 5 丁目 1603 番地	0776-52-3300
協同組合ハニー	福井市高柳町 20 号 8 の 5	0776-53-0820
大野商業開発 協同組合	大野市鯨掛 17-17-1	0779-65-5530
医療法人厚生会ほほえみネットワー クさくら	大野市中津川第 32-33	0779-69-7090
協同組合大野石油センター	大野市牛ヶ原 101 西向田 1-1	090-4320-6110
ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1-3	03-4405-3696
一般社団法人坂井奥越建設連合会	坂井市丸岡町朝陽 2 丁目 105	
福井街角放送株式会社	福井市田原一丁目 13 番 6 号	0776-20-1111
福井県民生活協同組合 県民せいき ょう 大野きらめき	大野市天神町 3-21	0779-66-1211
NPO 法人コメリ災害対策センター		
公益社団法人日本下水道管路管理業 協会	東京都千代田区岩本町 2 丁目 5 番 11 号	03-3865-3461
公益社団法人福井県下水道管路管理 業協会	福井市中央 1 丁目 19 番 21 号	0776-29-2805
公益社団法人全国上下水道コンサル タント協会中部支部	愛知県名古屋市中区錦 1-8-6	052-232-6032
一般社団法人福井県測量設計業協会	福井市花堂北 1 丁目 7 番 5 号	0776-34-1828
一般社団法人福井県猟友会大野支部 一般社団法人福井県猟友会和泉支部	大野市天神町 1-1	
西日本電信電話株式会社	福井市日之出 2 丁目 12-5	

大野市社会福祉協議会 大野ライオンズクラブ	大野市天神町 1-19 大野市天神町 1-19	
北陸電力株式会社 北陸電力送配電株式会社	福井市日之出 1 丁目 4 番 1 号 福井市日之出 1 丁目 4 番 1 号	

第5 協定締結機関との合同訓練等

応援協定の締結機関に対する応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請手順、連絡方法、窓口等を取り決めておき、それらに基づく通信訓練等を含めた合同防災訓練を実施する。

第6 広域応援・受援体制の整備

災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援職員の指定、応援時の携行品の整備、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整える。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、大規模災害等発生時に、応援機関の活動拠点をはじめ、応援要員の集合や配置体制の構築、資機材等の集積や輸送体制等の側面支援等、必要となるさまざまな応援・受援体制の確立をはかるため、道の駅「越前おおの 荒島の郷」を広域防災拠点として活用する。

さらには河川敷等の敷地についても、原子力災害時における拠点避難所としての役割を考慮するほか、応援機関等の集積地として活用できるよう整備を進め、大規模災害等発生時に円滑に応援・受援体制を整えられるよう努める。

<資料編>

- 3-1 福井県・市町災害時相互応援協定
- 3-2 福井県広域消防相互応援協定
- 3-3 福井県市町防犯隊相互応援協定書
- 3-4 九頭竜川ダム統合管理事務所管内のダム情報等の提供に関する協定書
- 3-5 姉妹都市の災害時における相互応援協定（古河市）
- 3-6 災害時相互応援協定（郡上市）
- 3-7 災害時における相互応援協定（岩倉市）
- 3-8 災害時における相互応援協定確認書（岩倉市）
- 3-9 災害時相互応援協定（黒部市）
- 3-10 災害時相互応援協定（美濃市）
- 3-11 災害時相互応援協定（高浜町）
- 3-12 災害時相互応援協定（尾鷲市）
- 3-13 災害時相互応援協定（相馬市）
- 3-14 大野市と大野市管工事業協同組合の災害時における協力に関する協定
- 3-15 災害時における応急救護用燃料の供給に関する協定

- 3－16 大野市と郵便局との災害時における協力に関する協定書
- 3－17 大野市と大野鉄工金属協同組合の災害時における協力に関する協定
- 3－18 災害時の医療救護活動に関する協定書
- 3－19 大野市と大野電業協会の災害時における協力に関する協定
- 3－20 大野市と社団法人大野建設業会の災害時における協力に関する協定
- 3－21 災害時における公共施設等の電気設備の保安対策業務の協力に関する協定書
- 3－22 災害時における建築物等の解体撤去に関する協定
- 3－23 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定
- 3－24 大野市と北陸コカ・コーラボトリング株式会社の災害対応型自動販売機の運用及び災害時における協力に関する協定書
- 3－25 災害時等の応援に関する申し合わせ（近畿地方整備局）
- 3－26 災害時における支援協力に関する協定書（セツカートン）
- 3－27 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定（県民生協）
- 3－28 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定（ハニー）
- 3－29 災害時における生活物資供給等の協力に関する協定
（協同組合 大野商業開発）
- 3－30 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定
（医療法人厚生会 ほほえみネットワークさくら）
- 3－31 災害時における石油燃料等の供給に関する協定
（協同組合 大野石油センター）
- 3－32 災害時における情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）
- 3－33 災害時における協力に関する協定（（一社）坂井奥越建設連合会）
- 3－34 災害時における臨時災害放送局開設の協力に関する協定
（福井街角放送株式会社）
- 3－35 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定
（福井県民生活協同組合 県民せいきょう 大野きらめき）
- 3－36 特設公衆電話の設置・利用に関する協定（西日本電信電話株式会社）
- 3－37 行方不明者の捜索等の協力に関する協定書
- 3－38 災害時相互応援協定（高山市、守山市）
- 3－39 災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）
- 3－40 災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定（公益社団法人福井県下水道管路管理業協会）
- 3－41 災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定（公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部）
- 3－42 災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定（一般社団法人福井県測量設計業協会）
- 3－43 災害時における物資供給に関する協定書（NPO 法人コメリ災害対策センター）

- 3－4 4 災害福祉活動に関する相互連携協定（大野市社会福祉協議会、大野ライオンズクラブ）
- 3－4 5 大規模災害時における相互連携に関する協定（北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社）

第3節 防災訓練計画

第1 計画の方針

市は、災害に際し応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう各種の防災訓練を行い、防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。

第2 実施責務及び共同

- 1 災害予防責任者は、個別又は共同して必要な訓練を行う。
- 2 災害予防責任者の属する機関の職員、従業員は、防災計画等の定めるところにより、防災訓練に参加する。
- 3 住民その他関係諸団体は、災害予防責任者の行う防災訓練や地域の防災訓練等に参加することに努める。
- 4 災害予防責任者は、訓練後に評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図る。

第3 実施訓練の種別

1 水防訓練

水防管理者は、管理区域における水防活動の円滑な遂行を図るため、「大野市水防計画」に基づき、水防訓練を実施する。

2 消防訓練

消防本部は、消防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は関係機関と連携した訓練を実施する。また、学校、病院、工場等多数の者が出入りし、勤務し、利用する施設における自衛消防組織等の育成、訓練の実施を推進する。

3 救助救護訓練

災害救助実施機関は、災害発生の際、迅速かつ的確な救助、救護を実施するため、おむね次の訓練を実施する。

- (1) 避難
- (2) 救出
- (3) 医療助産
- (4) 炊出し、給水
- (5) 物資輸送

4 通信連絡体制訓練

市及び防災関係機関は、災害時における通信情報連絡を迅速かつ的確に行うため、平素から連絡体制の整備と通信手段、通信設備の操作等について次の訓練を適時実施し、連携体制の構築を図るものとする。

(1) 災害情報連絡訓練

気象情報その他災害に関する情報、指示、命令及び報告等を円滑に行うため、連絡体制の強化を主に実施する。

(2) 非常無線通信訓練

災害時において有線通信系統が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合に、無線通信系統の円滑な利用を図るため、連絡体制の強化を主に実施する。

5 非常招集（参集）訓練

市及び防災関係機関は、予期し得ない災害に際し、平素から災害対策活動を迅速かつ確実に実施するための関係職員の非常招集（参集）訓練を実施する。

6 避難訓練

災害に際し、迅速に避難が実施できるよう地区、学校、病院、事業所、交通機関等において避難訓練を実施する。

新型コロナウイルス感染症を含む感染拡大の恐れがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

7 図上訓練

災害予防責任者は、個別又は共同して、災害時における応急対策が迅速かつ適切に行えるよう、図上において訓練を実施する。

第4 総合防災訓練

災害に際し、市、防災関係機関、広域的な応援協力機関及び住民が一体となって相互に連携協力し、応急対策が迅速かつ適切に行えるよう総合的な防災訓練を実施する。

なお、実施に当たっては、住民参加型で実践対応型の訓練の実施に努める。

第5 自主防災組織と自衛消防組織の合同訓練

事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう合同訓練の実施について指導助言を行う。

第6 訓練の方法、時間、場所及び訓練記録

訓練は、実施機関が単独又は他の機関と共同して、いくつかの訓練を組み合わせる等、その効果があがるよう検討するとともに、最も訓練効果のある時期、場所等を選び実施するものとし、実施結果を記録しておく。

第4節 緊急事態管理体制整備計画

第1 計画の方針

市は、災害対策活動を円滑に実施するために、緊急事態に備え、機能的な活動体制の整備を図る。

第2 階層的防災生活圈構想の推進

消火、救助、避難、医療救護等の防災活動を有効かつ機能的に実施するため、自治会、地区、市、広域圏、県等の階層構造を防災生活圈として設定し、それぞれの防災生活圈ごとに包摂する下位の防災生活圈を支援する。

このために必要な機能（応援部隊・ボランティア等の活動調整、支援物資の集配・備蓄）を備えた防災拠点を地区にそれぞれ整備し、応援部隊・ボランティア等の活動調整や支援物資の集配に当たるほか、平素における備蓄等の機能を分担する。

また、小中学校等が指定避難所となる場合に備えて、教職員の緊急時の活動マニュアルを作成するとともに、指定避難所受入体制の整備として、避難所機能と教育機能の両立を含め、指定避難所としての利用・運営方法等を定める。

[防災生活圈の階層ごとの役割]

階層	役 割
自治会	- 自主防災組織の基礎的単位 - 指定緊急避難場所（集合場所）を設定 - 基本的な防災資機材等を備蓄
地区	- 自主防災組織の中核的単位。指定避難所を設定 - 防災拠点は、指定避難所への物資等の供給拠点の役割も果たし、地区内の情報収集・提供の拠点となる。 - 防災資機材等を備蓄
市	- 防災活動の司令塔的単位 - 災害時における指定避難所に対する食料、生活必需品の供給等の調整やそのための備蓄に当たる。 - 要配慮者に対するサービスの単位
広域圏	- 県内を福井・坂井、奥越、丹南、嶺南の4圏域に分けて設定 - 市町間における物資調達の調整、備蓄の融通を図る。
県	防災活動に関して、市町、防災関係機関、他都道府県、国との連絡調整に当たる。

〔階層ごとの施設・設備〕

階層	施設・設備
自治会	・ 集会所、集落センター、公園、広場等を指定緊急避難場所（集合場所）として設定 ・ 鋸、バール等、基本的な防災資機材等を備蓄
地区	・ 小中学校等を指定避難所として設定 ・ パソコン等の情報端末を整備し、生活必需品、防災資機材等を備蓄
市	・ 防災活動や防災基地に対するコントロールタワーとして、指揮命令機能、情報通信機能等を備える防災拠点として整備 ・ 指定避難所に対する食料、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄
広域圏	・ 圏域内の市町に対する支援物資の集配や応援部隊、ボランティア等の調整の拠点となる地域防災基地を整備 ・ 広域的に融通できるよう食料、生活必需品を備蓄
県	・ 県の災害対策本部となる防災センターやそのバックアップ施設となるサブセンター、市町等と結ぶ防災行政無線、防災情報パソコンネットワークを整備

第3 地域防災活動体制

住民や自主防災組織は、災害時に活動できる施設や資機材の整備に努める。

その他防災資機材の整備については、第Ⅰ編第3章第1節「防災関係施設設備・資機材整備及び物資確保計画」に定めるところによる。

〔防災資機材の概要〕

初期消火用	消火器、組立型水槽、布、バケツ等
救助活動用	拡声器、発電機、簡易救助器具等
救護活動用	濾過器、救急医療器セット、防水シート、簡易トイレ等
訓練用	ビデオ、映写装置、訓練用消火器具等

第4 市防災活動体制

物資の集積、救急・救助活動や災害時のボランティアの受け入れを目的とした防災拠点、市防災行政無線等の情報通信施設、食料、生活必需品等の備蓄倉庫、指定避難所や庁舎等の非常用電源の整備に努める。

また、災害時に緊急の救護所又は被災者の一時収容施設となる病院、診療所、社会福祉施設等の耐震化を指導するとともに防災活動の中心となる施設について耐震化を図る。

災害時において、り災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第5 地震発生時における公的機関等の業務継続性の確保

防災関係機関は、地震災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育、訓練、点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価、検証等を踏まえた改訂などを行う。

第5節 医療救護予防計画

第1 計画の方針

市は、災害時の医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態に備え、初期医療体制、後方医療体制及び広域的医療体制の整備を推進する。

第2 初期医療体制の整備

大野医師会は、市との協定に基づき、救護活動を円滑に実施するため、救護班の編成や派遣、その他救護活動の実施について体制を整える。

市は、救護活動を実施する場合は、大野医師会に対し救護班の派遣を要請し、救護班は、市が災害現場に設置する救護所又は避難所その他市が指示する場所において、救護活動を実施する。また、災害時の救急医療に対応できるよう、平時から、患者の受入れやトリアージ（傷病者の障害程度の区分）等に関する研修や訓練を行う。

第3 後方医療体制の整備

医療救護所等で手当を受けた傷病者のうち、重症の傷病者を後方医療施設（救急告示病院や被災地外の病院）へ移送する時は、後方医療施設へ医療情報を提供する。

第4 広域的医療体制の整備

災害の規模によっては、県、自衛隊、日本赤十字社、県医師会、DMAT等関係機関の応援が必要となるため、広域的な協力関係を構築するよう努める。

第5 医薬品等の確保

大野市赤十字奉仕団や大野市医師会など、関係機関・団体は、災害発生時に備え、必要な防疫、医薬品等の確保に努めるとともに、平素から関連業者等との協力体制の整備を推進する。

第6 医療施設の耐震化

医療救護の拠点となる医療施設については、災害時にその機能と安全性を確保するため、耐震性の点検・強化の指導、補強の促進を図る。

第7 医療救護所間の情報通信体制の整備

市は、県と協力し、医療機関や奥越健康福祉センター等に設置されているパソコンのネットワーク化を推進する。

第6節 飲料水・食料品・生活必需品確保計画

第1 計画の方針

市は、災害発生時における住民の生活を守るため、飲料水、食料品、生活必需品等の備蓄・調達体制を確立する。

第2 個人備蓄の推進

自らの身の安全は自らが守ることが防災の基本であることを市民に対して周知し、2～3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（応急医薬品、懐中電灯、ラジオ、乾電池、衣類等）の準備についての啓蒙を行う。

第3 市の備蓄

各指定避難所又は地区単位で、生命、生活を維持するために最低限必要な物資の備蓄を行うよう努める。男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮し、女性用品、乳幼児用品等の必要とされる物資についても一定程度備蓄を行うよう努める。

備蓄目標は、県で想定される避難者数とする。中山間地域等の集落など災害時に孤立するおそれのある集落については、備蓄目標を配慮する。また、緊急時には、協定を締結している関係業界団体より物資の調達を行う。

第4 必要物資の調達体制

1 関係業界団体等との協定締結

食料、日用品、資機材など生活を維持するために最低限必要な緊急物資の調達について、関係業者の能力や実績を勘案し、あらかじめ関係業界団体と協定を締結するよう努める。

2 インターネット、ネットワーク等の活用

指定避難所における必要物資を把握し、県と市及び市町間において不足している必要物資の融通を図るため、ネットワーク環境、パソコン等の整備を行い、インターネット通信の有効活用に資する。

3 応急食料等の整備

災害時における食料品、生活必需品等の供給が円滑に行われるよう平素から配慮し、緊急放出について協定を締結するよう努める。また、応急食料品等の保管場所及び備蓄について整備を図り、供給体制の確立に努める。

4 事業者団体等との連携

農林水産物、畜産物の被災地への供給を確保するため、事業者団体や集出荷施設、販売、輸送業者等との連絡体制を構築するとともに、在庫量等の情報収集に努める。

第5 給水体制の整備

水道施設が被害を受けたときに緊急用水の供給が円滑にできるよう、災害時の給水協力の推進を行うとともに、給水車の整備及び給水資機材の整備に努める。

また、緊急用水の安全性を確保するため、地下水利用時の水質条件等のガイドラインを早急に設定する。

1 災害時の給水協力の推進

地区営簡易水道、飲料水供給施設又は井戸を所有する事業所に対し、災害時に市民への給水に協力するように呼び掛け、災害時の給水確保に努める。

2 給水資機材の整備

応急給水の迅速な実施を図るため、給水車及び給水資機材の整備を推進する。

3 緊急用水の安全性の確保

緊急用水の安全性を確保するため、飲料水の水質条件等のガイドラインを早急に設定する。

<資料編>

1－29 防災資機材備蓄状況一覧

第7節 避難対策計画

第1 計画の方針

市は、災害から人命の安全を守るため、避難路の点検、指定避難所の整備を行い、災害時における迅速かつ適切な避難誘導を行う体制の整備を図る。

なお、災害の危険が切迫した緊急時において住民等の安全を確保するための指定緊急避難場所、被災者が一定期間避難生活を送るための指定避難所を指定し、住民に対し周知徹底を図る。

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を定め、地域の実情に応じた被災者支援の仕組みを整備する。

第2 指定緊急避難場所

1 指定緊急避難場所の指定

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害対策基本法施行令（以下、「政令」という。）で定める基準に適合する災害の危険が及ばない場所又は施設を、災害ごとに、指定緊急避難場所として、その管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図る。

なお、特に風水害における指定緊急避難場所の指定に当たっては、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

2 指定緊急避難場所に関する通知等

指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は重要な変更を加えようとするときは、市長に届出を行う。

指定緊急避難場所が廃止され、又は政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

第3 指定避難所

1 指定避難所の指定

円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、以下の事項について調査し、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について住民に対して周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやSNS等の多様な手段を活用する。

指定避難所について、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。

なお、避難が長期化した場合に備えて被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。

高齢者や障害者等の要配慮者は、一般の指定避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活ができる体制が整備された避難所（以下、「福祉避難所」という。）の指定等、受入・支援体制の整備を図る。

また、関係団体との連携により、要配慮者の一般の指定避難所から福祉避難所への避難、又は社会福祉施設への緊急入所、若しくは医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

市は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするように努める。

2 指定避難所に関する通知等

指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は重要な変更を加えようとするときは、市長に届出を行う。

指定避難所が廃止され、又は政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

3 指定避難所の備蓄

指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、マスク、消毒液、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

4 指定避難所の設備

指定避難所等において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マット、簡易ベッド、パーティション、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ等、要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の整備を図る。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供に配慮するものとする。

指定避難所は次表の各地域ごとに掲げる施設、設備を備えるよう努める。

地域	施設・設備
自治会	・ 集会所、集落センター、公園、広場等を指定緊急避難場所（集合場所）として設定 ・ 鋸、バール等、基本的な防災資機材等を備蓄
地区	・ 小中学校等を指定避難所として設定 ・ パソコン等の情報端末を整備し、非常食や防災資機材等を備蓄
市	・ 防災活動や防災基地に対するコントロールタワーとして、指揮命令機能や情報通信機能等を備える防災拠点として整備 ・ 指定避難所に対する食料、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄

第4 避難路等誘導体制の整備

1 案内標識等の整備

迅速かつ安全な避難を確保するため、指定緊急避難場所、指定避難所について、避難標識や案内板を計画的に整備する。また、防災マップ等を通じて、住民に対して避難、誘導体制の周知徹底を図る。

2 避難行動要支援者の避難誘導体制の確立

災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）について、区長、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と協力し、本人の意思及び個人情報取り扱いに充分留意しながら、所在等の把握に努める。また、避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

3 学校、社会福祉施設等における避難誘導体制の確立

学校、社会福祉施設等の管理者は、災害時における避難誘導体制を定め、防災訓練等によりその周知徹底を図る。

第5 指定避難所運営体制の整備

1 管理・運営方法の決定

災害発生後、速やかに管理運営体制を構築するため、指定避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法をあらかじめ定める。

2 指定避難所の自治体制

指定避難所運営の円滑化を図るため、運営の中心となる自治会、自主防災組織等の組織と協議し、予定される指定避難所ごとに事前に指定避難所の自治組織に係る事項や、避難者に対する情報伝達に係る事項などを定める「避難所運営マニュアル」を作成する。また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかか

らないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

3 施設管理者の支援体制

指定避難所の施設管理者は、指定避難所設置時には指定避難所の管理運営に協力するほか、運営の支援を行う。

第6 指定避難所情報通信体制の整備

1 指定避難所等へのパソコン設置

防災拠点、指定避難所等となる予定の施設である小中学校や公民館に設置されているパソコンのネットワーク化を図り、指定避難所の情報通信体制を整備する。

第7 応急仮設住宅等の事前準備

1 建設用地

災害によって住家が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対して供給する応急仮設住宅については、原則として市有地又は市管理地に建設するものとし、事前にその建設用地を定めておく。

また、止むを得ず、応急仮設住宅を私有地に建設することになる場合に備え、事前に所有者との間に賃貸借契約に関する協力協定書を締結するよう努める。

2 建設工事

応急仮設住宅の建設工事については、その建築方法や発注方法について方針を定めた上で、速やかに発注できるようにするため、事前に建設業者等との間に工事に関する協力協定書を締結するよう努める。

第8 広域避難のための体制の整備

大規模災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在にかかる応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結に努めるとともに、災害時の具体的な避難、受入方法等について手順等を定めるよう努める。

指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供すること等についても定め、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて、道の駅「越前おおの 荒島の郷」を活用し、応援機関の活動拠点をはじめ、応援要員の集合や配置体制の構築、資機材等の集積や輸送体制等の側面支援等、さまざまな応援・受援体制に対応する。

さらには河川敷等の敷地についても、原子力災害時における拠点避難所としての役割を考慮するほか、応援機関等の集積地として活用できるよう整備を進め、大規模災害等発生時に円滑に応援・受援体制を整えられるよう努める。

第8節 要配慮者災害予防計画

第1 計画の方針

市は、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）の安全確保を図るため、要配慮者に配慮したまちづくりや要配慮者利用施設における防災体制の強化を推進し、防災知識の普及、地域ぐるみの救護体制の整備等に努める。

第2 高齢者、障害者等に配慮したまちづくり

1 福祉のまちづくりの推進

市は、高齢者、障害者等の社会参加の基礎となる生活環境の改善を地域社会全体として推進するため、福井県福祉のまちづくり条例（平成8年福井県条例第38号）に基づき、高齢者、障害者等に配慮したまちづくりを進める。

2 避難路の整備及び確保

市は、要配慮者利用施設管理者に対し指定避難所に至る経路を各施設において点検し、避難に際しての障害物の除去等に努め、歩行器や車椅子等が容易に通行できるよう避難路の安全確保を図るよう指導する。

第3 要配慮者利用施設における防災体制の強化

1 要配慮者利用施設の耐震化

市及び県は、要配慮者利用施設の管理者を対象とした施設の耐震改修の促進についての講習会を開催するなど、耐震化について指導を行う。また、要配慮者利用施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、要配慮者利用施設の耐震化を図る。

2 出火防止、初期消火体制の強化

市及び消防本部は、スプリンクラーや屋内消火栓等の消火設備の設置を施設等の管理者に対して指導する。また、要配慮者利用施設の管理者は、火気使用設備及び器具に安全装置付きのものを使用するよう努めるとともに、延焼の拡大を防止するため、カーテン、寝具等についても防災性能を有するものを積極的に使用するよう努める。

3 管理体制の整備

- (1) 要配慮者利用施設の管理者は、夜間等における災害発生時に的確な対応がとれるよう、災害が発生した場合の職員動員体制、発生時の初動対応等を定めておく。
- (2) 災害時には、職員の対応だけでは不十分な場合も多いため、要配慮者利用施設の管理者は、他の要配慮者利用施設及び消防団、自主防災組織を中心とした地域住民との日常の連携が密になるように努め、入所者の実態に応じた協力が得られるようにする。
- (3) 要配慮者利用施設の管理者は、あらかじめ県内や近隣府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受け入れに関する災害協定を締結するように努め、併せて、その内容を県に登録するものとする。
- (4) 要配慮者利用施設の管理者は、災害時に派遣可能な職員数を県に登録するものとする。

4 緊急連絡体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害の発生に備え、消防本部への早期連絡が可能な火災通報装置の設置に努める。

5 要配慮者関連施設への措置

- (1) 要配慮者関連施設のうち特に防災上の配慮を有する施設への措置

水防法第15条の規定による、浸水想定区域内又は土砂災害防止対策の推進に関する法律による土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設のうち特に防災上の配慮を有する施設で、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難が行われるよう洪水や土砂災害に関する情報を次のとおり施設管理者に伝達する。

① 洪水情報等の伝達

市は、要配慮者が利用する施設で、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設に対しては、あらかじめ電話、ファックス等により河川の水位情報、避難情報等の情報を伝達する。

② 土砂災害警戒情報の伝達

市は、要配慮者が利用する施設で、土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設に対しては、あらかじめ電話、ファックス等により土砂災害警戒情報、避難情報等の情報を伝達する。

6 指定避難所の整備

災害時に指定避難所となる施設の管理者は、要配慮者の利用を考慮して施設の整備に努める。

また、市は、病院、社会福祉施設、民間宿泊施設、近隣ビルの高所等の指定緊急避難場所（一時的な避難場所を含む）への活用について、管理者の理解が得られるよう努める。

7 福祉避難所の指定及び周知

市は、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活ができる体制が整備された避難所（以下、「福祉避難所」という。）をあらかじめ指定し、要配慮者を含む地域住民に周知する。

なお、福祉避難所の指定に当たっては、原則として、耐震・耐火構造で、バリアフリー化された施設を指定する。

市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

市は、福祉避難所について、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。

前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、避難支援プランを作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

第4 防災知識の普及

1 要配慮者に対する防災知識の普及啓発

市は、県と協力して、高齢者、障害者等にわかりやすいような手法を取り入れながら、防災知識の普及啓発を行う。また、防災と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

2 社会福祉施設及び事業所等の防災知識の普及啓発

社会福祉施設や要配慮者を雇用している事業所等の管理者は、消防本部の指導のもと、職員や入所者に対し、災害時にとるべき行動等について定期的に防災教育を実施するとともに、施設の構造、入所者や雇用者の判断能力、災害発生時期等を考慮に入れた防災訓練を実施する。

第5 地域ぐるみの支援体制の整備

1 要配慮者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民や近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努める。

- 2 要配慮者のうち、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平素より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携のもと、福祉専門職等の避難支援等に携わる関係者と連携して、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援に関する計画（以下「避難支援プラン」という。）を整備するよう努める。なお、避難支援プランの作成については、支援の対象となる者の範囲や優先度を踏まえたものとし、関係機関・団体などの役割を明確にする必要があり、その具体的な作成方法等については「大野市避難行動要支援者の避難支援プラン作成計画」で示すこととする。
- 3 市と福祉関係機関、防災関係機関、自主防災組織、自治会等は、相互に協力し、平時から避難支援プランの登録情報の更新や避難訓練を行う等、避難行動要支援者に関する適切な支援を行うよう努める。
- 4 関係機関等と協力し、災害時におけるホームヘルパー等の介護チームによる在宅や避難所内の要配慮者の介護体制（指定避難所の設置を含む）を整備する。

第6 避難行動要支援者の避難支援

1 避難支援等関係者となる者

避難支援等の実施に携わる次の者をいう。

- 市内の自主防災組織（自治会を含む） ○警察機関 ○ケアマネジャー
- 民生委員・児童委員 ○障害者相談支援専門員 ○社会福祉協議会
- 奥越健康福祉センター ○消防機関

2 名簿に記載する者の範囲

名簿に記載する者の範囲は次の要件を満たすうち、自宅で生活する者とする。

要件

- （1）65歳以上の人のみで構成する高齢者世帯のうち要支援1・2、要介護1・2の認定を受けている者
- （2）要介護3以上の認定を受けている者
- （3）身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2または精神障害者保健福祉手帳1級・2級の交付を受けている者
- （4）医療依存度の高い者（人工呼吸器装着者、気管切開をしている在宅酸素使用者、人工血液透析者など）
- （5）その他、支援を必要としている者（令和5年2月改定前に避難支援プランを作成した者を含む）

3 土地のハザードによる優先度付け

2で示す名簿に記載する者のうち、次の条件に該当する者については、市が優先的に支援して避難支援プランを作成する。

大野市総合防災マップ（2020年10月作成 1000年に一度程度の「想定最大規模」降雨の洪水浸水想定により作成）が示す区域で

- （1）洪水浸水想定区域 0.5m（1階床上浸水）以上の区域に居住している者
- （2）土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域に居住している者

4 名簿等作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由、その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項を記載する。

避難支援プランには、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号、避難支援等を必要とする理由、その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項のほか、避難支援者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先を記載する。

名簿等の作成に当たっては、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市福祉事務所で把握している障害がい者や要介護者等の情報を集約する。また、市は、必要に応じて、関係機関から情報提供を求め、避難行動要支援者の把握に努めるものとする。

5 名簿等の更新

名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。避難支援プランについても、避難行動要支援者の心身の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める処置及び市が講じる処置

避難支援等関係者は、災害対策基本法第49条の13において、提供された名簿情報について守秘義務が課せられていることに十分に留意し、必要以上に複製しない等、名簿の情報を適切に管理する。

市は、名簿情報提供時（更新時を含む。）及びその他の機会において、避難支援等関係者に対し名簿の取り扱いについて指導する。

3 要配慮者の円滑な避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

災害時において、避難行動要支援者及び避難支援関係者等に避難情報を的確に伝えるため、防災行政無線による放送をはじめ、広報車、緊急連絡メール等の多様な情報伝達手段の活用を図る。あらかじめ災害が想定される場合は、事前の避難を促すとともに、事前避難をした避難行動要支援者の把握に努める。

4 避難支援者等関係者の安全確保

避難行動要支援者に対する支援は、避難支援者の安全が確保できる範囲とし、市は避難行動要支援者の理解が得られるように努める。

第7 在宅者対策

1 緊急通報システム等の活用

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等が突発的に災害、事故、急病に見舞われた場合に備え、緊急通報システムを活用するよう周知を図る。

2 防災知識の普及、啓発

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等に対して、災害時の的確な対応能力を高める防災知識の普及、啓発に努める。

第8 情報連絡及び伝達体制の整備

要配慮者に対する情報連絡、伝達体制を充実させるため、携帯電話メール等の通信手段の活用方法について検討し、要配慮者が利用しやすい緊急情報伝達システムの構築を図る。

その際、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進、その他の必要な施策を講ずる。

第9 要配慮者に対する災害対策の配慮

各災害対策を講じるに当たって、要配慮者のための避難所の確保等など、要配慮者に配慮する。

- (1) 要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握
- (2) 生活支援のための人材確保
- (3) 障害の状況等に応じた情報提供
- (4) 粉ミルクや柔らかい食品等、特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保、提供
- (5) 避難所、居宅への必要な資機材の設置、配布
- (6) 避難所、居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施
- (7) 避難所又は在宅の要配慮者のうち、第二次避難を要する者についての該当施設への受入要請の実施（指定避難所の設置を含む。）

<資料編>

1－31 要配慮者関連施設一覧

第9節 交通輸送体系整備計画

第1 計画の方針

市は、災害発生時の災害応急対策を迅速に実施し、被災後、直ちに輸送機能を確保するため、交通輸送体系を整備する。

第2 緊急輸送路

1 緊急輸送路の設定

市は、県の策定した緊急輸送道路ネットワーク計画を踏まえ、災害時に地域防災基地等に集められた物資を、市内の防災拠点等にするための緊急輸送路（予定路線・区間）を設定し、緊急輸送路ネットワークを形成するよう努める。

2 緊急交通路の確保

災害時の緊急通行車両及び事前届出対象の規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の通行を確保するため、平素から大野警察署と緊急交通路の確保について連携体制を整備する。

第3 交通規制計画

大野警察署は、災害発生後における管内の緊急交通路の確保をはじめ、隣接、近接各府県との相互協定により、緊急交通路を確保するための広域交通規制を実施する体制について習熟を図る。

また、緊急通行車両等の通行を確保するための交通規制用装備資機材や非常時信号、交通安全施設の整備、交通情報提供機能の強化を図る。

第4 効率的な緊急輸送のための措置

1 運送業者との協定締結等

市は、緊急輸送が円滑に実施できるよう、運送業者等との協定締結に努めるとともに、保有車両の配備計画を作成する。

2 緊急通行車両の事前届出申請

保有車両のうち、緊急通行車両として使用を計画する車両は、あらかじめ県公安委員会に対して事前届出申請手続きを行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受ける。

第5 公共交通機関による輸送の確保対策

災害発生後速やかに代替交通手段を確保するための被害状況の把握（被害の程度、復旧の見込）、代替道路、道路交通規制などの必要な情報の連絡体制について、交通事業者、県、市等の関係機関においてマニュアル化を図る。また、鉄道、バス、トラック、タクシー等の種別、台数等の現況調査を随時行い、公共交通機関の活用を図るとともに、他府県への義援物資の輸送に必要となる車両や乗務員の迅速な確保及び義援物資の受け入れの際に、地理・交通情報を伝達する手段の確保を図る。

第6章 災害の応急対策

第1節 防災気象計画

第1 計画の方針

市及び関係機関は、災害に関する各種の情報収集及び伝達がより迅速かつ正確に行える体制を整える

第2 福井地方気象台の発表する特別警報、警報、注意報等

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直観的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

2 特別警報、警報、注意報の概要

福井地方気象台は、気象現象等で災害の発生のおそれがあると予想される場合、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、特別警報、警報、注意報を発表する。

なお、福井県予報区における大野市の一次細分区域は「嶺北」であり、二次細分区域は「奥越」に該当する。

大雨、強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのある場合には「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのある場合には「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

3 特別警報、警報、注意報の種類と発表基準

特別警報、警報、注意報の種類及び発表基準は、以下のとおりである。

種類				発表基準
特別警報	一般の利用に適合するもの	気象特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
			大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
			大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想されたときに発表される。
			暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想されたときに発表される。

種類			発表基準
警報	一般の利用に適合するもの	気象警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【具体的な条件】 ・平均風速が陸上で 20m/s 以上と予想される場合
			大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明示される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 【具体的な条件】 ・表面雨量指数（※1）が基準以上と予想される場合（別表2） ・土壌雨量指数（※2）が基準以上と予想される場合（別表2）
			暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 【具体的な条件】 ・雪を伴い平均風速が陸上で 20m/s 以上と予想される場合
			大雪によって重大な災害の起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 【具体的な条件】 ・奥越（大野市、勝山市）の山地における 12 時間の降雪量が 45cm 以上と予想される場合
		洪水警報	洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 【具体的な条件】 ・表面雨量指数（※1）と流域雨量指数（※3）が共に基準以上と予想される場合（別表3） ・指定河川洪水予報による基準（別表3）
	(※4) 水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象警報	大雨特別警報又は大雨警報 一般の利用に適合する大雨特別警報、大雨警報に同じ。
		水防活動用洪水警報	洪水警報 一般の利用に適合する洪水警報に同じ。

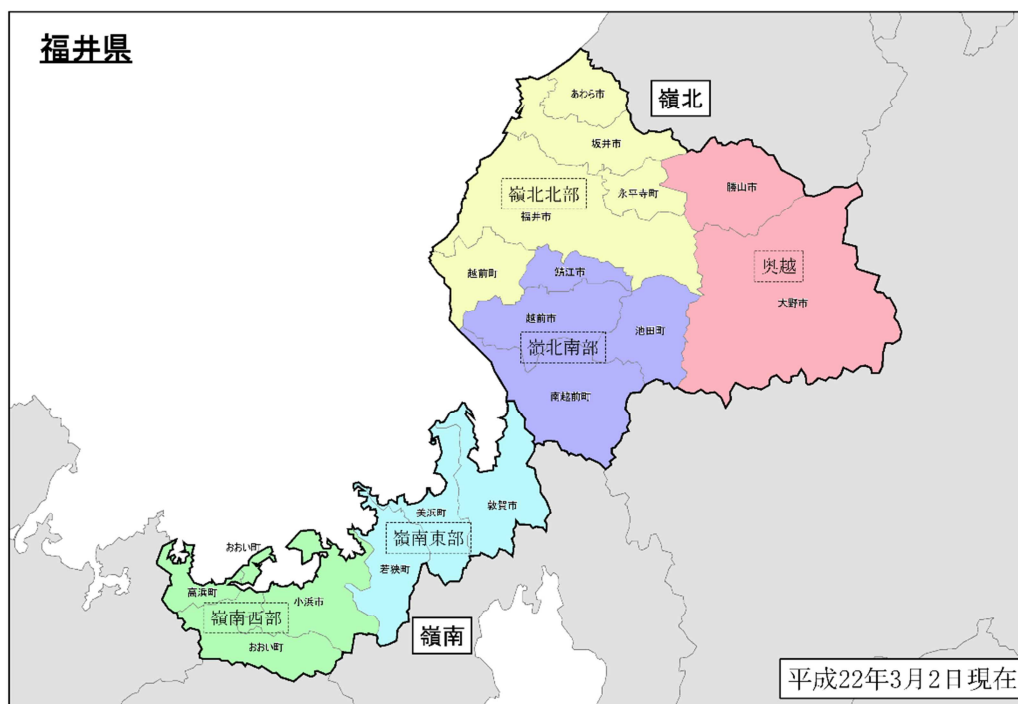
種類			発表基準
注意報	一般の利用に適合するもの	強風 注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【具体的な条件】 ・平均風速が陸上で 12m/s 以上と予想される場合
		大雨 注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。 【具体的な条件】 ・表面雨量指数（※1）が基準以上と予想される場合（別表 4） ・土壌雨量指数が基準以上と予想される場合（別表 4）
		雷 注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨の注意についても雷注意報で呼びかけられる。
		乾燥 注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【具体的な条件】 ・福井地方気象台の値で、実効湿度が 65% 以下、最小湿度が 30% 以下になると予想される場合
		濃霧 注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあるとときに発表される。 【具体的な条件】 ・濃霧によって視程が陸上で 100m 以下になると予想される場合
		霜 注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【具体的な条件】 ・早霜や晩霜等により農作物への被害が発生するおそれがあり、最低気温が 3℃ 以下と予想される場合
		低温 注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【具体的な条件】 ・低温による農作物等への著しい被害が発生するおそれがあるときや、冬季の水道管凍結や破裂により著しい被害の発生するおそれがあるときで、7～8 月の日平均気温が平年値より 3℃ 以上低い日が 3 日以上継続すると予想される場合、又は、12～3 月の日最低気温が平野部で－5℃ 以下、山沿いで－10℃ 以下と予想される場合

種類			発表基準	
注意報	一般の利用に適合するもの	気象注意報	風雪注意報	風雪によって災害の起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 【具体的な条件】 ・雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上と予想される場合
			大雪注意報	大雪によって災害の起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 【具体的な条件】 ・奥越（大野市、勝山市）の山地における 12 時間の降雪量が 25cm 以上と予想される場合
			なだれ注意報	なだれによって災害の起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 【具体的な条件】 ・降雪の深さが 50 cm 以上、積雪が 100 cm 以上であって、最高気温が 10℃ 以上になると予想される場合
			着氷(雪)注意報	着氷、着雪によって災害のおそれがあると予想されたときに発表される。 【具体的な条件】 ・着氷、着雪が著しく通信線や送電線等に被害が起るおそれがあると予想される場合
			融雪注意報	融雪によって災害の起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 【具体的な条件】 ・積雪地域の日平均気温が 12℃ 以上と予想される場合又は積雪地域の日平均気温が 10℃ 以上かつ日雨量が 20 mm 以上と予想される場合
		洪水注意報	洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。 【具体的な条件】 ・表面雨量指数（※1）と流域雨量指数（※3）が共に基準以上と予想される場合（別表 5） ・指定河川洪水予報による基準（別表 5）
	水防活動の活用（※4）に適合するもの	水防活動用気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報に同じ。
		水防活動用洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報に同じ。

（注）1. 特別警報発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。（別表 1）

2. 警報・注意報の発表基準に記載した数値は、福井県における過去の災害頻度と気象条件との関係を調査したものであり、気象要素によって災害を予想する際の目安である。なお、大地震が発生した場合に設定する大雨警報（土砂災害）・注意報の暫定基準は、震度5強を観測した市町は土壌雨量指数基準を通常の7割とし、震度6弱以上を観測した市町は土壌雨量指数基準を通常の5割とする。
 3. 特別警報、警報及び注意報はその種類に係らず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表される時には、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報、警報に切り替えられる。
 4. 注意報、警報については、その防災効果を高めるため、気象特性、災害特性、及び地理的特性等により地域細分（行政区画により調整）し、必要に応じて可能な限り細分した地域を示して行う。
- ※1 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。
- ※2 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。
- ※3 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。
- ※4 水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動に利用に適合する特別警報は設けられていない。

特別警報、警報、注意報や天気予報の発表区域



4 大雨警報・洪水警報の危険度分布

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に

	確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川およびその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

5 気象情報

気象の予報等について、特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上留意点が解説される場合等に発表される。

- ・ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（嶺北、嶺南）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（福井県）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

- ・ 全般気象情報、北陸地方気象情報、福井県気象情報

気象の予報等について、特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

- ・ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、県と福井地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

- ・ 記録的短時間大雨情報

県内で、大雨警報発表中に、危険度分布の「非常に危険」が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨（1時間雨量80mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、福井県気象情報の一種として発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害および低地の浸水や、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるよう猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

- ・ 記録的な大雨に関する福井県気象情報

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するために発表される。

- ・ 顕著な大雪に関する気象情報

6 時間降雪量 30～40cm を観測し、さらに警報級の強い降雪が予想される場合をめやすに発表される。

- ・ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね 1 時間である。

- ・ 指定河川洪水予報

河川の増水やはん濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。

- ・ 火災気象通報

消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに福井地方気象台が県知事に対して通報し、市町に伝達される。

- ・ 災害時気象支援資料

福井地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

(別表 1) 気象特別警報の指標

要因	指標
雨 (土砂災害)	過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる 1km 格子が概ね 10 格子以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1 時間に概ね 30 ミリ以上の雨）がさらに降り続くと予想される場合
雨 (浸水害)	過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数および流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①または②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1 時間に概ね 30 ミリ以上の雨）がさらに降り続くと予想される市町村等に特別警報（浸水害）を発表します。 ①表面雨量指数として定める基準値以上となる 1 km 格子が概ね 30 個以上まとまって出現。 ②流域雨量指数として定める基準値以上となる 1 km 格子が概ね 20 個以上まとまって出現。
台風等	「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下、風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合
雪	府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

雪に関する各地の 50 年に一度の値一覧

地点	積雪深さ (cm)
大野	238
九頭竜	325

- (注) 1. 50 年に一度の値は、統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。
2. 特別警報は、府県程度の広がり度で 50 年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

(別表 2) 大雨警報基準

二次細分区域	市町村	表面雨量指数	土壌雨量指数基準
奥越	大野市	14	108
	勝山市	11	105

(別表 3) 洪水警報基準

二次細分区域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準 (※ 1)
奥越	大野市	赤根川流域=11.1 石徹白川流域=26 清滝川流域=14.4 木瓜川流域=5.3	—
	勝山市	九頭竜川流域=64.1 岩屋川流域=10.9 貝皿流域 11.7 滝波川流域=16.4 暮見川流域=6.9 浄土寺川流域=8 淀川流域=5.1 大蓮寺川流域=4.6	浄土寺川流域 =(6, 7.2) 大蓮寺川流域 =(6, 4.6)

※ 1 表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表 4) 大雨注意報基準

二次細分区域	市町村	表面雨量指数	土壌雨量指数基準
奥越	大野市	9	84
	勝山市	7	81

(別表 5) 洪水注意報基準

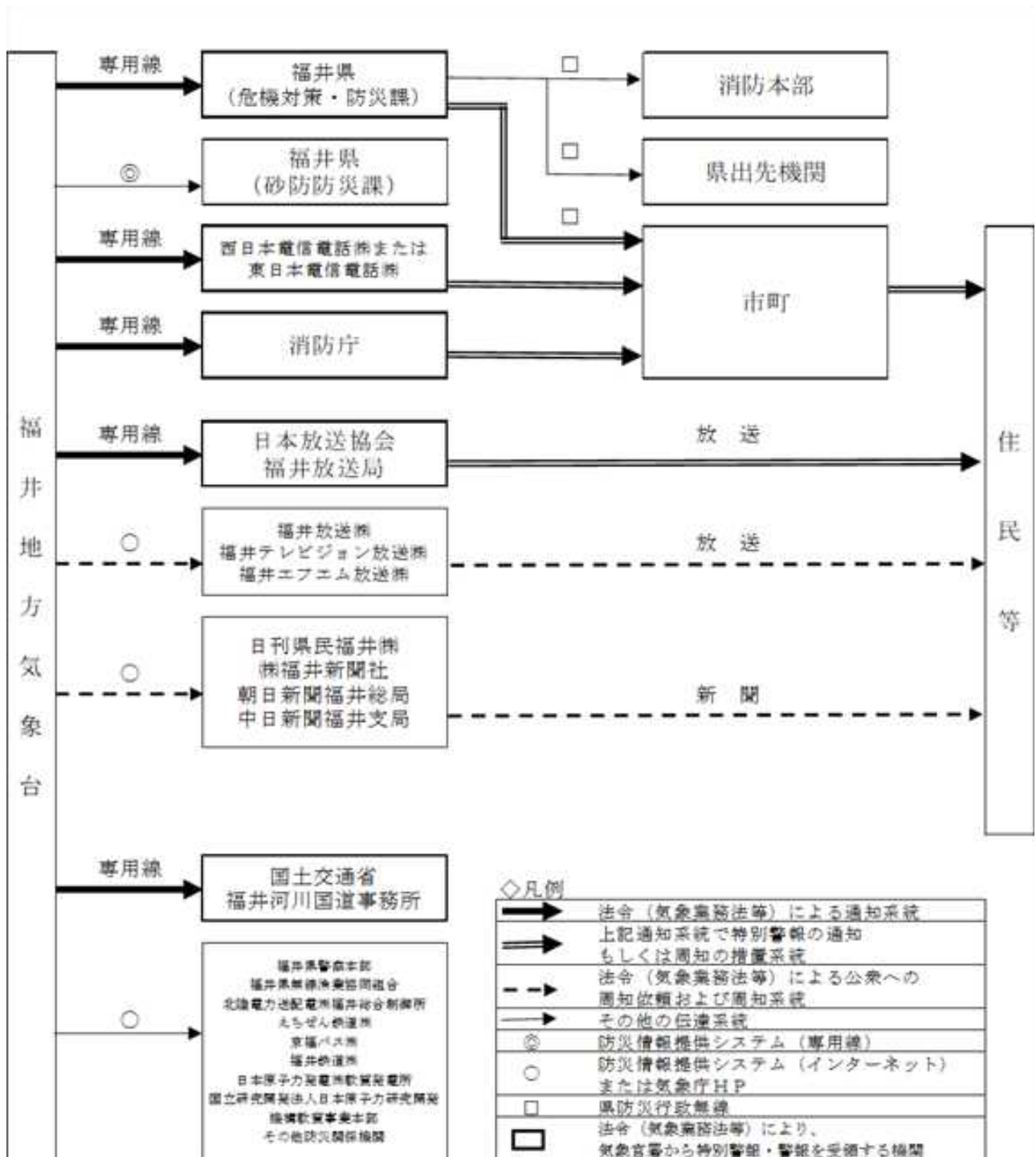
二次細分区域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準 (※1)
奥越	大野市	赤根川流域=8.8 石徹白川流域=20.8, 清滝川流域=11.5, 木瓜川流域=4.2	木瓜川流域 =(5, 4.2)
	勝山市	九頭竜川流域=51.2, 岩屋川流域=8.7, 皿川流域=9.3, 滝波川流域=13.1, 暮見川流域=5.5, 浄土寺川流域=6.4, 淀川流域=4, 大蓮寺川流域=3.6	浄土寺川流域 =(6, 3.6) 大蓮寺川流域 =(6, 3.6)

※1 表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。

大雨及び洪水警報・注意報基準の見方

- (1) 土壌雨量指数基準値は 1 km 四方ごとに設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市内における基準値の最低を値示す。

[別表 6] 気象特別警報、警報、注意報の伝達先及び伝達系統



第 3 消防法による火災気象通報及び火災警報

1 火災気象通報

福井地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を県に通報し、通報を受けた県は、防災行政無線等により速やかに市に通報する。

2 火災気象通報の実施基準

火災気象通報は、県内の市町を対象とし、「乾燥注意報」及び「強風注意報（陸上）」の基準のいずれかを満たしたときである。

- (1) 実効湿度 65%以下で最小湿度 30%以下になる見込みのとき。
- (2) 平均風速 12m/s 以上の風が 1 時間以上続いて吹く見込みのとき。
(降雨、降雪中は通報しないこともある。)

3 火災警報

市長は、消防法第 22 条に基づく火災気象通報を受けたとき、又は大野市火災予防条例施行規則（平成 17 年規則第 77 号）第 2 条に基づく気象条件を備えた場合、状況に応じて火災に関する警報を発する。

第 4 地震に関する情報の種類と内容

福井地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、県や市町、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

(1) 緊急地震速報

① 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度 5 弱以上または最大長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上または長周期地震動階級 3 以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。福井地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

② 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。

(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到着に間に合わない場合がある。

(2) 地震情報の種類とその内容

<地震情報の種類と発表基準・内容>

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報(注)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)を発表時	地震の発生場所(震源)、その規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 なお、震度5弱以上と考える地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報(注)	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方の格子毎に推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね30分以内に発表※1。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」および「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

第 5 異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見したものは、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報し、市長は速やかに県及び福井地方気象台その他関係機関に通報する。

1 市長が通報すべき事項

- (1) 異常な河川水位等があったとき。
- (2) 震度 4 以上の地震があったとき。
- (3) 頻発地震（数日にわたり頻繁に感じる地震）があったとき。

2 福井地方気象台への通報方法

原則として、加入電話（0776-24-0009）又は F A X（0776-24-1252）により行う。

第 6 火山災害における噴火警報・予報

1 噴火警報・予報の種類

(1) 噴火警報

気象庁火山監視・情報センターは、気象業務法第 13 条の規定により、居住地域や火山周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、活動火山対策特別措置法第 21 条第 1 項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。

(2) 噴火予報

気象庁火山監視・情報センターは、気象業務法第 13 条の規定により、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。

2 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて 5 段階に区分したもの。噴火警報・予報に含めて発表する。

① 噴火警戒レベル導入火山

	名称	略称	対象範囲	発表基準等	噴火警戒レベル (警戒事項等)
特別 警報	噴火警報 (居住地)	噴火 警報	居住地域又は それより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル 5 (避難)
				居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル 4 (高齢者等避難)
警報	噴火警報 (火口周辺)	火口 周辺 警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル 3 (入山規制)
			火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル 2 (火口周辺情報)
予報	噴火予報	—	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる場合	レベル 1 (平常)

② 噴火警戒レベル未導入火山

	名称	略称	対象範囲	発表基準等	警戒事項等
特別 警報	噴火警報 (居住地域) ※	噴火 警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域 厳重警戒 ※※
警報	噴火警報 (火口周辺)	火口 周辺 警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険
			火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	火口周辺危険
予報	噴火予報	—	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる場合	平常

※ 居住地域が不明確な場合は、「噴火警報（山麓）」と記載

※※居住地域が不明確な場合は、「山麓厳重警戒」と記載

第7 火山情報等

1 火山の状況に関する解説情報

火山性地震の回数など火山活動の状況を知らせる場合に、気象庁火山監視・情報センターが発表する。

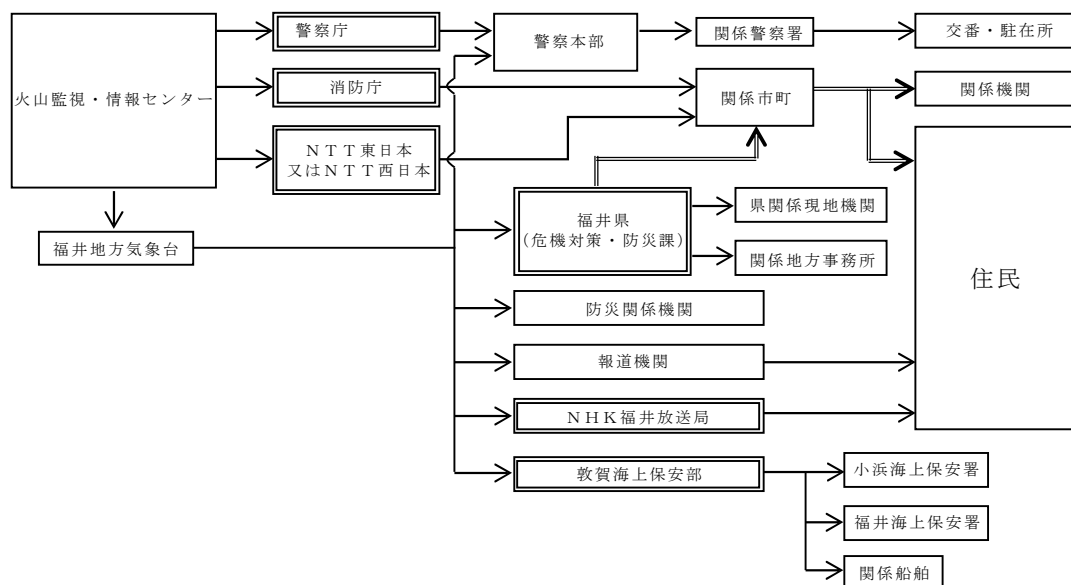
2 火山活動解説資料

防災活動の利用に適合するよう火山観測の成果、統計及び調査の成果等を編集した資料で、気象庁火山監視・情報センターが毎月又は必要に応じ作成し、発表する。

第8 噴火警報等の伝達

福井地方気象台は、火山監視・情報センター（気象庁地震火山部）が噴火警報・予報及び火山情報等を発表したときは、次のとおり速やかに各関係機関に伝達する。

[噴火予報・警報の伝達系統図]



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第 8 条第 1 号の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第2節 応急活動体制計画

第1 計画の方針

市は、市域で災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、迅速かつ的確な災害予防又は災害応急対策の実施を図るため、災害の状況に応じた活動体制をとる。

第2 配備体制

市は、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合、災害の規模に応じて、次の配備区分による動員配備体制をとる。

なお、各配備体制における職員の動員は、年度当初にあらかじめ各部で定めておく。

1 風水害・土砂災害

配備体制	配備基準	配備概要
注意配備	1. 嶺北（奥越）地方に気象注意報が発表され、災害の発生のおそれがある場合	情報収集 ・防災防犯課員
警戒配備	1. 嶺北（奥越）地方に気象警報が発表された場合	情報収集 ・防災防犯課員
警戒配備 （情報連絡会）	1. 嶺北（奥越）地方に気象警報が発表され、災害の発生のおそれがある場合	情報収集及び伝達 ・情報連絡会の構成員 ・部局長が必要と判断する者 ・防災防犯課員 ※「災害対策連絡室」設置検討
災害対策 連絡室	1. 小規模な災害が発生した場合	被害状況の収集及び伝達 ・災害対策連絡室の構成員 ・部局長が必要と判断する者 ・防災防犯課員 ※「災害対策本部」設置検討
災害対策 本部	1. 小規模な災害が複数発生し、更に被害が拡大するおそれがある場合 2. 注意報や警報を補完する以下の情報が出されたとき 記録的短時間大雨情報・土砂災害警戒情報（※） 3. その他市長が災害対策本部の設置の必要を認めた場合	被害状況の収集及び伝達 災害応急対策の実施 ・災害対策本部の構成員 ・部局長が必要と判断する者 ・防災防犯課員
	1. 大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合 2. 特別警報が市内に発表された場合 3. 市域全体にわたって被害が続出している場合で、総力を挙げて災害応急対策に取り組む必要がある場合 4. その他市長が災害対策本部の設置の必要を認めた場合	被害状況の収集及び伝達 すべての災害応急対策の実施 ・全職員（自主参集）

2 地震

職員の配備体制及び配備基準は、次のとおりとする。

なお、震度は福井地方気象台が発表する市域の震度とし、市域の震度が発表されない場合は、嶺北地方のいずれかの市町の震度とする。また、県内の市町の震度情報は、震度情報ネットワークによる把握も行い、動員配備や被害状況の推定など、迅速な初動体制の確立に反映させる。

震度	配備体制	配備概要	参集職員
震度 3 以上	注意配備	・防災防犯課員による情報収集 ※各課で情報収集を行い、必要であれば防災防犯課へ連絡	・防災防犯課員
震度 4 以上	警戒配備 (情報連絡会)	・被害と災害応急対策に関する情報収集及び伝達 ※「情報連絡会」の設置 ※「災害対策連絡室」設置の検討	・情報連絡会の構成員 ・左の活動のために部局長が必要と判断する者 ・防災防犯課員
震度 5 強 以上	災害対策 連絡室	・被害情報の収集及び伝達 ・局地的な災害応急対策の実施 ※「災害対策本部」設置の検討	・災害対策連絡室の構成員 ・左の活動のために部局長が必要と判断する者 ・防災防犯課員
震度 6 弱 以上	災害対策本部	・被害情報の収集及び伝達 ・すべての災害応急対策の実施	・全職員（自主参集）

第 3 注意・警戒配備体制（情報連絡会）

1 注意配備体制

防災防犯課長は、①嶺北（奥越）地方に気象注意報が発表され、災害が発生するおそれがあると判断した場合、又は②市域で震度 3 の地震が発生したときは、注意配備をとり、防災関係職員は次の内容の情報収集に努める。

なお、気象注意報が解除された場合、又は警戒配備以上の体制への移行が決定された場合は、注意配備を解除する。

共通	○ 県、福井地方気象台からの気象情報等の収集 ○ 大野警察署、消防本部からの被災情報の収集 ○ 帰宅者、登庁者からの被災情報の収集
地震	○ 大野市役所内及び和泉地域交流センター内に設置されている震度計による情報の収集 ○ テレビ、ラジオの視聴による地震情報、被災情報の収集

2 警戒配備体制（情報連絡会）

地域づくり部長は、①嶺北（奥越）地方に気象警報が発表され、災害の発生のおそれがあると判断した場合、又は②市域で震度 4 以上の地震が発生したときは、被害と災害応急対策に関する情報収集をおこなうため、情報連絡会を設置する。

(1) 組織編成、運営および事務分掌

情報連絡会は、地域づくり部長、行政経営部長、健幸福祉部長、地域経済部長、くらし環境部長、教育委員会事務局長、議会事務局長、消防長、秘書広報室長をもって組織する。

情報連絡会の運営は、災害対策連絡室体制に準じて行うものとし、主な事務分掌は次の内容とする。

- 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報の収集、分析に関する事項
- 関係機関との連絡調整に関する事項
- 職員の配備体制に関する事項
- 災害対策連絡室設置の検討に関する事項
- (平時) 防災対策に関する事項

第4 災害対策連絡室

1 災害対策連絡室の設置及び廃止基準

地域づくり部長は、次の基準に該当する状況が生じた場合、市長の命を受け、災害対策連絡室（以下「連絡室」という。）を設置し、又は廃止する。

(1) 設置基準

共通	○ 市長が連絡室の設置の必要を認めた場合
風水害・土砂災害	○ 小規模な災害が複数発生し、更に被害の拡大のおそれがある場合
地震	○ 市域で震度5強の地震が発生したとき〔自動設置〕 ○ 地震に伴う被害が複数発生し、更に被害の拡大のおそれがあるとき

(2) 廃止基準

○ 災害応急対策がおおむね完了した場合
○ 災害が発生するおそれが解消された場合
○ 災害対策本部の設置が決定された場合

2 設置場所

連絡室は、大野市役所内に設置する。

3 組織編成、運営及び事務分掌

(1) 連絡室は、室長（地域づくり部長）、行政経営部長、健幸福祉部長、地域経済部長、くらし環境部長、教育委員会事務局長、議会事務局長、消防長、秘書広報室長をもって組織する。

(2) 連絡室の運営は、災害対策本部体制に準じて行うものとし、主な事務分掌は次の内容とする。

○ 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報の収集、分析に関する事項

- 関係機関との連絡調整に関する事項
- 職員の配備体制に関する事項
- 災害対策本部設置の検討に関する事項

第5 災害対策本部

1 災害対策本部の設置及び廃止基準

市長は、次の基準に該当する状況が生じた場合、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、又は廃止する。

（1）設置基準

共通	○ その他市長が本部の設置の必要を認めた場合
風水害・土砂災害	○ 市域全体にわたって被害が続出している場合で、総力を挙げて災害応急対策に取り組む必要がある場合 ○ 特別警報が市内に発表された場合 ○ 市域で大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（火災、爆発その他重大な人為的被害が発生した場合も含む。）
地震	○ 市域で震度6弱以上の地震が発生したとき〔自動設置〕 ○ 地震による重大な被害が続出し、総力を挙げて災害応急対策に取り組む必要があるとき

（2）廃止基準

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害応急対策がおおむね完了した場合 ○ 災害が発生するおそれが解消された場合 |
|---|

2 設置場所

本部は、原則として大野市役所内に設置する。ただし、庁舎内に設置することが不可能な場合、次の順位に従い設置する。

第1位 多田記念大野有終会館（結とぴあ）：天神町 1-19

第2位 大野公民館（学びの里「めいりん」内）：城町 9-1

3 組織編成

災害対策本部は、市長（本部長）、副市長（副本部長）、教育長、地域づくり部長、行政経営部長、健康福祉部長、地域経済部長、くらし環境部長、教育委員会事務局長、議会事務局長、消防長、秘書広報室長をもって組織する。

4 本部を設置した場合の防災関係機関への通知

市は、本部を設置し、又は廃止した場合、直ちに県をはじめ、大野警察署、消防本部、防災関係機関にその旨を通知又は報告する。

5 設置の公表

本部を設置したときは、市ホームページ、テレビ等を通じて公表する。

6 組織及び事務分掌

- (1) 本部長（市長）は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長（副市長）は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 本部に本部付を置き、次に掲げる者を充てる。
教育長、教育委員会事務局長、議会事務局長、消防長、各公民館長
- (4) 本部に次の部を置き、各部長は次に掲げるものを充て、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

災害対策本部 設置時の部名	部長名	災害対策本部 設置時の部名	部長名
地域づくり部	地域づくり部長	くらし環境部	くらし環境部長
行政経営部	行政経営部長	教育部	教育委員会事務局長
健幸福祉部	健幸福祉部長	議会部	議会事務局長
地域経済部	地域経済部長	消防部	消防長

- (5) 各部に班を置き、その主な事務分掌は資料編で示す表のとおりとする。
- (6) 本部に本部長、副本部長、本部員、本部付、広報班長及び必要に応じ、その他の職員で構成する本部員を置き、本部員会議において次の事項を協議する。ただし、極めて緊急を要し、かつ、本部員会議を開催するいとまがないときは、本部長、副本部長及び一部の本部員との協議をもって、これに代えることができる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況の把握及び災害応急対策実施状況 ○ 本部の災害応急対策等の実施に関する重要事項 ○ 各部及び現地対策本部相互の調整に関する事項 ○ 防災関係機関との連携推進に関する事項 ○ 他団体に対する応援要請に関する事項 ○ その他重要な災害応急対策に関する事項 |
|--|

- (7) 部内各班相互の緊密な連絡調整を図るため、各部連絡調整課の課長を各部連絡責任者とする。
- (8) 本部と各班相互の緊密な連絡調整を図るため、必要に応じて各部から本部に 1 名ずつ連絡調整員を参加させることができる。

7 権限委譲

市長が不在又は本部長としての職務の遂行が困難な場合は、副市長、地域づくり部長の順で本部長の権限を委譲する。また、部長はあらかじめ次席責任者を指名し、権限委譲の措置を講じておく。

8 現地災害対策本部

本部長（市長）は、災害の状況に応じて現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部では、応急対策実施の指揮及び現地での応急対策活動に係る関係機関との連絡調整活動（応援要請等を除く。）を行うとともに、本部長（市長）に応急対策の実施状況を報告する。

（8） 設置基準

- 災害応急対策を局地的又は特定地域で重点的に行う必要がある場合
- その他本部長が現地災害対策本部設置の必要を認めた場合

（9） 廃止基準

- 当該地域の災害応急対策がおおむね完了した場合
- その他本部長が廃止を決定した場合

（10） 設置場所

現地災害対策本部は、災害の状況に応じて当該地域内の公共施設等に設置する。

（11） 組織

現地災害対策本部長は、副本部長、本部員その他の職員の中から、災害の状況に応じ本部長（市長）が任命する。

（12） 所掌事務

現地災害対策本部の業務は、おおむね次のとおりとする。

- ① 本部との連絡調整に関すること。
- ② 区長等地区関係者との連絡調整に関すること。
- ③ 指定避難所の開設及び連絡調整に関すること。
- ④ 被害状況等の情報収集に関すること。
- ⑤ この計画に定める応急対策活動の実施に関すること。
- ⑥ その他現地災害対策本部の運営に関すること。

（注）通信途絶のときは、本部に伝令員を派遣すること。

第6 職員の動員配備

1 動員の伝達

（1） 勤務時間中における配備

防災防犯課長は、庁内放送及び庁内電話により（各部主管課へ）職員の配備の伝達を行う。庁内電話により伝達を受けた各部主管課長は、各課に伝達し、各課長は職員及び所管する出先機関に伝達する。

（2） 勤務時間外における参集

防災防犯課は、勤務時間外又は休日等において注意報、警報が発せられた場合、遅滞なく職員の参集が行われるよう、あらかじめ職員を自宅待機させるとともに、職員の参集順位、連絡方法等参集体制を整備しておく。

また、市域で観測された震度に応じ、あらかじめ定められた職員は、市役所へ直ちに参集する。ただし、震度6弱以上の地震が発生した場合、すべての職員は、あらかじめ定められた方法により自主参集する（別表1参照）。

上記の参集体制はマニュアル等により全職員に周知する。

なお、その他の職員は、勤務時間外又は休日等において災害が発生し、又は発生のおそれがあることを覚知したときは、自主参集する。

(3) 参集時の心構え

職員は、参集途中に周囲の被害状況を確認し、所属長等に報告する。また、参集途中重大な被害の発生を認めたときは、各自の判断で住民の救出を優先する。この場合、所属に連絡する方法があれば連絡を行う。

別表 1 地震発生時に災害対策本部が自動設置された場合の閉庁時の配備内容

災害発生直後	(1) あらかじめ指定避難所を開設することを指定された職員は、指定避難所に集合し、指定避難所を開ける。 (2) 本庁の職員は、至急本庁に集合し、和泉地区在住の職員は、至急和泉地域交流センターに集合する。 ①災害対策本部を設置（避難指示、自衛隊派遣の知事要請、道路交通規制、救助支援要請など）する。 ②集合した職員により、本部体制を構築する。 (3) その他出先機関の職員は、各勤務施設に集合する。 (4) 消防部については、大野市消防本部警防規程による。
その他	本部との連絡不通の避難施設にあっても、上記規定を準用する。

2 応援のための動員

災害対策活動を行うに当たり、各部（課）の職員では不足する場合は、当該部長は本部長（市長）に対し応援のための動員を求める。この場合、本部長（市長）は、余剰人員その他の職員に応援を命ずる。

3 消防団の動員

災害の状況により災害対策要員の不足が生じるとき、又は大規模な災害が発生したとき若しくは発生するおそれがあるときは、消防団の出動を求める。消防団員は、避難指示の伝達、緊急時の誘導避難及び救出、救護、負傷者の応急手当などに関するを行う。

4 防災関係機関及び協力団体等の動員協力

防災関係機関は、法令・防災業務計画等の定めるところにより、その所管事務にかかる災害応急対策を速やかに実施するとともに、市が実施する災害応急対策について、必要な人員等の応援を求められたときは、可能な限りこれに応ずる。

また、協力団体は自らの災害応急処置の実施の遂行に支障のない限り、市の実施する災害応急対策業務に協力する。

第 7 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合は、各対策本部で想定している班や要員の重複を調整し、一元的に災害対応を行うための体制づくりに努める。現地対策本部についても、同様の対応を行う。

第 8 計画の方針

市は、大規模災害において、他地域からの応援が必要となるときは、広域応援要請を行う。

第9 広域応援要請

1 応援要請の決定

応援要請は、次に掲げる条件を災害対策本部会議で判断し、市長が決定する。

- (1) 災害の発生箇所が他の市町に隣接し、応援を受けて緊急措置を実施することで被害を最小限にとどめることができると判断される場合
- (2) 市域で大規模な災害が発生し、応援を要請しなければ被災者の救助等に著しく支障をきたす場合

2 応援要請の順位

応援要請は、被災の範囲・被害規模等の状況に応じ、次の順位により要請する。

(1) 県内相互応援

県内からの応援については、下記の応援協定に基づく要請を行う。

- ① 福井県・市町災害時相互応援協定
- ② 福井県広域消防相互応援協定
- ③ 福井県市町防犯隊相互応援協定

(2) 県外からの応援

県外からの応援については、下記の応援協定に基づく要請を行う。

- ① 福井県外市町村災害時相互応援協定
- ② 福井県外消防相互応援協定

(3) 緊急消防援助隊の応援

県内外の応援協定による消防力では災害に対応できない場合は、緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(4) その他の関係機関や民間団体等の応援

災害対策、復旧対策を円滑に実施するために、その他の関係機関や民間団体等との応援協定により応援の要請を行う。

第10 防災関係機関への応援要請等

1 災害対策基本法に基づく応援等

(1) 県及び県内市町への応援要請

市長は、「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、県及び県内の市町に応援を要請する。なお、応援要請等を実施する際に要請先に示す基本的事項は、次のとおりとする。

- ① 災害の状況及び応援を求める理由
- ② 応援を希望する機関名
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量並びに応援人員
- ④ 応援を必要とする場所及び活動の具体的内容

(2) 県外市町村に対する応援要請

市長は、県外の市町村との個別協定に基づく応援を要請したときは、県に対して報告する。

(3) 知事への要請

市長は、応急対策を実施するため必要があるとき、知事に必要な事項を明らかにして応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

- ① 災害救助法の適用
 - ア 災害発生の日時及び場所
 - イ 災害の原因及び被害の状況
 - ウ 適用を要請する理由
 - エ 適用を必要とする期間
 - オ 既に行った救助処置及び行おうとする救助処置
- ② 被災者の他地区への移送要請
 - ア 移送を必要とする被災者の数
 - イ 希望する移送先と被災者を収容する期間
- ③ 県への応援要請又は応急処置の実施要請（災害対策基本法第68条）
 - ア 災害の状況及び応援又は応急処置の実施を要請する理由
 - イ 応援を必要とする活動内容
 - ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - エ 応援を必要とする場所、期間

(4) 指定地方行政機関に対する要請

市長は、応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めたときは、指定地方行政機関の長に対し、必要な事項を明らかにして当該機関の職員の派遣を要請する。

- ① 災害の状況及び応援又は応急処置の実施を要請する理由
- ② 応援を必要とする活動内容
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援を必要とする場所、期間

(5) 民間団体等に対する要請

市長は、応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めたときは、民間団体等に協力を要請する。

2 消防の応援

(1) 県内消防機関に対する応援要請

消防本部は、単独では対処不可能な大規模火災等が発生した場合は、福井県広域消防相互応援協定に基づき、応援要請を行う。

(2) 県外消防機関に対する応援要請

消防本部は、単独では対処不可能な大規模火災等が発生した場合は、県外の消防本部と締結した消防相互応援協定に基づき、応援要請を行う。

(3) 緊急消防援助隊に対する応援要請

消防本部は、県内外の応援協定による消防力では災害に対応できない場合は、消防組織法の規定に基づいて必要な事項を明らかにし、知事を通して消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

第11 応援の受入体制

1 受入機関

応援隊の受け入れは次の原則に従い、担当部署を明確化する。

(1) 警察、消防の応援隊は受援計画に基づき、それぞれの機関が受け入れる。

(2) 自衛隊の受け入れは、基本的に市が行い、広域にわたる場合は県が受け入れる。

(3) 自治体及びボランティアの受け入れは、市、県及び市社会福祉協議会が連携して行う。

2 総合調整

応援隊は、県災害対策本部の総合的調整の下で活動するため、それぞれの受入機関は県災害対策本部と密接な連携を図る。

3 受入経費

県から事務の委任を受けた場合は、市は共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、市の災害ボランティアセンター連絡協議会や社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第12 防災活動拠点

適切な役割分担の下に大規模災害時に長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点、救急・救援の活動拠点となる施設を災害の状況に応じて確保する。

また、大規模災害等発生時に、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に応援・受援体制を整えられるよう、中部縦貫自動車道に併せて整備する道の駅に、応援機関の活動拠点をはじめ、応援要員の集合や配置体制の構築、資機材等の集積や輸送体制等の側面支援等、大規模災害等の発生時に必要となる、さまざまな応援・受援体制に対応できる機能を付加するよう努める。

第 3 節 広域的応援対応計画

第 1 計画の方針

市は、大規模災害において、他地域からの応援が必要となるときは、広域応援要請を行う。

第 2 広域応援要請

1 応援要請の決定

応援要請は、次に掲げる条件を災害対策本部会議で判断し、市長が決定する。

- (1) 災害の発生箇所が他の市町に隣接し、応援を受けて緊急措置を実施することで被害を最小限にとどめることができると判断される場合
- (2) 市域で大規模な災害が発生し、応援を要請しなければ被災者の救助等に著しく支障をきたす場合

2 応援要請の順位

応援要請は、被災の範囲・被害規模等の状況に応じ、次の順位により要請する。

(1) 県内相互応援

県内からの応援については、下記の応援協定に基づく要請を行う。

- ① 福井県・市町災害時相互応援協定
- ② 福井県広域消防相互応援協定
- ③ 福井県市町防犯隊相互応援協定

(2) 県外からの応援

県外からの応援については、下記の応援協定に基づく要請を行う。

- ① 福井県外市町村災害時相互応援協定
- ② 福井県外消防相互応援協定

(3) 緊急消防援助隊の応援

県内外の応援協定による消防力では災害に対応できない場合は、緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(4) その他の関係機関や民間団体等の応援

災害対策、復旧対策を円滑に実施するために、その他の関係機関や民間団体等との応援協定により応援の要請を行う。

第3 防災関係機関への応援要請等

1 災害対策基本法に基づく応援等

(1) 県及び県内市町への応援要請

市長は、「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、県及び県内の市町に応援を要請する。なお、応援要請等を実施する際に要請先に示す基本的事項は、次のとおりとする。

- ① 災害の状況及び応援を求める理由
- ② 応援を希望する機関名
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量並びに応援人員
- ④ 応援を必要とする場所及び活動の具体的内容

(2) 県外市町村に対する応援要請

市長は、県外の市町村との個別協定に基づく応援を要請したときは、県に対して報告する。

(3) 知事への要請

市長は、応急対策を実施するため必要があるとき、知事に必要な事項を明らかにして応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

- ① 災害救助法の適用
 - ア 災害発生の日時及び場所
 - イ 災害の原因及び被害の状況
 - ウ 適用を要請する理由
 - エ 適用を必要とする期間
 - オ 既に行った救助処置及び行おうとする救助処置
- ② 被災者の他地区への移送要請
 - ア 移送を必要とする被災者の数
 - イ 希望する移送先と被災者を収容する期間
- ③ 県への応援要請又は応急処置の実施要請（災害対策基本法第68条）
 - ア 災害の状況及び応援又は応急処置の実施を要請する理由
 - イ 応援を必要とする活動内容
 - ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - エ 応援を必要とする場所、期間

(4) 指定地方行政機関に対する要請

市長は、応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めたときは、指定地方行政機関の長に対し、必要な事項を明らかにして当該機関の職員の派遣を要請する。

- ① 災害の状況及び応援又は応急処置の実施を要請する理由
- ② 応援を必要とする活動内容
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援を必要とする場所、期間

(5) 民間団体等に対する要請

市長は、応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めたときは、民間団体等に協力を要請する。

2 消防の応援

(1) 県内消防機関に対する応援要請

消防本部は、単独では対処不可能な大規模火災等が発生した場合は、福井県広域消防相互応援協定に基づき、応援要請を行う。

(2) 県外消防機関に対する応援要請

消防本部は、単独では対処不可能な大規模火災等が発生した場合は、県外の消防本部と締結した消防相互応援協定に基づき、応援要請を行う。

(3) 緊急消防援助隊に対する応援要請

消防本部は、県内外の応援協定による消防力では災害に対応できない場合は、消防組織法の規定に基づいて必要な事項を明らかにし、知事を通して消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

第4 応援の受入体制

1 受入機関

応援隊の受け入れは次の原則に従い、担当部署を明確化する。

(1) 警察、消防の応援隊は受援計画に基づき、それぞれの機関が受け入れる。

(2) 自衛隊の受け入れは、基本的に市が行い、広域にわたる場合は県が受け入れる。

(3) 自治体及びボランティアの受け入れは、市、県及び市社会福祉協議会が連携して行う。

2 総合調整

応援隊は、県災害対策本部の総合的調整の下で活動するため、それぞれの受入機関は県災害対策本部と密接な連携を図る。

3 受入経費

県から事務の委任を受けた場合は、市は共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、市の災害ボランティアセンター連絡協議会や社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第5 防災活動拠点

適切な役割分担の下に大規模災害時に長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点、救急・救援の活動拠点となる施設を災害の状況に応じて確保する。

また、大規模災害等発生時に、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に応援・受援体制を整えられるよう、中部縦貫自動車道に併せて整備する道の駅に、応援機関の活動拠点をはじめ、応援要員の集合や配置体制の構築、資機材等の集積や輸送体制等の側面支援等、大規模災害等の発生時に必要となる、さまざまな応援・受援体制に対応できる機能を付加するよう努める。

<資料編>

- 3－1 福井県・市町災害時相互応援協定
- 3－2 福井県広域消防相互応援協定
- 3－3 福井県市町防犯隊相互応援協定書
- 3－4 九頭竜川ダム統合管理事務所管内のダム情報等の提供に関する協定書
- 3－5 姉妹都市の災害時における相互応援協定（古河市）
- 3－6 災害時相互応援協定（郡上市）
- 3－7 災害時における相互応援協定（岩倉市）
- 3－8 災害時における相互応援協定確認書（岩倉市）
- 3－9 災害時相互応援協定（黒部市）
- 3－10 災害時相互応援協定（美濃市）
- 3－11 災害時相互応援協定（高浜町）
- 3－12 災害時相互応援協定（尾鷲市）
- 3－13 災害時相互応援協定（相馬市）
- 3－14 大野市と大野市管工事業協同組合の災害時における協力に関する協定
- 3－15 災害時における応急救護用燃料の供給に関する協定
- 3－16 大野市と郵便局との災害時における協力に関する協定書
- 3－17 大野市と大野鉄工金属協同組合の災害時における協力に関する協定
- 3－18 災害時の医療救護活動に関する協定書
- 3－19 大野市と大野電業協会の災害時における協力に関する協定
- 3－20 大野市と社団法人大野建設業会の災害時における協力に関する協定
- 3－21 災害時における公共施設等の電気設備の保安対策業務の協力に関する協定書
- 3－22 災害時における建築物等の解体撤去に関する協定
- 3－23 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定
- 3－24 大野市と北陸コカ・コーラボトリング株式会社の災害対応型自動販売機の運用及び災害時における協力に関する協定書
- 3－25 災害時等の応援に関する申し合わせ（近畿地方整備局）
- 3－26 災害時における支援協力に関する協定書（セツカートン）
- 3－27 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定（県民生協）
- 3－28 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定（ハニー）
- 3－29 災害時における生活物資供給等の協力に関する協定（協同組合 大野商業開発）
- 3－30 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定
（医療法人厚生会 ほほえみネットワークさくら）
- 3－31 災害時における石油燃料等の供給に関する協定
（協同組合 大野石油センター）
- 3－32 災害時における情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）
- 3－33 災害時における協力に関する協定（（一社）坂井奥越建設連合会）
- 3－34 災害時における臨時災害放送局開設の協力に関する協定
（福井街角放送株式会社）

- 3－35 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定
(福井県民生活協同組合 県民せいきょう 大野きらめき)
- 3－36 特設公衆電話の設置・利用に関する協定(西日本電信電話株式会社)
- 3－37 行方不明者の捜索等の協力に関する協定書
- 3－38 災害時相互応援協定(高山市、守山市)
- 3－39 災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定(公益社団法人日本下水道管路管理業協会)
- 3－40 災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定(公益社団法人福井県下水道管路管理業協会)
- 3－41 災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定(公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部)
- 3－42 災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定(一般社団法人福井県測量設計業協会)
- 3－43 災害時における物資供給に関する協定書(NPO 法人コメリ災害対策センター)
- 3－44 災害福祉活動に関する相互連携協定(大野市社会福祉協議会、大野ライオンズクラブ)
- 3－45 大規模災害時における相互連携に関する協定(北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社)
- 4－1 県防災ヘリコプター緊急運航要請書様式

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 計画の方針

市長は、市域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、自衛隊の応援が必要と認めるときは、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

第2 派遣要請基準

- (1) 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ、自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

第3 派遣の業務内容

自衛隊の災害派遣の活動内容は、次のとおりである。

- 被害状況の把握
- 避難の援助
- 遭難者等の搜索救助
- 水防活動の支援
- 道路又は水路の啓開
- 応急医療、救護及び防疫
- 通信支援
- 人員及び物資の緊急輸送
- 消防活動の支援（空中消火を含む）
- 危険物の保安及び除去
- 給食及び給水
- 入浴支援
- 救援物資の無償貸与又は譲与
- その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

第4 自衛隊の情報収集

県内において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各自衛隊は航空機等による被害状況の収集活動を行い、その収集した情報を必要に応じて県に伝達する。また、自衛隊が収集した情報について、県を通じて入手するよう努める。

第5 派遣要請の手続

市長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したとき、災害派遣要請書を知事へ提出する。ただし、事態が急を要する場合の要請は電話で行い、事後速やかに文書を提出する。

なお、この場合において、市は必要に応じて、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

1 口頭で要請する場合の連絡事項

- 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考となるべき事項

2 派遣要請先

(1) 陸上自衛隊の場合

① 陸上自衛隊第 14 普通科連隊長 (連絡窓口 第 3 科)

石川県金沢市野田町 1-8 Tel. 076-241-2171

② 陸上自衛隊第 372 施設中隊長

福井県鯖江市吉江町 4-1 Tel. 0778-51-4675

(2) 航空自衛隊の場合

① 航空自衛隊第 6 航空団司令 (連絡窓口 防衛部)

石川県小松市向本折町戊 267 Tel. 0761-22-2101

第 6 市長の緊急要請

市長は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれない場合等知事に要請するいとまがない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続をとる。

第 7 自主的派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等が派遣される。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報活動を行う場合。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められた場合に、直ちに救援の措置を取る必要がある場合。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合。
- (4) その他災害に際し、上記事項に準じ、特に急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合。
- (5) 庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合。ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後知事が派遣要請を行った場合は、その時点から知事の要請に基づく救援活動を実施する。

第 8 派遣部隊の受入体制

1 関係機関の相互協力

市長は、派遣部隊の移動、現地進入及び災害応急措置に係る補償問題等の発生並びに必要な現地資材の使用等に関して県、大野警察署と緊密に連絡し協力し合う。

2 派遣部隊との連絡調整

派遣部隊の受け入れ及び活動を円滑に行うための連絡調整は、県が行う。

3 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関の作業と必要以上に競合重複することのないよう、最も効率的に分担するよう配慮する。

4 派遣部隊の受け入れ

自衛隊の受け入れが決定したときは、下記により速やかに受入体制を整備する。

- (1) 大野市災害対策本部室に自衛隊の連絡部門のスペースを確保する。
- (2) 災害の状況によるが、可能な限り宿舎等の利用について検討する。
- (3) 災害の状況により、野営の必要がある場合は、場所を提供する。
- (4) 材料置場、炊事場は野外の適当な広場を確保する。
- (5) 駐車場は、宿泊施設の近くに車両等を考慮して適当な広場を確保する。
- (6) 食料等の供給の必要がある場合は、第Ⅰ編第6章第15節「食料品供給計画」、第16節「生活必需品供給計画」等により調達の手配を行う。
- (7) ヘリポートの設置等
 - ① 被災地の状況、ヘリコプターの機種により異なるが、あらかじめ設定した地点を対象にその都度自衛隊及び県と協議して定める。
 - ② 吹き流し、発煙筒、H（おおむね直径10m）の標示、警戒人員を配備する。
 - ③ 通信筒投下のとき、＋（おおむね長さ10m）の標示、発煙筒、白布（30cm×30cmで通信筒を受け取ったときの目印）を準備する。
 - ④ 孤立地区偵察のときの赤旗（急病人が発生しているとき）、青旗（食料が不足しているとき）を準備する。

第9 派遣部隊の撤収要請

知事は、派遣部隊が派遣目的を達成したとき、又は派遣の必要がなくなったときは、民心の安定等に支障がないよう市長及び派遣部隊等の長と周密に調整を行った上、撤収要請を行う。

経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち、次に掲げるものは原則として市が負担する。ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

- 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費及び入浴料
- 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費
- その他派遣命令者と知事が協議して決定したもの

<資料編>

4-4 自衛隊災害派遣要請書

第5節 ボランティア受け入れ・派遣計画

第1 計画の方針

市は、災害発生時において、市及び関係機関による活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が重要となることから、関係機関と連携し、被災地のニーズに応えたボランティア活動が円滑に行われるよう支援する。

第2 ボランティア受け入れ・派遣体制

1 福井県

県は、災害ボランティア活動を広域的かつ総合的に支援することができると認められる団体に対し、災害ボランティアの活動拠点となる「福井県災害ボランティア本部」（以下「災害ボランティア本部」という。）の設置を必要に応じて要請するとともに、災害ボランティア本部の円滑な運営を確保するため、必要な支援を行う。

また、県災害対策本部にボランティア班を設け、災害ボランティア本部と連携を図るとともに、市町と情報交換を行い、被災地におけるボランティアニーズの把握を行う。

2 大野市

市は、災害ボランティア活動を総合的に支援する「大野市災害ボランティアセンター連絡協議会」に対し、災害ボランティアの活動拠点となる市災害ボランティアセンターの設置を要請する。

また、市災害対策本部にボランティア担当を設け、県災害対策本部及び災害ボランティア本部、市災害ボランティアセンターの連携を図るとともに、避難施設、救援物資集積所、関係機関等から情報を収集して、被災地におけるボランティアニーズを把握する等、市災害ボランティアセンターの円滑な運営を確保するために必要な情報を市災害ボランティアセンターに提供するなど支援を行う。

さらに、当該ニーズに応じて、あらかじめ広域応援体制を組んだ隣接市町や友好市町等にボランティア派遣の支援要請を行う。

第3 ボランティアの活動内容

災害発生時のボランティアの活動内容は、次の2つに大別して対応する。

1 一般労務提供型ボランティア

- 災害情報、生活情報の収集、伝達
- 要配慮者に対しての安否確認と生活支援
- 指定避難所等における炊出し、清掃等の被災者支援活動
- 救援物資、資機材の配分及び輸送
- 危険を伴わない軽易な応急、復旧作業
- 災害ボランティアの受け入れ事務
- その他上記作業に類した作業

2 専門技術型ボランティア

- 救急・救助
- 医療（医師、看護師、保健師、助産師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士）
- 介護（社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員）
- 建物判定
- 手話奉仕員、要約筆記奉仕員
- 情報・通信
- ボランティアのコーディネート
- 輸送
- その他特別の技術を要するもの

第4 市災害ボランティアセンターの活動

1 ボランティアの受付、派遣

市災害ボランティアセンターは、ボランティアの受付、派遣の窓口となる。

ボランティアを行う者については、ボランティア活動中の事故等に備えて、県が必要に応じて保険料を負担するボランティア保険に加入させる等、安全の確保を図る。

2 活動拠点の提供

市災害ボランティアセンターから活動拠点提供の要望があったときは、市は速やかに適当な場所をボランティア活動拠点として提供する。

3 ボランティアとの連絡調整

市災害ボランティアセンターは、ボランティアの受け入れ、派遣、活動等を円滑に行うために、ボランティアコーディネーター、各種団体及び民間組織の代表者等とボランティア活動の状況に応じた作業内容について連絡調整を行う。

4 県災害ボランティア本部及び関係機関との連携

市災害ボランティアセンターは、活動に必要な事項について、県災害ボランティア本部、関係機関等と連携し、円滑な活動の確保を図る。

第5 各種団体及び民間組織との連携・協働

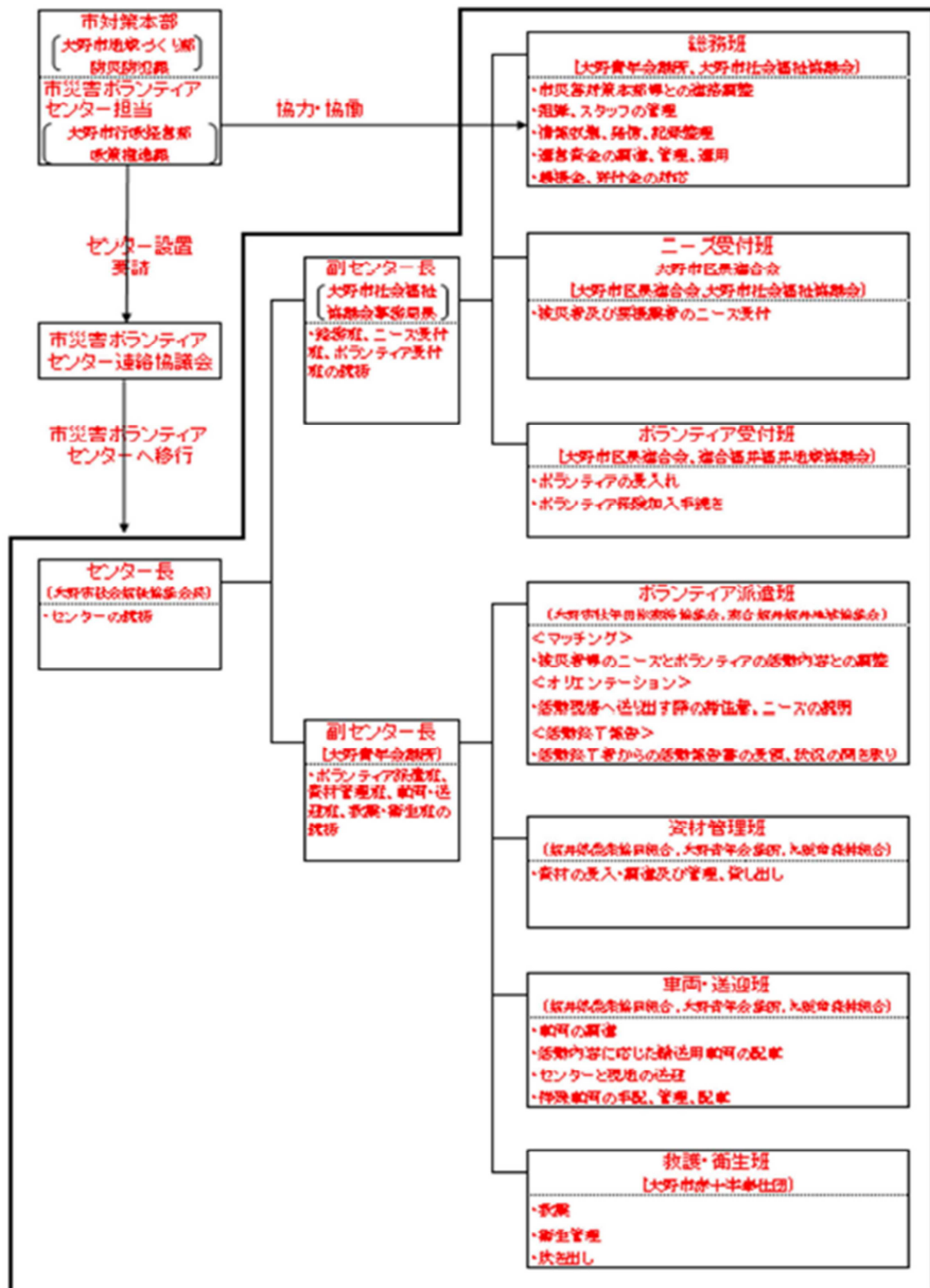
1 市災害ボランティアセンターと各種団体及び民間組織との連携・協働

災害発生時においては、被災地のボランティアニーズ等の情報を一元的に把握するため、市災害ボランティアセンターと各種団体及び民間組織は連携・協働し、災害応急対策の実施に万全を期する。

2 構成員と組織図

大野市災害ボランティアセンター 連絡協議会構成	
[委員]	
	団 体 名
1	大野市区長連合会
2	大野市壮年団体連絡協議会
3	大野青年会議所
4	大野市赤十字奉仕団
5	福井県農業協同組合
6	九頭竜森林組合
7	連合福井福井地域協議会
8	大野市政策推進課
9	大野市防災防犯課
[市担当]	
1	大野市防災防犯課
[事務局]	
1	大野市社会福祉協議会

大野市災害ボランティアセンター組織図



第 6 節 通信運用・情報収集伝達計画

第 1 計画の方針

市及び関係機関は、災害に関する各種の情報収集及び伝達がより迅速かつ正確に行えるよう努める。

第 2 災害に関する情報の収集及び伝達

1 情報収集

発生した災害又は発生するおそれのある災害に関する情報は、細大もらさず収集するよう努めなければならないが、おおむね次の事項について情報収集に当たる。

- (1) 火災の発生の状況
- (2) 建物の倒壊状況
- (3) 死者、負傷者の人的被害の発生状況
- (4) 電気、水道等の被害状況
- (5) 道路、橋梁の被害状況
- (6) 住民の動向
- (7) その他必要な情報

2 情報伝達

収集した情報は、必要に応じて速やかに広報するものとし、広報計画は次節に定めるとおりとする。また、市及び各防災関係機関は、各種情報の収集について十分に連絡調整を行い、災害応急対策が円滑に実施できるように協力する。

3 調査方法

被害の状況調査は、「大野市被害状況調査及び報告要領」に基づいて行うものとし、市民の生命及び財産に関する事項並びに市の管理する施設について、各班、現地災害対策本部が調査し総務部（総務班）が集計する。

- (1) 被害の程度の調査に当たっては、各班、現地災害対策本部の連絡を密にして、相違や重複のある被害状況については調整する。
- (2) 被災世帯人員等については、現地調査のみではなく住民登録等の諸記録とも照合し、その正誤を確認しなければならない。
- (3) 全壊、半壊等により死者及び負傷者が出た場合は、その氏名、住所、年齢等を速やかに確認する。

4 参集途上職員の情報収集

参集途上にある職員は、周囲の被災状況を把握し、参集後所属班長に報告し、各部は、職員の報告内容を地域づくり部（本部班）に報告する。

5 情報の優先順位

情報収集及び通報は、人的被害及び住家被害に関連あるものを優先する。

6 収集すべき情報項目及び情報収集源

(1) 警戒段階（災害発生前における情報項目及び情報収集源）

情報項目	情報の内容	収集源
雨量等の気象情報の収集	・予警報の内容 ・降雨（雪）量 ・河川の水位等	気象台（県） 各雨量観測実施機関 各水位観測実施機関 住民
地域の災害情報の収集	・河川周辺地域及び災害危険箇所における発災危険状況	市、消防機関、住民、各防災関係機関

(2) 発災段階（災害発生直後における情報項目及び情報収集源）

情報項目	情報の内容		収集源
発災情報	共通	・ライフラインの被災状況 ・交通機関、道路の被災状況 ・発災による物的、人的被害に関する情報	市、消防機関、住民、各ライフライン関係機関、各交通機関、道路管理者
	風水害・土砂災害	・河川のはん濫状況 ・土砂災害の発生状況	
	地震	・火災発生状況 ・建物の倒壊状況 ・工場、化学施設内の発災状況 ・ダム、河川堤防の被災状況	
住民の避難状況	・避難実施状況		避難所管理者、住民

(3) 復旧段階（災害復旧における情報項目及び情報収集源）

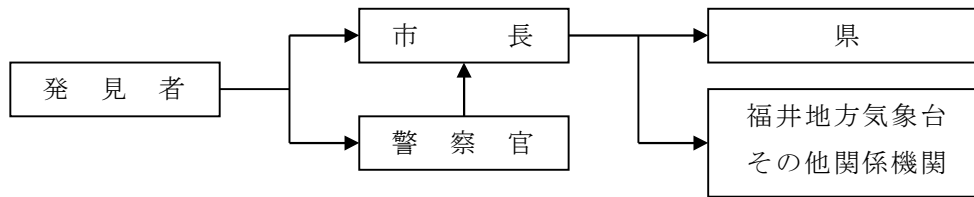
情報項目	情報の内容	収集源
全体的な被害状況	・所定の様式に基づく物的、人的被害の確定値	市各部
住民の避難に関する状況	・指定避難所周辺の状況 ・開設された指定避難所名、収容人員等	避難所管理者
ライフライン等の復旧見通し	・各ライフラインの復旧状況 ・各交通機関、道路の被災状況	各ライフライン関係機関、各交通機関、道路管理者
各関係機関の応急復旧対策の実施状況	・応急復旧工事等の進捗状況 ・食料物資等の調達支給状況 ・環境対策情報等	各防災関係機関

第3 区長との協力

市は、災害時に区長との連絡体制を密にし、被害情報の収集及び伝達等に関する協力を得る。また、区長は区内の被害情報の収集と集約に努め、人的被害及び住家被害に関連あるものを優先して市に通報する。

第4 異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見したものは、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報し、市長は速やかに県及び福井地方気象台その他関係機関に通報する。



1 市長が通報すべき事項

- (1) 異常な増水、山崩れ、地すべり、堤防決壊、なだれ等で大きな災害となるおそれがあるとき。
- (2) 竜巻、強い降ひょう等の著しく異常な気象現象があったとき。
- (3) その他災害に関する異常な現象があったとき。
- (4) 河川水位等に異常があったとき。
- (5) 震度4以上の地震があったとき。
- (6) 頻発地震（数日にわたり頻繁に感じる地震）があったとき。

2 福井地方気象台への通報方法

原則として、加入電話（0776-24-0009）又はFAX（0776-24-1252）により行う。

第5 県への報告

被害状況報告は、災害対策基本法第53条の規定に基づき、「火災・災害等即報要領」により、知事に対して行う。このほか、他の防災関係法令の規定により関係行政機関等に報告する詳細なものについては、それぞれの定められた要領により報告する。

1 報告の責任者

災害報告責任者は、災害対策本部設置時は地域づくり部長とし、災害対策本部が設置されていない場合は、防災防犯課長とする。

2 報告の基準

被害状況報告に当たっては、おおむね次に掲げる事項に該当する場合に報告する。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 市が災害対策連絡室又は災害対策本部を設置したとき
- (3) 災害が2市町以上にまたがるもので、市域における被害は軽微であっても全県的に見た場合同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対し、国・県の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後(1)～(4)の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- (6) その他災害の状況及びそれぞれが及ぼす社会的影響から見て、報告する必要があると認められるもの
- (7) 注意報・警報が発表された場合において発生し、上記基準に該当しないもの

3 報告の種類

災害状況報告の種類は、次のとおりとする。

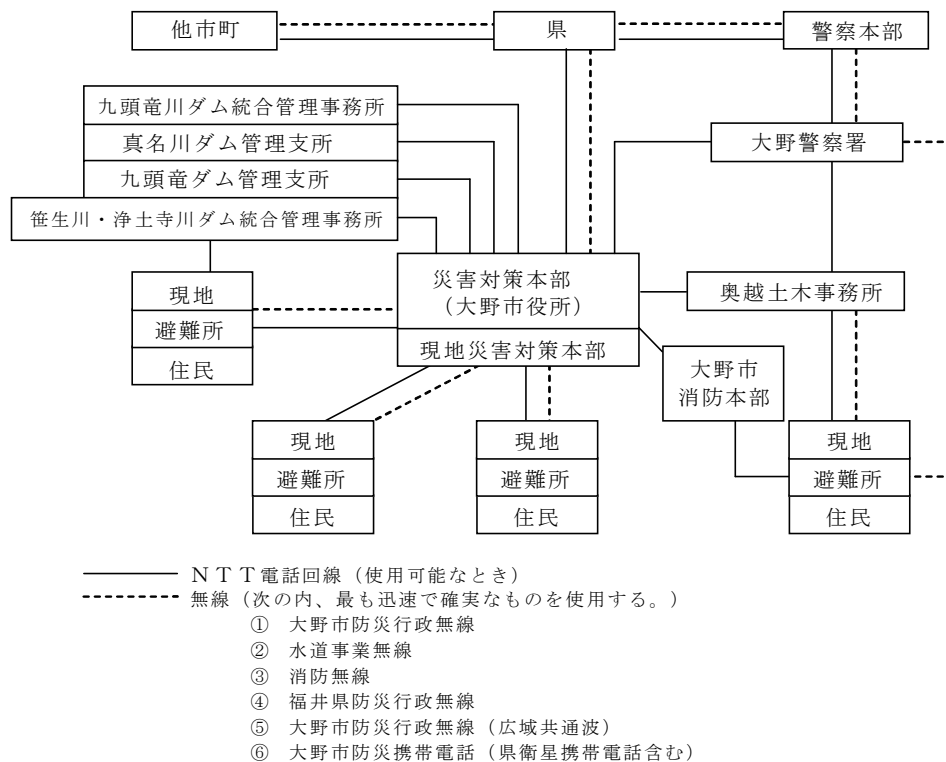
- (1) 災害即報
災害を覚知したとき、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で行う。
- (2) 災害確定報告
応急対策終了後10日以内に行う。
- (3) 災害年報
毎年1月1日から12月31日までの災害状況について、翌年の4月1日現在で明らかになったものを4月15日までに報告する。
なお、災害即報については、地震が発生し、市域で震度5強以上を記録したときは、第一報を県に対してだけでなく、国(総務省消防庁)に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告するものとし、更に要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き、国(総務省消防庁)に対して行う。

4 報告の方法及び報告先

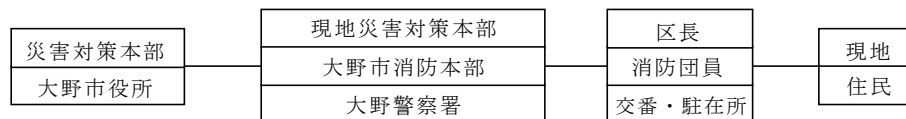
県に対して、災害即報は災害の概況、被害の状況、応急対策の状況を県防災行政無線又は一般加入電話により報告するものとし、災害確定報告及び災害年報は被害状況の詳細について文書で報告する。

5 災害情報の流れ

(1) 防災指令及び災害情報等の伝達系統



(2) 有線・無線ともに不通の場合



※ただし、この情報系等を使用する場合は、誤報が生じないよう文面にて通知する等の注意を図る。

第6 災害発生直後の機能確認と応急復旧

災害発生時には、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は、速やかに応急復旧に当たるとともに、携帯電話、自動車電話等の代替通信手段を確保するほか、全ての通信手段が途絶された場合には、使用者を派遣して通信の確保を図る。

第7 通信手段の確保

1 災害時の通信連絡

市及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達並びに被害状況の収集報告その他応急対策に必要な指示、命令等は、防災行政無線通信のほか、多様な媒体を活用し速やかに行う。

また、必要に応じて、消防団に配備されているデジタル簡易無線機を活用する。

2 通信の統制

災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。

<資料編>

2－7 大野市防災行政無線局管理運用規程

4－3 県への報告様式

第 7 節 広報計画

第 1 計画の方針

市は、災害に関する情報及び被害状況並びに応急対策の実施状況等を速やかに広報することにより、災害時の社会秩序の維持及び民心の安定と円滑な応急対策活動の実施を図る。

第 2 市民に対する広報活動

1 広報の内容

- (1) 気象関係予報、警報等気象に関する情報
- (2) 災害の現況、予測に関する情報
- (3) 避難の場所、方法等の情報
- (4) 防災の具体的指示事項に関する情報
- (5) 災害救助法等の応急対策に関する情報
- (6) 犯罪の予防、防疫に関する情報
- (7) 交通機関の運行、交通規制状況に関する情報
- (8) 防災関係機関の対策状況に関する情報
- (9) その他災害広報に関する情報

2 広報の方法・手段等

避難指示等の防災情報の住民への迅速な伝達のため、防災行政無線による情報伝達の仕組みを整備促進するとともに、広報車、携帯電話メール等多様な情報伝達手段の整備、確保に努める。

収集・伝達に当たっては、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項に規定する地理空間情報をいう。）の活用にも努める。

広報班は、区長と協力し、住民に対して適切な手段で迅速な情報提供に努める。

- (1) 防災行政無線による広報
災害発生直後より、防災行政無線により広報する。
- (2) インターネットによる情報提供
市ホームページに災害に関する被害情報や復旧情報等を随時掲載し、情報提供を行う。
- (3) 大野市防災メール、SNS による情報提供
- (4) 印刷物等による広報
 - ① チラシ、パンフレット、広報紙を各家庭又は現地に配布し、応急対策、活動概要、注意事項等を周知徹底する。
 - ② 現地にポスター等を掲示する。
- (5) 指定避難所での情報提供
指定避難所においては、館内放送、拡声器、施設内掲示板、チラシを活用し、報道や情報通信システム等で得た必要な情報を避難者に対して提供する。
- (6) その他広報
状況に応じて、広報車、職員派遣等による広報を行う。

3 安否情報の提供

被災者の安否について住民等から照会があった場合は、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、人命に係るような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力し、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者や児童虐待の被害者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3 報道機関への情報提供等

1 情報の収集

各部は、災害に関する情報と写真を広報班に提供する一方、広報班は必要に応じて班員を現地に派遣し、情報の収集及び取材を行う。

2 報道機関等への情報提供

広報班は、収集した災害に係る情報や対策等を定期的に各報道機関に報道する。ただし、重要な情報は迅速かつ確実に提供するよう努める。

3 放送要請

広報班は、住民への広報等において放送事業者（日本放送協会福井放送局、福井放送(株)、福井テレビジョン放送(株)、福井エフエム放送(株)、(株)大野ケーブルテレビ）による放送を実施することが適切と判断されるときは、放送を要請する。

第4 災害広報資料の収集及び保存

各部は災害に関する資料、写真を積極的に収集し、広報班に提供する。

広報班は、取材したものと合わせて広報用に供し、保存するとともに、必要に応じて災害映像資料等を作成し、活用するよう努める。

第5 指定地方行政機関における広報

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、各々の災害時の広報計画に基づき広報を実施する。重要な事項の広報については、事前に県、市及び関係防災機関に通報する。

第6 災害時情報通信システムの活用

市ホームページの活用や、公民館（現地対策本部）に設置されている庁内LANに接続されたパソコンの活用を行う。

第7 災害時ホームページ代理掲載

姉妹都市茨城県古河市へ、市の災害に関する行政情報をウェブサイト上で代行発信するよう要請する。

第 8 節 避難計画

第 1 計画の方針

市は、緊急時に際し、危険区域の居住者、滞在者その他の者に対し、大野警察署、消防機関の協力を得て、安全地域に避難させ、必要に応じて指定避難所に収容し、人的被害の防止及び軽減、避難者の救助に努める。

第 2 避難情報の種類

内容等 種類	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル 3 高齢者等避難	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、大雨、洪水警報が発表される等、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動をとる（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備をとる
警戒レベル 4 避難指示	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、土砂災害警戒情報が発表される等、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から重大な洪水災害による人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動をとる ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する ・指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行う
警戒レベル 5 緊急安全確保	・人的被害の発生又は切迫した状況	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる

第 3 避難の準備情報、指示

災害により建物被害や土砂災害等の被害が発生し、又は発生のおそれがある地域の住民等に対し、生命又は身体の安全を確保するため、避難の準備情報の提供又は指示を行う。

避難指示の実施責任者等は次のとおりであり、市長（本部長）が不在又は職務の遂行が困難な場合は、副市長、地域づくり部長の順で本部長の権限を委譲する。

1 実施責任者及び基準

事項区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難のための立退きの準備 その他の措置	市長	立退き準備の勧告（避難行動要支援者に対し避難の確保が図られるよう必要な情報を提供）	避難行動要支援者が避難できる時間を残して災害が発生する可能性が高まったとき。 【水害】 〔赤根川、清滝川〕 ・河川水位が一定時間後に避難判断水位（特別警戒水位）に到達すると予想される場合 〔九頭竜川、真名川、石徹白川〕 ・河川水位が一定時間後にはん濫危険水位（危険水位）に到達すると予想される場合【土砂災害】 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過したとき等 〔避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合〕 ・大雨注意報や洪水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 ・降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予測される場合
避難の指示	市長 〔災害対策基本法第60条〕	立退きの指示及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるとき。 【水害】 〔赤根川、清滝川〕 ・河川水位が避難判断水位（特別警戒水位）に到達し、更に上昇が予想される場合 〔九頭竜川、真名川、石徹白川〕 ・はん濫危険水位（危険水位）に到達しそうな場合 ・河川管理施設の異常（漏水等堤防の決壊につながるおそれがある被災）の発見等 【土砂災害】 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき等 〔避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合〕 ・判断する時点（夕刻）で、河川の水位がはん濫注意水位（又は避難判断水位）を超えた状態で、気象情報、降水短時間予報でさらなる降雨が予測される場合
	知事及びその命を受けた県職員、水防管理者 〔水防法第29条〕	立退きの指示	洪水によって氾濫によるより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事又はその命じた職員 〔地すべり等防止法第25条〕	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 〔災害対策基本法第61条〕	立退き及び立退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。
	警察官	警告	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な

緊急安全確保	[警察官職務執行法第 4 条]	避難の措置	警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 [自衛隊法第 94 条]	避難の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
	市長 [災害対策基本法第 60 条]	緊急安全確保措置 (高所への移動、近隣の堅固な建物への待避等)	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。 【水害】 ・氾濫発生情報、大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき ・堤防の決壊を確認 ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認等 【土砂災害】 ・大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき ・近隣で土砂災害が発生 ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、立木の流出、斜面の亀裂等）の発見等
	知事及びその命を受けた県職員、水防管理者 [水防法第 29 条]	緊急安全確保措置 (屋内での待避等)	洪水・津波、高潮によって氾濫によるより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 [災害対策基本法第 61 条]	緊急安全措置	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。
	警察官 [警察官職務執行法第 4 条]	警告避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 [自衛隊法第 94 条]	避難の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

2 避難指示等の判断基準の策定

市長は、避難指示等の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難指示等の判断基準を策定するよう努める。この場合、雨量、河川水位（はん濫危険水位（危険水位）、避難判断水位（特別警戒水位））、土砂災害警戒情報などの形式的判断基準を導入し、具体的に策定するよう努める。また、避難指示等の発令訓練の実施や、発令の経験等を踏まえ、必要に応じて基準の見直しに努める。

3 避難指示等実施の発令方法

市長は、気象情報、河川水位、土砂災害警戒情報等をもとに、時期を失することなく避難指示を発令する。

また、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令するおそれがある場合には、早い段階で指定避難所を開設し、住民への周知、高齢者等避難の発令により、円滑な避難に努める。

避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

なお、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性を確認する。

避難指示等の発令に当たっては、災害の切迫度に応じ、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通し、受け手側である住民が生命に係る危険であることを直感的に認識するなど、具体的でわかりやすい内容で発令する。

4 避難指示等の助言

知事は、必要と認めるときは、市長の避難指示等に関する意思決定についての助言、勧告等を実施する。

また、市は、避難指示を行う際に、対象地域、判断時期等についての助言を国、県に助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

第4 避難の周知

1 住民に対する周知

災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難指示を実施する必要が予想される場合、危険が予想される地域の住民に事態の周知を図り、避難するための準備を促すとともに、避難行動要支援者に対しては避難を促す。

なお、市民への避難指示の伝達は、防災行政無線、防災メール、緊急速報メール、ヤフーメール、SNS、広報車、（自治会等を通じた）口頭等により行うとともに、状況に応じて報道機関等に協力要請を行う。また、伝達内容は次の事項とするが、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。

- 避難指示の実施者
- 避難指示の理由
- 対象となる地域（地区名等）
- 避難先、避難経路等
- その他注意事項

2 県への報告

避難のための立退きを指示し、立退き先を指示した場合は、次の事項について知事に報告する。また、避難の必要がなくなった場合は、直ちにこれを公示し、知事に報告する。

- 避難指示の理由
- 避難指示を行った地域
- 世帯数及び人員
- 立退き先

3 関係機関への通知及び連絡

市長は、避難準備情報、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令したときは、速やかに関係機関に通知又は連絡する。

第5 避難方法

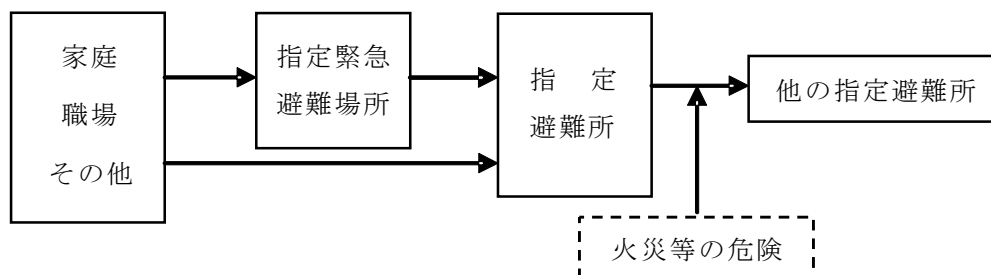
1 事前準備

- (1) 避難に際して、次の点を周知及び徹底させる。
避難に際しては必ず火気その他危険物の始末を完全に行うこと。
- (2) 避難者は3食程度の食料、水、最小限度の着替え等を携帯するが、大量の荷物は持ち出さないこと。
- (3) 服装はできるだけ軽装で帽子等をつけ、必要に応じて防雨、防寒衣を携帯すること。
- (4) 可能な限り氏名票を携行する。
- (5) 盗難等の予防に備えておくこと。
- (6) 工場・事業所等にあつては実情に即した綿密な防災計画を樹立し、浸水によって流失拡散のおそれがある油脂類、カーバイド、生石灰等危険物の安全管理及び電気、ガス等の保全措置を講じておくこと。

2 避難誘導

- (1) 避難のための立退きを円滑かつ安全に行うために、誘導責任者は各区長（不在の場合は、その定めた者）とし、地元自治会、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努める。
- (2) 誘導に当たっては事前に安全な経路を選定し、危険箇所の表示（なわ張り等）をする他、状況に応じて誘導員を配置して事故防止に努める。また、夜間の場合は照明器具等を活用し、指定避難所が遠方の場合は状況に応じ車両による輸送を行う。
- (3) 誘導の際には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者など要配慮者に配慮して行う。
- (4) 避難開始とともに警察官、消防職員等により現場警戒区域を設定し、危害防止その他必要な警戒を実施する。住民が避難した地域においては、状況の許す限り警ら、警戒等を行い、財産の保護、その他犯罪の予防に努める。
- (5) 火災等で最初の指定避難所が危険と判断された場合、他の安全な指定避難所へ誘導する。

[避難誘導の流れ]



第 6 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、収容

1 指定緊急避難場所の選定

指定緊急避難場所は、迅速かつ適切に選定し、小学校、中学校その他の公共施設等を応急的に整備して使用する。ただし、災害の状況によりこれらの施設が適当でないときは、公園等にプレハブ又はテントを設ける。

避難所の設置は、あらかじめ指定した指定避難所の利用を原則とするが、適当な施設を得難いときは野外にバラックを仮設し、又は天幕を設置する。予定した避難所が使用できないときは、市長は知事又は隣接市長と協議し、指定避難所の設定、被災者の収容について所要の処置を講ずる。

2 対象者

- (1) 災害の発生又は被害を受けるおそれから、当該地域より自主的に避難した者
- (2) 避難準備情報によって避難することが必要である者
- (3) 災害によって被害を受けた者で、居住の場所を失った者
- (4) 災害によって被害を受けるおそれのある者で、高齢者等避難若しくは避難指示を受けている者又は緊急に避難することが必要である者

3 開設の報告、通報

市長は、指定避難所を開設したときは、避難収容すべき者を誘導保護するとともに、下記事項を知事に報告するほか、大野警察署及び各防災関係機関に通報する。

- (1) 指定避難所開設の日時、場所
- (2) 避難箇所数、避難世帯数、人員数

4 自主避難への対応

市長は、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ速やかに指定避難所を開設するよう努める。

第7 指定避難所の運営管理

1 運営管理

- (1) 指定避難所には、運営管理責任者とあらかじめ指定された避難所開設・運営職員が対応に当たる。運営管理責任者は原則として避難所班の人員が当たるものとし、避難所班は災害対策本部との緊密な連絡体制の下、避難者の収容に努めるとともに、避難者の不安又は二次的災害を防止するため指定避難所の安全管理を行う。
- (2) 避難所班が到着するまでは、施設管理者が運営管理を行う。また、施設管理者は施設の指定避難所利用に対し助言を行うなど、指定避難所運営に協力する。
- (3) 学校は児童生徒の安全確保と教育の早期再開に努めることを基本とするが、災害初期において職員は可能な範囲で指定避難所の運営に協力するとともに、学校長の指示を受け、必要に応じて指定避難所の支援業務を行う。
- (4) 避難所生活では指定避難所での情報伝達、物資配給、生活環境整備等、対応すべき事項が多岐にわたることから、市は、指定避難所の運営を避難者と連携して行うこととし、対外業務及び施設管理のほかは、原則として避難者が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

また、保健衛生面はもとより、プライバシーの保護等幅広い観点から被災者の心身の健康維持及び人権にきめ細かく配慮した対策を講ずるよう努める。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるように留意すること。

- (5) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性専用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。
- (6) 指定避難所等における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力の発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性犯罪・性暴力についての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- (7) 指定避難所ごとに収容されている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。
- (8) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (9) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の

健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (10) 高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、民生委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、速やかに適切な措置を講ずるよう努める。
- (11) また、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、ホームヘルパー等による支援を行うよう努める。
- (12) 生活不活発病やエコノミークラス症候群など環境の変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努める。
なお、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、ホームヘルパー等による支援を行うよう努める。
また、指定避難所設置施設の平常業務再開に向けて、当該施設の管理者、指定避難所管理者、避難者自治組織で協議を行う。
- (13) 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。
- (14) 避難所に避難したホームレス・外国人・観光客等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

2 要員の確保

指定避難所の管理運営に要する人員が不足する場合は、他部からの応援要請、派遣職員の要請、施設管理者の要請等により人員の確保を図る。

3 指定避難所における業務

運営管理責任者は、指定避難所を開設したときは、施設の管理者と施設使用について緊密な連絡を行うとともに次の事項による業務及び記録をし、市長に報告しなければならない。

(1) 一般業務

- ① 指定避難所の受け付け
- ② 避難者に対する情報の伝達
- ③ 救護所の設置場所の選定
- ④ 指定避難所に配布された食料等物資の管理
- ⑤ 給食時間の調整
- ⑥ 救助食料等の配布
- ⑦ 指定避難所内の衛生の維持確保

(2) 記録に関すること

- ① 職員の指定避難所勤務状況の記入
- ② 日誌の記入
- ③ 物品の受け払い簿の記入
- ④ 避難者名簿の調整

(3) 報告に関すること

- ① 指定避難所の開設及び閉鎖の日時の報告
- ② 避難状況の報告
- ③ 給食済、見込人員報告
- ④ 避難者の健康状態（身体、精神）
- ⑤ その他必要な状況

4 要配慮者の支援

指定避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、自主防災組織、自治会、民生委員児童委員、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずるよう努めるほか、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、ホームヘルパー等による支援を行うよう努める。

5 指定避難所の開設要領

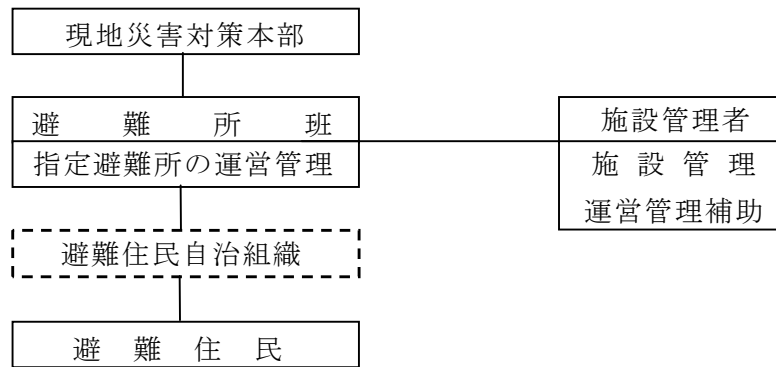
(1) 開設基準

災害対策連絡室———本部長が必要と認めたとき

災害対策本部———自動配備

(2) 開設要領

- ① 施設管理者は、勤務時間内外にかかわらず事由発生と同時に施設を開放
- ② 時間中：避難所班の職員を避難施設に派遣し現地災害対策本部組織に組み入れる。
時間外：各現地災害対策本部長の判断で現地災害対策本部に集合した地元職員を指定避難所に派遣し、現地災害対策本部組織に組み入れる。
災害対策本部再構築後は避難所班の職員と交代する。



第 8 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定実施責任者等

実施責任者	措置	実施の基準
市長 〔災害対策基本 法第 63 条〕	警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要であると認めるとき。
知事 〔災害対策基本 法第 73 条〕	同上	前記の実施の基準の場合において、市長又はその委任を受けた職員がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
警察官 〔災害対策基本 法第 63 条〕	同上	前記の実施の基準の場合において、市長若しくはその委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 〔災害対策基本 法第 63 条〕	同上	前記の実施の基準の場合において、市長、その委任を受けた職員若しくは警察官が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。
消防長又は消防署長 〔消防法第 23 条の 2〕	火災警戒区域を設定し、その区域における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限する。	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害をあたえるおそれがあると認められるとき。

警察署長 [消防法第23条の2]	同上	前記の実施の基準の場合において、消防長、消防署長、これらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。
消防吏員又は消防団員 [消防法第28条, 36条]	消防警戒区域を設定し、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し、若しくは制限する。	火災その他の災害の現場において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要であると認めたとき。
警察官 [消防法第28条, 36条]	同上	前記の実施の基準の場合において、消防吏員若しくは消防団員が火災その他の災害現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。

注) 警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があった場合、警戒区域を設定できる。

2 規制の実施

市長は、警戒区域の設定について大野警察署等と連絡調整を行う。また、警戒区域を設定したときは大野警察署長に協力を要請し、警戒区域から退去又は立入禁止の措置を講じる。

なお、規制の実施後は、大野警察署、消防機関、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、防犯、防火の警戒を行う。

第 9 学校、社会福祉施設等の避難計画

1 学校における避難計画

(1) 第 1 次避難

消防法に基づく学校の消防計画に準じて避難を行うものとし、常に避難口を明示し、災害の場合児童、生徒をあらかじめ計画してある安全な場所に避難させる。

(2) 第 2 次避難

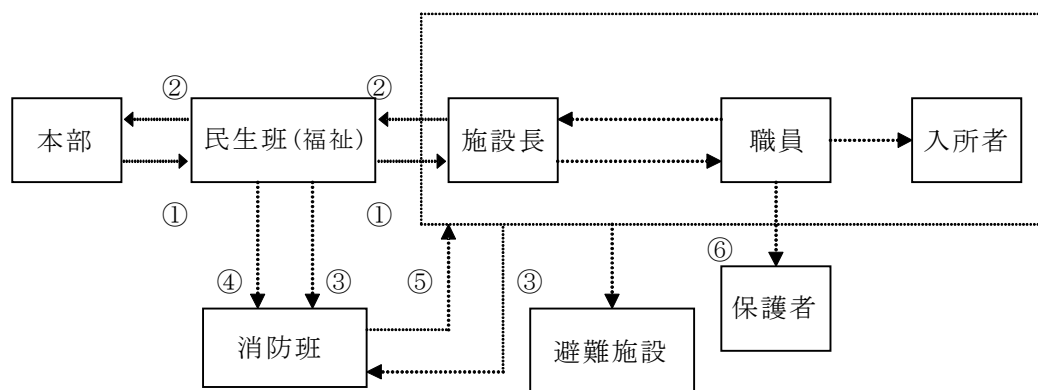
災害が学校を含む周辺の地域に及ぶ場合は消防機関、大野警察署と連絡を密にし、指定避難場所（公共施設）に避難させ収容する。

2 社会福祉施設等における避難計画

消防法に基づく各施設の消防計画に準じて、訓練を年 2 回以上行い、災害に際し必要と認める場合は、前記 1 の要領で行う。特に、高齢者等の要配慮者に対する被害が拡大しないよう、施設の誘導責任者及び誘導員は、平素から避難の方法等検討、熟知していなければならない。

(1) 被害が出た場合

- ① 負傷者及び建物等被害状況確認
- ② 負傷者及び建物等被害状況報告
- ③ 消防本部及び関係機関へ通報
- ④ 各指定避難施設までの移送車両及び誘導依頼
- ⑤ 応急活動班の誘導により、指定避難施設へ移動
- ⑥ 各保護者へ連絡



3 その他の施設における避難計画

病院、交通機関その他多人数が集まる施設においては、消防本部、大野警察署と協議の上、避難計画を作成しておくものとする。

第10 被災地域における動物の保護等

動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力して、これら動物の保護、収容等を行う。

また、被災者が指定避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県と協力して、避難した動物の適正な飼養、保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第11 広域一時滞在

災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び指定緊急避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受け入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。

指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

他の自治体から被災住民の受け入れに関する協議を受けた場合は、正当な理由がない限り被災住民を受け入れる。

<資料編>

- 1－34 指定緊急避難場所一覧
- 1－35 指定避難所一覧
- 1－36 指定避難所（予備施設）一覧
- 1－37 福祉避難所一覧

第 9 節 被災者救出計画

第 1 計画の方針

市は、災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を、二次災害の発生の防止に努め、捜索又は救出してその者を保護する。

第 2 救出の実施

被害にあった者の救出は、市、消防機関、大野警察署及び各防災関係機関が緊密な連絡の上で実施する。

第 3 対象者

救出の対象者は、災害が直接の原因となって速やかに救出しなければ生命の安全を保障できないような危険な状態にある者とする。

- (1) 火災の際に火中に取り残された者
- (2) 災害時に倒壊家屋等の障害物の下敷きになった者
- (3) 水害の際に流出家屋とともに流されたり、取り残された者
- (4) なだれ、山崩れ等の生き埋めになった者

第 4 救出の方法

- (1) 被災者の救出は、原則として消防機関が主体となり実施するが、被災地の広範囲化が予想される場合には、大野警察署及び地元防災関係機関の協力を得て、迅速に救助に当たる。
- (2) ヘリコプターを活用した救出を行うため、市は、あらかじめヘリポートを指定し、迅速かつ正確な情報収集、伝達を行い、ヘリコプターの有効活用を図る。
- (3) 特に災害が甚大である場合又は上記の機関のみで救出できないときは、相互応援協定に基づいて隣接市町、県警察、自衛隊等の派遣要請を行う。なお、この場合、必要に応じて第 I 編第 6 章第 2 節「広域的応援対応計画」による支援を要請する。
- (4) 災害発生場所では、二次災害に留意して危険区域を設定し、同区域内の巡視を行う。

第 5 行方不明者の捜索

行方不明者の捜索は、災害の規模等の状況を踏まえて、警察、消防機関、自衛隊等の関係機関や地域住民の協力を得て実施する。また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省)又は都道府県に連絡する。

1 相談窓口の設置

相談窓口を庁舎等に設置し、大野警察署と連携を図りながら行方不明者に関する問い合わせ等に対応する。

2 行方不明者名簿の作成

行方不明者の氏名、年齢、性別、身長等の特徴を記入した名簿を作成した上、情報を公開し、行方不明者の捜索に努める。

第10節 要配慮者応急対策計画

第1 計画の方針

市は、災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者は、特に大きな影響を受けやすいことから、要配慮者に配慮した応急対策を実施する。

第2 迅速な避難

- (1) 自主防災組織、区長等に要請し、避難行動要支援者の避難誘導、安否確認を行う。
なお、緊急の場合は、本人同意のない避難行動要支援者情報についても個人情報保護に配慮しつつ、救助関係機関等に提供する。
- (2) 避難を行う場合、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿及び避難支援プランに基づき、地域住民は地域の避難行動要支援者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援するものとし、社会福祉施設の管理者は、施設の近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。
- (3) 被災施設の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や、県、他市町等との連携の下、迅速かつ円滑な避難が行われるよう、市内外の他施設への緊急避難についての情報や他市町又は各施設への避難受け入れについての情報収集、提供を行う。

第3 市における対応

要配慮者を支援するため、次の措置を講じる。

- (1) 災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び避難支援プランを効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。
- (2) 地域社会の協力を得て要配慮者が必要とする支援内容を把握する。
- (3) ボランティア等生活支援・情報提供のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。
- (4) 特別な食料を必要とする場合は、その確保・提供を行う。
- (5) 生活する上で必要な資機材を避難施設等に設置・提供する。
- (6) 避難施設・居宅へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談を行う。
- (7) 高齢者福祉施設、障害者施設、医療機関、児童施設等への二次避難が必要な者について、当該施設への受入要請を行う。
- (8) 福祉避難所について受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示し、受け入れ体制を構築する。
- (9) 身障・高齢者緊急通報システムの活用を図る。

第4 その他

1 児童、生徒に係る対策

保護者の死亡や疾病により養育が困難となった児童、生徒について、市は児童相談所に対して緊急一時保護などの措置を要請する。

2 介護体制の確立

避難所内において介護体制の必要が生じた場合、県に対して指定避難所の設置や介護体制の確立を要請し、これに協力する。

3 福祉仮設住宅

高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させる必要が生じた場合、高齢者等が居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅の設置を県に要請する。

第 1 1 節 医療救護計画

第 1 計画の方針

市は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療を受けられなくなった場合に応急的に医療又は助産を実施し、必要な保健指導を行い、被災者を保護する。

第 2 救護活動

1 救護班の編成

救護活動には市職員及び大野市赤十字奉仕団がこれに当たるほか、必要に応じ、県、日赤福井県支部等に応援を求める。また、必要に応じて県を通じて、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

市救護班編成は、市と大野市医師会との間において協定した災害時の医療救護活動に関する協定書に基づき次のとおり編成し、その指揮は医師が当たる。

班 長	1 人（大野市医師会の指名する医師）
看護師	2 人（指名された医師の所属看護師又は市の保健師及び看護師）
班 員	2 人（市職員又は赤十字奉仕団）
連絡員	2 人（市職員）
移送員	4 人（市職員又は随時雇人夫）

2 仮設救護所の設置

病院又は診療所施設より遠隔の地で災害が発生した場合、学校の保健室等に仮設救護所を設けるか、又はテント張りの仮設救護所を設けるものとする。

第 3 応急医療の内容

- （１） 医療及び助産の対象者とその範囲は、災害救助法の適用範囲とする。
- （２） 応急医療は、救護班が救護所において次のように実施する。

- 傷病者の傷害程度の区分（トリアージ）
- 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定
- 重症者に対する応急処置
- 搬送困難な患者に対する医療の実施
- 助産救護
- 死亡の確認

(3) 救護所、医療施設への搬送

救護所、医療施設への患者の搬送は、次のように行う。

- 被災現場から救護所までの搬送は、消防本部が主体となり、消防団員、自主防災組織、ボランティア、警察官等が協力して実施する。
- 救護所から医療機関への搬送は、消防本部が主体となり実施する。ただし、ヘリコプターによる搬送が必要となった場合は、県又は自衛隊に搬送を要請する。

第4 精神ケア体制の確立

生活不活発病やエコノミークラス症候群など環境の変化等から生じる避難住民の健康不安または体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障がい（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努めるものとする。

第5 医薬品等の調達

1 医薬品等

大野市医師会など救護活動における連携団体等の協力を得ながら、必要な医療品の確保に努める。市内での医療品が不足する場合には、市は県に対して調達を依頼する。県は、協定を締結している卸売業者（災害直後に必要となる麻酔、消毒薬、包帯などの一次医療医療品等を取り扱う）の協力を得て、必要な医療品を市に供給する。

2 その他資機材の確保

救護班は、応急医療に必要な資機材の調達を原則として次のように行う。

- (1) 飲料水、洗浄のための給水は給水班に要請する。
- (2) 応急医療に使用する医薬品等は、原則として救護班で調達したもので対応する。
- (3) 救護班で調達した医薬品等が不足し、医師等で携帯したものを使用した場合、費用は市が実費弁償する。
- (4) 電気、電話等の通信手段は、総務班を通して北陸電力㈱、西日本電信電話㈱に要請する。

第6 医療施設の応急復旧

医療施設について、応急復旧が円滑に行われるように努める。

<資料編>

- 1－38 医療機関一覧
- 1－39 感染症指定医療機関一覧
- 1－40 医薬品等販売店一覧

第 1 2 節 消防応急対策計画

第 1 計画の方針

消防は、火災を警戒・鎮圧し、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、災害による被害を軽減するため、必要な応急措置を講じる。

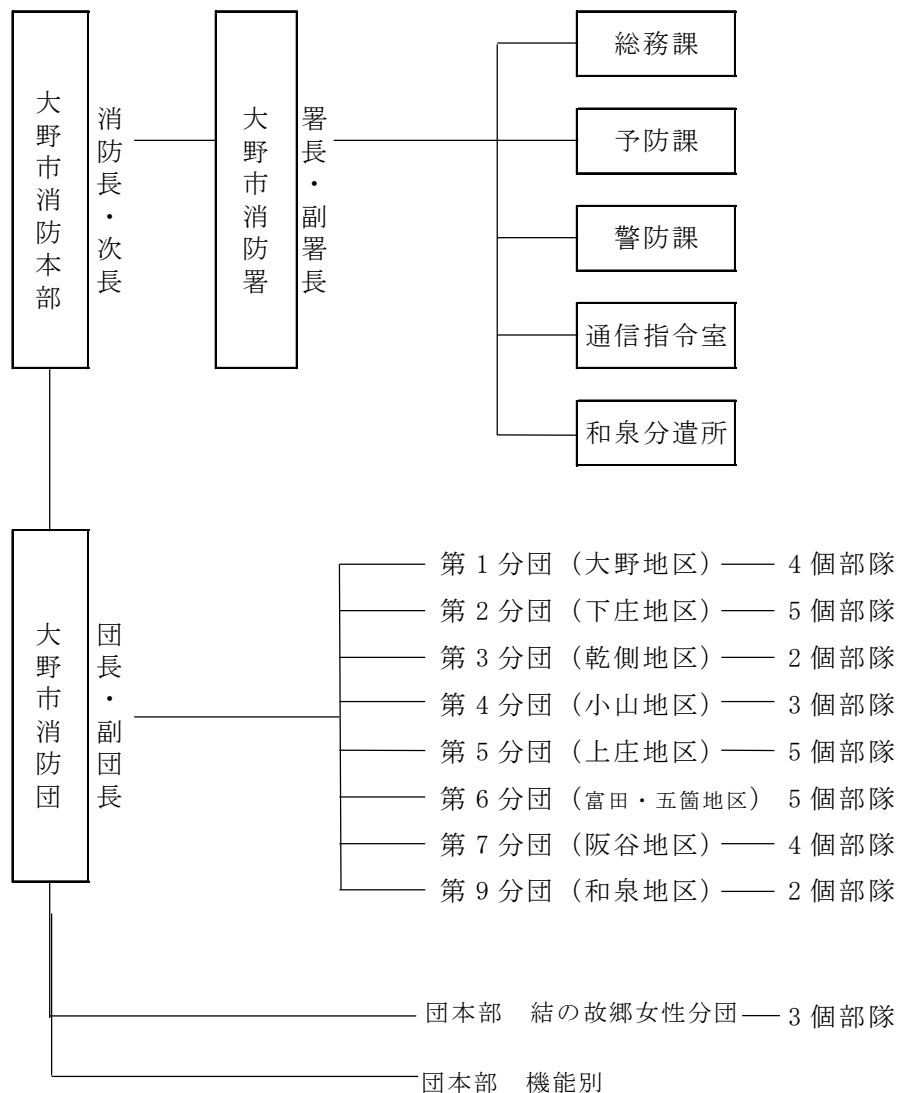
なお、具体的消防活動は、警防規程に基づき実施する。

第 2 消防の任務

消防は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、災害による被害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

第 3 組織

[消防本部の組織]



第4 火災の警戒

1 火災警報の発令及び警戒

火災警報が発令されたときは、消防職員及び消防団員は市民の火気取扱いの制限について市の区域内を巡回広報し、火災の未然防止を図る。

また、消防本部は、地震発生と同時に消防職員及び消防団員を市域内に派遣し、巡回広報して多発火災の未然防止に努めるとともに、次により情報の収集に当たる。

- (1) 災害の状況
- (2) 道路、橋梁、建築物等の損壊状況
- (3) その他緊急事態の状況

2 消防水利の確保

地震発生時は、水道管の破損や停電等による長期間の給水停止が予想されることから、耐震性防火水槽の設置を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の調査を行い、消防水利の多元化を図る。

3 異常気象時の火災警戒

(1) 強風時の火災警戒

平均風速 12m/s 以上の風が 1 時間以上続く見込みのとき、消防職員及び消防団員は、火災の予防警戒に当たるとともに、火災発生に際しては出動隊を強化し火災の拡大防止に努める。

(2) 異常乾燥時の火災警戒

最小湿度 30%、実効湿度 60% 以下、最大風速が 8m/s を超える見込みのとき、又は平均風速 12m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのときは、前記 (1) の火災警戒に準じて、延焼拡大、飛火による大火を防止する。

(3) 飛火警戒

強風時又は異常乾燥時においては、特に飛火を警戒するため消防力の増強を図り、火災の拡大防止に努める。

第5 火災防ぎょ

火災に対する防ぎょ活動については、警防規程に基づき実施する。

地震発生時には、火災の同時発生による消防力の分散、倒壊、落下物等による通信障害、消火栓や水道管破裂による水利不足等の消防活動阻害要因が多く、消防活動が困難となることが予想される。特に、地震火災に対しては、災害の規模その他の状況を考慮し、消防力を総動員して人命の救助を最優先に努めるとともに消防隊の迅速な運用を図る。

第6 特殊火災の鎮圧

1 危険物等の火災

(1) 爆発、引火、発火のおそれのある危険物を有する施設、建物又は場所における火災に対しては、危険物の種類、貯蔵量を確認し、これに対応した防ぎょ計画、装備により消火を行う。

(2) ガス所有施設の火災

圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の物質を貯蔵し又は取扱う施設の火災は、消火活動に重大な支障を生ずるおそれがあるため、施設管理者は平素から巡視警戒し、保全に努める。なお、災害の状況によっては爆発、中毒の危険を伴うため、付近住民の避難等適切な応急措置を行う。

(3) 林野火災

山林火災は、発見、通報連絡が遅れることが多く、延焼拡大のおそれがあるため、消火活動は防火帯を設け、立木その他の可燃物を除去し、防火線を設定し、延焼を阻止する。

第7 救急救助業務

1 救急救助業務

救急救助業務については、大野市消防本部救急業務規程（平成17年消防本部訓令第8号）、大野市消防本部救助隊運用要綱（平成18年消防本部訓令第6号）の定めによる。

2 医療機関との連携

医療機関との緊密な協力体制を確立するため、平素から災害時の救急医療業務について協議し円滑な運用を行う。

第8 相互協力

1 消防の相互応援

大規模災害により消防機関で対応できないときは、必要に応じて第Ⅰ編第6章第3節「広域的応援対応計画」による支援を要請する。

2 警察機関との相互協力

消防機関及び大野警察署は、災害による被害を軽減するために協力する。

(1) 警察通信施設の使用

(2) 警戒区域の設定

(3) 警戒区域内への立入制限、禁止、退去

3 特別警戒

消防機関は災害時において盗難等の犯罪が予想される場合は、警察官に対して要請を行う。

4 航空部隊の要請

大規模災害、特殊災害等で、ヘリコプター等を使用することが有効であると考えられる場合は、知事に対して要請を行う。

第9 惨事ストレス対策

消防本部は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるとともに、必要に応じて、総務省消防庁に緊急時メンタルサポートチームの派遣要請を行う。

第 1 3 節 災害警備計画

第 1 計画の方針

市は、大規模な災害が発生した場合には、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連絡のもとに災害情報の収集に努め、犯罪の予防、交通の確保等の災害警備活動を行う。

第 2 災害応急対策

災害が発生した場合には、避難の措置、人命の救助、交通の確保、災害情報の収集、犯罪の予防・取締り、死者・行方不明者に対する措置、広報等を実施して被害の軽減及び被災地の秩序維持に務めるものとする。

第 3 交通規制対策

市及び関係機関は、災害発生直後の交通混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両等の通行路を確保する。

1 交通支障箇所の通報連絡

道路管理者は、その管理に属する道路橋梁等の支障箇所について、大野警察署等関係機関に通報又は連絡する。

2 交通規制措置

(1) 規制の実施及び緊急輸送道路の指定

災害が発生し又は発生する恐れがある場合、災害発生後の被災地域への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両の通行を確保するため、県警察の「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、大野警察署長に交通規制の実施を要請するとともに、一般国道 158 号、中部縦貫自動車道等の緊急輸送道路の確保に努める。

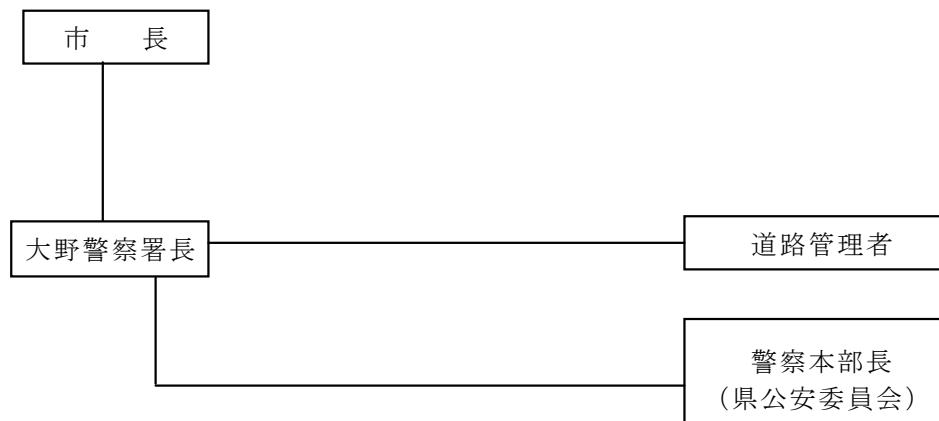
(2) 消防職員及び自衛官による規制措置

規制区間における消防機関、自衛隊等の措置命令等通行禁止区域等において、市長の要請により災害警備活動に従事する消防職員及び自衛官は、警察官がその場にいらない場合で、かつ、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両その他の物件の移動等必要な措置命令、強制措置を行うことができる。

実施者	事 由	根拠法令
道路管理者	道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合	道路法第 46 条
公安委員会 警察署長 警察官	1 災害応急対策に従事するもの又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するために緊急輸送を確保する必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合 3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがあるため緊急に当該道路の通行を禁止し、又は制限する必要があると認めた場合	災害対策基本法第 76 条 道路交通法第 4 条 第 5 条 第 6 条

(3) 規制情報の連絡及び周知

① 関係機関への連絡等



② 市民への周知

市は、大野警察署長が前掲の交通規制を行う場合の市民への広報活動に協力する。また、緊急通行車両等以外の通行を禁止し、又は制限する場合は、災害対策基本法施行規則に定める立看板を設置し、市民への広報を行う。

3 緊急通行車両

(1) 緊急通行車両の事前届出

当該車両が災害応急対策に従事するため必要な車両であると認められるときは、あらかじめ県公安委員会に対し、緊急通行車両の事前届出申請を行う。

(2) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両として、主に次の業務に従事する車両を申請する。

- ① 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関するもの
- ② 消防、水防その他の応急措置に関するもの
- ③ 被災者の救難、救助その他の保護に関するもの
- ④ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- ⑤ 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
- ⑥ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- ⑦ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- ⑧ 緊急輸送の確保に関するもの
- ⑨ 上記のほか、災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関するもの

4 道路管理者の措置

道路管理者は、管理する道路に被害が出た場合は、応急の復旧を図るとともに、道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、大野警察署長と協議して区間を定めて通行禁止又は制限する。

また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

5 自動車運転者への啓発

市は、平素から市民に対して、災害発生時における自動車運転者のとるべき措置として次の事項の周知を図る。

(1) 走行中

- ① できるだけ安全な方法により車両を左側に停車させる。
- ② 停車後はカーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
- ③ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上において避難するときは、車両を道路の左側に停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアをロックしない。

(2) 避難するとき

避難するときは、原則として車両を使用しないこと。

第14節 飲料水供給計画

第1 計画の方針

市は、災害により給水施設の損壊、飲料水の汚染等、現に飲料水に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な飲料水を供給し被災者を保護するとともに、施設等の応急復旧を行う。

第2 給水対策

1 給水方法

給水の実施に当たっては、給水場所、時間等について広報を行い、各関係機関等の協力を得て、円滑に行うよう努める。

(1) 輸送による給水

- ① 給水車（給水車に代用できる散水車、小型動力ポンプ付水槽車等を含む。）によって水道の水源からの取水を行い、被災地域内の適当な給水基地への輸送を行う。ただし、この場合は衛生防疫上、上下水道課及び奥越健康福祉センターの指示によらなければならない。
- ② 給水基地へ給水タンク、ドラム缶に入れて車両等によって輸送を行った後、給水基地において、ポリタンク、飲料水袋等の容器で配水を行う。

(2) 地区営簡易水道等による給水

- ① 地区営簡易水道等について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の被災者のために飲料水として給水する。
- ② 地区営簡易水道等について、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、ろ過及び消毒等により飲料水として確保する。

2 給水量

被災者に対する最低給水量は、1日1人3ℓとし、給水力の強化及び水道施設の復旧状況に応じて、随時給水量を増加する。

3 住民への広報

応急給水を実施する地域に対しては、給水場所や給水時間を広報し、自治会等の協力を得て給水を実施する。また、断水解消の見込みなどの情報提供を積極的かつきめ細かく実施する。

4 給水用資機材・器材の確保

災害時に使用できる水源の現況、給水用資機材、給水タンク等の保有状況及び給水能力を平素から把握しておく。また、震災に備え、各家庭及び事業所に10ℓ～20ℓのポリ容器を必要数常備しておくよう市民及び関係者へ周知徹底し、迅速かつ的確に応急対策を行えるように準備しておく。

なお、消毒用資材等についても必要数を確保し、保管しておく。

5 給水施設の応急復旧

地震による水道施設の事故に対処するため、各要員を待機させる。

- (1) 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。
- (2) 施設の損傷、漏水等の被害を認めたときは、応急措置を講じる。

第3 他市町への協力要請

飲料水の取水は、下記水源から行うが、取水が不可能となった場合は、近隣市町へ協力を要請する。（詳細については日本水道協会福井県支部水道災害応援要綱による。）

取 水 源
大 野 市 上 水 道
富 田 地 区 簡 易 水 道
木 本 地 区 簡 易 水 道
荒 島 地 区 簡 易 水 道
西 富 田 地 区 簡 易 水 道
菖 蒲 池 地 区 簡 易 水 道
北 富 田 地 区 簡 易 水 道
阪 谷 第 一 地 区 簡 易 水 道
南 富 田 地 区 簡 易 水 道
下 庄 北 部 地 区 簡 易 水 道
和 泉 地 区 簡 易 水 道
阪 谷 第 二 地 区 簡 易 水 道
上記以外に地区営簡易水道施設及び飲料水供給施設 管理者の協力を得て水源を確保する。

<資料編>

1-41 上水道・簡易水道施設

第15節 食料品供給計画

第1 計画の方針

市は、災害時における被災者及び災害応急対策に従事する者に必要な食料の確保とその供給の确实を期する。

第2 食料の供給

1 食料供給の対象者

- (1) 指定避難所へ避難した者
- (2) 自宅にあっても、住家に被害を受けて炊事のできない者
- (3) 旅行者、宿泊人等
- (4) 救助作業その他の災害応急対策業務に従事する者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 食料の供給方法

- (1) 避難所班等からの要請に基づいて、必要数量の把握を行い、炊出し及び加工食品を中心とした供給計画を作成する。
- (2) 食料の供給は原則として指定避難所で実施し、ボランティア等の協力を得るとともに、関係部（班）と密接な連携を図りながら実施する。
- (3) 指定避難所等での食料の受け入れ、供給については、指定避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

なお、指定避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により情報を提供する。また、指定避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得て各戸配布等の方法により供給する。

3 食料の確保、集積及び搬送

(1) 備蓄食料

避難施設及び備蓄庫より搬出して指定避難所等へ供給する。

調達食料

- ① 流通状況に応じ、卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。
- ② 調達食料は、指定避難所等へ直接搬送することを原則とする。これによりがたい場合は、あらかじめ定めた一時集積所に受け入れ、仕分けの上、各指定避難所へ搬送する。

(2) 救援食料

- ① 市において食料の調達が困難な場合は、県やその他団体に要請する。
- ② 県、その他自治体等からの救援食料は、あらかじめ定めた一時集積所に受け入れ、仕分けの上、各指定避難所へ搬送する。
- (3) 市が実施する搬送については、公用車、応援車を用いるが、状況に応じて運送業者に委託する。

4 食料の調達・応急供給

(1) 備蓄食料等の供給

災害当初において、炊出し等の体制が十分整わない場合は備蓄食料による供給を行う。また、備蓄食料が不足する場合は業者から調達し供給する。

(2) 米穀等の応急供給

米穀及び乾パンの応急供給は、供給対象等に応じ、次に掲げる者が知事の承認を得て行う。

供給対象	限度数量	実施責任者
被災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合	必要数量	市長
被災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代わって販売する場合	〃	〃
災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	〃	作業実施責任機関
特殊災害（爆発、列車の転覆等）の発生に伴い、被災者に対し炊出し等による給食の必要がある場合	〃	市長と災害発生機関が協議

(3) 供給品目

供給品目は原則として米穀とするが、炊出し等が不能な場合は乾パン等とする。

(4) 実施の方法

市長が応急供給を実施する場合の実施方法は、次のとおりである。

① 米穀による応急供給の場合

市長は、被災者等に応急供給を実施する必要があると認められるとき、災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀の所要数量を知事に申請する。

なお、災害救助法が適用された場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、米穀の確保を行う。

② 民間流通米の活用

災害応急米穀として民間流通米を活用するため、市長はあらかじめ福井県農業協同組合と「災害応急用米穀供給協定」を締結し、災害の発生又は発生のおそれがある場合は同協定に従い、民間流通米の供給を受ける。

③ 乾パン等による応急供給の場合

災害の程度によって炊出しができず、乾パン等の配給が必要なときは、直ちに県に対して供給の申請を行う。

(5) 要配慮者への配慮

物資の調達、供給に当たっては、高齢者、障害者等の要配慮者のニーズに配慮する。

(6) 食物アレルギーへの配慮

市は避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食糧の確保等に努める。

第16節 生活必需品供給計画

第1 計画の方針

市は、被災者に配布する衣料、生活必需品その他の物資について、それらの確保と供給の迅速、確実性を期する。

第2 対象者及び支給物資等の内容

1 対象者

災害により住家の全焼、全壊、流失、埋没、半焼、半壊、床上浸水等の被害を受けた者で生活上必要な家財等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 支給物資

支給する物資は、寝具、衣類、日用品その他の生活必需品を必要に応じ現物をもって支給する。物資の調達、供給に当たっては、女性や妊産婦、乳幼児及び高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮する。

- | | | |
|---------|---|-----------------------------|
| ○ 寝具 | ： | 就寝に必要な毛布、布団等 |
| ○ 外衣 | ： | 普通着、作業衣、婦人服、子供服等 |
| ○ 肌着 | ： | シャツ、パンツ等 |
| ○ 身の回り品 | ： | タオル、長靴、サンダル、ズック、傘等 |
| ○ 炊事道具 | ： | 鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等 |
| ○ 食器 | ： | 茶碗、汁碗、皿、箸等 |
| ○ 日用品 | ： | 石鹸、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨粉、懐中電灯等 |
| ○ 光熱材料 | ： | マッチ、ロウソク、プロパンガス、石油等 |

3 支給基準

被災者に対する生活必需品の配布基準は、原則として災害救助法による生活必需品の給与限度内とする。

第3 物資の調達及び保管

- (1) 所要物資は、流通状況に応じ、卸売及び小売販売業者から調達する。
- (2) 所要物資は、市内で調達が困難な場合は県に依頼する。
- (3) 調達物資は、指定緊急避難場所等へ直接搬送することを原則とする。これによりがたい場合は、一時集積所に受け入れ、仕分けの上、各指定緊急避難場所等へ搬送する。
- (4) 衣料、生活必需品の給与又は貸与を実施する場合は、物資支給・配布状況表、物資調達台帳等を整備する。

第4 救援物資の受け入れ、集積、配分

被災地域の必要物資の必要量を速やかに把握し、市内で調達ができない場合は、必要物資の種類、数量及び受入場所を県及び応援協定締結市に連絡し、応援を要請する。また、市に届いた物資の把握に努め、過不足となっている物資を調達し、物資の適切な供給に努める。

1 物資の受け入れ、集積場所

あらかじめ受け入れ候補地、集積場所候補地【多田記念大野有終会館（結とぴあ）多目的ホール】を選定しておくものとし、その場所には、職員を配置し、援助物資の受け入れ作業及び仕分け作業を行う。

2 配布方法

避難施設に配布された物資は、各指定避難所の運営責任者の指示により、指定避難所内自治組織を通じて、要配慮者等を優先しながら配布する。

なお、避難施設以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により援助物資の情報を提供する。また、避難施設まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得る等の方法により配布する。

<資料編>

4-2 義援金品に関する様式

第17節 緊急輸送計画

第1 計画の方針

市は、災害時における交通の混乱を防止し、迅速かつ確実に応急対策用資材等の輸送を行う。

第2 輸送計画

災害時における救助物資並びに被災者の避難及び災害救助活動に従事する者の移送等輸送の確保を図るため、車両を確保し、有効適切にこれを利用するとともに、次の措置を行う。

1 緊急輸送の順位

市及び防災関係の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、災害対策本部において調整する。

- 第1順位 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- 第2順位 災害の拡大防止のために必要な輸送
- 第3順位 災害応急対策のために必要な輸送
- 第4順位 その他の人員、物資の輸送

2 緊急輸送の範囲

- (1) 災害応急対策要員、情報通信、電力、ガス、上下水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員、物資
- (2) 救助活動、医療・救護活動の従事者、医薬品等人命救助に必要な人員、物資
- (3) 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (4) 後方医療機関・被災地外へ搬送する負傷者及び被災者
- (5) 食料、水等生命の維持に必要な緊急物資及び他府県からの援助物資
- (6) り災者を収容するために必要な資機材
- (7) 二次災害防止、応急復旧用の資機材
- (8) その他緊急に輸送を必要とするもの

3 緊急輸送体制の確立

(1) 輸送計画

市及び各防災関係機関は、その所管する災害対策の実施に当たっては原則として自己が保有し、又は直接調達できる車両等により輸送を行うとともに、その所管する業務について災害時における輸送に関する計画を策定しておく。

① 輸送力の確保

災害対策の実施に当たり、市有車両の使用を原則とするが、必要とする車両が不足し、又は調達不能のため輸送不可能となった場合は、次により輸送力を確保する。

ア 民間業者への依頼

市内の自家用車、営業用車両の保有車に対し、あらかじめ協力を依頼しておき、災害の程度に応じた出動要請を行う。

イ 県へのあっせん要請

応急対策活動に当たって市内での車両等の調達が不可能な場合は、県に対して調達のあっせん要請を行う。

ウ 自衛隊の要請

災害の状況により自衛隊による輸送を必要とする場合は、知事に対して自衛隊災害派遣を要請する。

② 輸送方法

輸送の方法については、災害の状況により迅速かつ正確に行える手段を次により適切に講じる。

ア 自動車による輸送

イ 航空機による輸送

緊急輸送及び交通途絶のための孤立地帯への輸送の必要がある場合は、県や自衛隊等に航空機の活用を要請する。

(2) 緊急通行車両等の事前届出制度の運用

災害応急対策に必要な車両は、公安委員会が行う緊急通行車両等の事前届出制度により、あらかじめ届出を行っておく。

<資料編>

- 1-4-2 車両保有台数一覧
- 1-4-3 民間輸送機関一覧
- 4-5 緊急通行車両以外の車両通行禁止標示
- 4-6 緊急通行車両等の事前届出・確認書

第18節 障害物除去計画

第1 計画の方針

市は、災害時において、被害を受けた工作物及び災害により住宅付近に運ばれた土石、竹木等で応急措置の実施に支障を及ぼしている障害物を除去する。

第2 除去の対象

- (1) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- (2) 防災活動の実施のため除去を必要とする場合
- (3) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 除去の方法

- (1) 自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建設業者等に要請し、速やかに行う。
ただし、市が自衛隊の協力が必要と認めたときは、県に対し自衛隊の派遣を要請する。
- (2) 市は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

第4 交通遮断の障害物

国道上、県道、市道の障害物はそれぞれ国、県、市が除去するものとし、相互に連絡協力して行う。

第5 障害物の集積保管場所

校区（地区）ごとに定め、原則として再び人命、財産に被害を与えない安全な場所で、道路交通に障害とならない国、県、市有地を選ぶ。ただし、適当な場所がないときには、民有地を使用するが、書類又は口頭をもって了解を求め、事後の処理に万全を期する。

第19節 要員確保計画

第1 計画の方針

市は、災害時に災害応急対策活動を行うため、必要な要員を確保する。

第2 労務者の雇用

1 労務者の雇用の方法

災害応急対策実施のための労務者等の雇用を必要と認めるとき、市長は、職業安定所等からあっせんを受け雇用する。

2 賃金の基準及び支給方法

- (1) 賃金の基準額は、職業安定所の業種別標準賃金の例による。
- (2) 賃金の支給は、各部において支払うものとし、原則として作業現場で当日労務者に対し直接支払う。

3 労務者雇上げの作業基準

- (1) 被災者の避難誘導
- (2) 医療及び助産関係の移送
- (3) 被災者救出及びこれに必要な機械器具、資材の操作又は後始末
- (4) 飲料水の供給
- (5) 救助用物資の支給
- (6) 遺体の搜索
- (7) 遺体の処理

第3 その他の動員

- (1) 災害応急対策実施機関の常用労務者及び関係者等の動員
- (2) 隣保民間奉仕団（日本赤十字社奉仕団等）の協力動員
- (3) 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- (4) 緊急時等における従事命令等による労働者等の動員

第4 相互応援協力

市は、災害において災害応急対策を実施するために必要とするときは、隣接市町等と相互に応援協力を行い、活動の万全を期する。

1 他の市町等に対する応援の要請等

市長は、市の地域に係る災害について、適切な応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条の規定による「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、他の市町に対し応援を求める。

2 知事に対する応援の要請等

市長は、応援措置を必要と認めるときは、災害対策基本法第 68 条の規定に基づき、知事に対して応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

3 応援要請の方法

前 2 項により応援を求める場合には、次に掲げる事項について文書をもって要請する。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話又は電信によるが事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由
- (2) 応援を希望する人員、物資、資材、機材器具等の品名及び数量
- (3) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所、期間
- (4) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (5) その他必要な事項

4 他の市町に対する応援協力

市長は、災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、他の市町から応援を求められたとき、及び同法第 72 条の規定に基づき知事から他の市町への応援協力の指示を受けた場合は、応援できない正当な理由がある場合を除き、速やかに応援隊を組織し派遣する。

第20節 交通施設応急対策計画

第1 計画の方針

市の各交通施設の事業者及び管理者は、災害により交通施設に被害があった場合は、速やかに応急復旧を行い交通機関としての機能を維持する。

第2 道路施設（一般道路、高速道路）

1 災害対策用緊急輸送道路の確保

県は、災害により道路施設が被害を受けた場合、災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため重点的に応急復旧する路線をあらかじめ選定する。

2 交通規制

災害の発生により、道路等が危険な状態にあると認められる場合又は危険を予知した場合は、被災地及びその付近の状況により、関係機関で交通規制を行う。

実施者	範囲	根拠法
国土交通大臣 県知事 市長	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合	道路法第46条
公安委員会 警察署長 警察官	1 災害応急対策に従事する人員又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合 3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じ、又はおそれがあるため緊急に当該道路の通行を禁止又は制限する必要があると認めた場合	災害対策基本法第76条 道路交通法第4条 第5条 第6条

3 災害時の初動措置

（1）防災関係機関等への連絡

所管する道路の被害状況を速やかに把握し、措置状況等を含めた情報を関係機関へ連絡する。

（2）点検措置の実施

災害の発生直後、道路等について直ちに点検（状況把握、応急復旧箇所）を実施する。また、駐車車両、道路上への倒壊物、落下物等道路の通行に支障を及ぼす傷害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、緊急輸送路線、主要道路から優先的に障害物の除去を実施する。

(3) 応急復旧の実施

災害が発生した場合、所管の道路について、路面の沈下陥没及び亀裂、道路部と構造物との取付部の段差、法面の崩壊、橋梁の損傷等、被害状況に応じた応急復旧を行い、最も早い工法を選定し、交通の確保に努める。

(4) 占用物件等他管理者への通報

上・下水道、電気、電話等の道路占用の施設に被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。

なお、緊急のため、通報のいとまがない場合は、通行禁止等、住民の安全確保のための必要な措置を講じ、事後通報を行う。

(5) 通行止等緊急措置

道路の陥没、亀裂等、災害が発生した場合は、大野警察署、消防機関の協力を求め、通行の禁止又は制限、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等、住民の安全確保のための必要な措置を講じる。

第3 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社管内）の措置）

1 活動体制

(1) 対策本部及び現地対策本部の設置

事故が発生したときは、支社内に事故対策本部を、事故現場には現地対策本部を設置する。

(2) 社員の動員

社員は、緊急時の連絡経路図及び非常招集連絡表に従い参集し、旅客の救護、応急復旧作業の任務を行う。

2 災害時の初動措置

(1) 旅客に対する案内

乗務員は、輸送指令員からの指示、情報等について必要な事項を旅客に案内するとともに、今後とるべき措置をできるだけ速やかに放送して混乱等の発生を防止する。

現地本部長及び駅長は、災害被害の状況を考慮して旅客及び公衆の動揺や混乱を招かぬようにするため、避難口の状況、社員の誘導に従う指示、規模と建造物の安全性、落下物についての注意、列車の運行状況、駅周辺及び沿線の被害状況等についての周知に努める。

(2) 避難誘導

駅長及び乗務員は、列車又は路線構造物の被害又は二次災害の発生危険が大きいと予測したとき、その他沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、速やかに輸送指令又は近接の市町と連絡の上、旅客を安全な地点に誘導する。

現地本部長及び駅長は、災害の規模、二次災害の発生の危険、建築物の状況、駅及び駅周辺の被害状況を考慮して負傷者、高齢者、婦女子等を優先して混乱を招かないよう配慮する。

転倒、落下物に注意し、停電で誘導不能の事態が生じないように携帯電灯を準備する。

(3) 救護措置

現地本部長及び駅長は、被害の状況により救護施設を開設し、関係防災機関及び隣接現業機関、医療機関の救護を求める。

3 関係施設の応急復旧

支社と社員及び外注業者の協力により、復旧は、重要度の高い線区から仮復旧を行って、食料その他非常緊急に係るものの輸送を早急に確保するよう努める。

4 震度による運転規制

各線区の拠点に地震計を設置しているほか、次により列車防護を行う。

(1) 震度 80 ガル以上（震度 5 以上）の取扱い

全列車を一旦停止させ、線路巡回により安全確認したのち、初列車時速 15 km 以下の規制を実施し、乗務員が異常なしの通告をおこなった場合、後続列車から時速 45 km 以下の規制を実施し、列車巡回後異常がなければ規制を解除する。

なお、以上の場合、列車徐行か列車停止を行い応急工事施工後運転規制を解除する。

(2) 震度 40 ガル以上～80 ガル未満（震度 4 相当）の取扱い

① 特定区間は①に準ずる。

② 一般箇所は、初列車時速 15 km 以下の規制を実施し、乗務員が異常なしの通告を行った場合は、後続列車から時速 45 km 以下の規制を実施し、列車巡回後異常がなければ規制を解除する。

(3) 震度 40 ガル未満の取扱い

① 特定区間は、一般箇所の②に準ずる。

② 一般箇所は、特に路線巡回・運転規制なし

なお、特定区間とは、次の箇所を含む区間をいう。

ア 徐行を伴う工事思考箇所又は路線上で橋桁等が借受けされている箇所

イ 降雨、増水等による警備発令中の箇所

第2 1 節 上下水道施設応急対策計画

第1 計画の方針

市は、災害の発生に際し、水道施設及び下水道施設の防護に努め、併せて迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第2 水道施設

災害時における被害を最小限にとどめ、生活機能を維持するため、水道施設全体について被害状況を把握し、速やかに応急復旧等を行う。

1 応急復旧体制

迅速な応急復旧を図るため、情報伝達体制、相互協力体制及び応急復旧資機材の調達体制を確立する。また、災害時の行動指針に基づき情報収集体制及び連絡体制を確立する。

2 応急措置及び復旧

(1) 被害状況の収集

災害が発生した場合、速やかに施設の点検を行い、被害状況の把握に努める。

(2) 復旧工事

配水池及び取水施設等については、施設の重要度、復旧に要する時間等を勘案し、応急復旧を行う。また、災害時の停電に対しては、自家発電装置により電力を確保し、速やかに送配水が出来るように努める。管路の被害に対しては、導水管、送水管及び主要な配水管を優先して応急復旧を行い、その後配水管の応急復旧を行う。給水管については、配水管への通水状況に応じて随時復旧作業を進める。

(3) 恒久復旧工事

復旧工事に当たっては、再度の被災の防止を考慮し、耐震性の向上等の観点から、必要な改良復旧を行うとともに、耐震化の整備を図るなど、計画的に復旧対策を進める。

- ① 改良復旧は、現行の拡張事業を勘案して施行する。
- ② 災害後の地域復旧計画と連携を保って施行する。
- ③ 石綿セメント管及び老朽管は、できる限り取り替える。
- ④ 配管状態の図面整備に万全を期する。

3 給水車等の活用

水道施設の被害により、医療施設、避難施設等の防災関連施設に対する飲料水等の供給ができないときは、給水車（給水車に代用できる散水車、小型動力ポンプ付水槽車等を含む。）による応急給水を行う。

第3 下水道施設

災害時における下水道施設の被害を最小限にとどめ、環境汚染の防止を図るため、管路施設、ポンプ場、処理施設を含むシステム全体について被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧作業を実施する。

1 応急復旧体制

職員の配備については、災害時に一般通信網及び交通機関が利用できないことを考慮して、災害時の非常配備体制を確立する。

2 要員、応急対策用資材等の確保

要員、応急対策用資材等の確保及び施設復旧について、関係機関及び団体等に対し、広域的な支援を要請する。

3 応急対策

(1) 被害状況の調査及び施設の点検

災害発生後は、二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査及び点検を実施する。

(2) 応急復旧方法の決定

管路施設、ポンプ場及び処理施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として応急復旧方法を決定する。

- ① 応急復旧の緊急度及び被災程度
- ② 必要な資機材及び作業員の確保
- ③ 復旧財源の措置

(3) 緊急措置及び復旧

① 管路施設

ア 管路損傷等による路面の障害に対する緊急措置

交通機関の停止、通行人の事故防止等の緊急措置を講じた後、関係機関に連絡を取り、応急対策を講じる。

イ マンホール等からの溢水の排除

可搬式ポンプを利用して、他の下水道管渠、排水路等へ緊急排水する。

ウ 吐き口等における浸水防止

河川等の管理者に連絡を取るとともに、破損箇所での土のう等による浸水防止の措置、可搬式ポンプによる排水等の措置を講じる。

② ポンプ場及び処理施設

ア ポンプ設備の機能が停止した場合の措置

損傷及び故障箇所は直ちに復旧に取り掛るとともに、浸水等の場合には緊急排水、浸水防止等の措置を講じる。

イ 停電及び断水に対する措置

設備の損傷、故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧に努める。

ウ 自動制御装置の停止に伴う代替措置

現場の手動操作によって運転することになるため、平素から非常時に備え、手動操作についても習熟しておく。

エ 危険物の漏えいに対する応急措置

危険物を扱う設備については、災害後、速やかに点検し、漏えいの有無を確認するとともに、漏えいを発見したときには、あらかじめ訓練した方法に従って、速やかに応急措置を講じる。

(4) 復旧工事

緊急度の高い施設から、計画的に復旧対策を進める。

4 汚水の排除制限及び仮排水

管渠の損壊等により 処理不能となった場合は、住民に対し下水道への排水制限を行うほか、汚水の滞留に備え、ポンプ・高圧洗浄機等の確保を行う。

5 代替施設設備の調達

県や市が協定を締結している事業者から、非常用トイレ、仮設トイレ、移動式トイレを調達し対応する。

第22節 住宅応急対策計画

第1 計画の方針

市は、災害によって住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった世帯に対する住宅対策を図る。

第2 応急危険度判定

必要に応じて、災害に伴う建築物の倒壊及び落下物による二次災害の防止を図るため、市災害対策本部の下に判定実施本部を設置し、その旨を県へ報告する。また、県に対し、被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して危険度を判定し、建築物に判定結果を表示することにより、使用者（所有者、管理者）に注意を喚起する。

被災度を判定し、建築物に判定結果の表示及び使用者（所有者、管理者）に勧告することにより注意を喚起する。

判定する際、アスベストの飛散による危険性を応急的な調査により判定し、周辺住民に対してアスベストの飛散の可能性について情報提供を行うとともに、被災建築物の解体、瓦礫処理作業を行う者に対して情報提供を行う。

建築物応急危険度判定は、被災建築物応急危険度判定必携（発行：全国被災建築物応急危険度判定協議会）に準拠して行う。

第3 応急仮設住宅の建設

1 実施責任者

応急仮設住宅建設は、原則として市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、知事（救助事務を委任した場合は市長）が同法に基づき応急仮設住宅の建設を行う。

2 高齢者及び障害者等への配慮

応急仮設住宅の建設に当たっては、高齢者や障害者等の要配慮者の入居に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。

3 建設予定地及び入居者の選定等

（1）建設予定地

設置場所は、原則として市有地又は市管理地に建設するものとし、あらかじめ定められた場所の中から状況に応じて選定する。ただし、止むを得ず、応急仮設住宅を私有地に建設することになる場合は、事前に所有者との間に賃貸借契約に関する協力協定書を締結した場所に優先して建設する。なお、建設予定地を選定するにあたっては、次の条件を考慮する。

- 浸水、がけ崩れ等の危険がないこと
- 飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと
- 児童生徒の通学やその他生活の立て直し上の便宜を考慮し、可能な限り被災者の生活圏内にあること
- 交通の便がよいこと
- 敷地が広大であること

候補地（例）

○奥越ふれあい公園（飛行場外離着陸場留意）

（２） 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定は市が民生委員児童委員等と協議して行う。

また、入居者は次の基準を参考に選定する。

なお、応急仮設住宅の供与期間は、原則として完成の日から２年以内とする。

- 住家が全壊、全焼、流失し居住する住家がない世帯であって、自己の資力では住宅を確保することができない世帯
- ・生活保護法の被保護者及び要保護者
 - ・特定資産のない失業者、母子家庭、高齢者、病弱者及び身体障害者など

※上記に該当する者が３割を超える場合は、生活能力が低く、住宅の必要度の高い者を選定するほか、抽選による方法で決定する。

（３） 建物の構造及び規模並びに費用及び建築着工期間基準

『災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準』（平成二十五年十月一日 内閣府告示第二百二十八号）に基づき、知事が定めた基準とする。

- ① 建坪 １戸当たり地域の実情、世帯構成等に応じた規模
- ② 構造 １戸建、長屋建のいずれか適当なもの
- ③ 費用 知事が定める額
- ④ 建設着工期間 災害発生の日から 20 日以内

（４） 建設工事の発注

応急仮設住宅の建設工事を速やかに行うため、その工事の発注は、事前に建設業者等との間に工事に関する協力協定書を締結している者を優先する。

第 4 住宅の応急修理

災害により住宅の応急修理の必要が生じたき、原則として市が応急修理を行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、県（救助事務を委任した場合は市）が実施する。

なお、石綿の応急飛散防止措置は、原則として建築物の管理者・持主等が行う。

1 対象者

- （１） 住宅が半壊、半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯
- （２） 自己の資金では応急修理を行うことができない世帯

2 修理箇所及び費用の基準

- （１） 費用 知事が定める額
- （２） 箇所 居室、炊事場、便所等、日常生活上欠くことのできない最小限度の部分

3 期間

災害発生の日から 1 月以内に完成させる。

第 5 応急仮設住宅の運営管理

市及び県は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

第 6 公的賃貸住宅等の供与

市営住宅の空き家等は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に基づく目的外使用として、被災者を一時入居させることができる。また、県及び近隣市町等協力のもと、これらの公的賃貸住宅の空き家を被災者にあっせんする。

さらに、必要に応じて、被災者に公営住宅以外の空き家のあっせんを行う。

第23節 廃棄物処理計画

第1 計画の方針

市は、災害によって排出されたごみ、し尿等を迅速、確実に収集処理し、環境衛生の万全を期する。

第2 生活ごみ処理

1 処理体制

- (1) 被災地域の生活ごみに加え、避難所から排出される避難所ごみの発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制をとる。また、日々大量に発生する生活ごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行う。
- (2) 生活ごみ処理の実施に必要な機材、人員等については、可能な限り市の現有の体制で対応するが、ごみ処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、人員の派遣や処理施設の使用などについて県又は近隣市町へ応援要請する。

2 処理方法

生活ごみの処理は、焼却のほか、必要に応じて埋立て等環境影響上支障のない方法で行う。

また、施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、種類や状態に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

なお、倒壊家屋等の除去作業については、解体に伴う粉じんや騒音の発生の抑制に十分配慮する。

第3 災害廃棄物処理

市は、国が策定した災害廃棄物対策指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制等について具体的に示した大野市災害廃棄物処理マニュアルにより処理を行い、必要に応じ見直しを行う。

1 初期対応

- (1) 災害廃棄物の発生量を把握する。
- (2) 災害廃棄物の仮置場は、大野市災害廃棄物処理マニュアルにより市が指定する場所を選定し、周知する。
- (3) 災害廃棄物の選別、保管、焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。

2 処理活動

- (1) 災害廃棄物の処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集、運搬する。
- (2) 災害廃棄物の適正な分別、処理、処分を行うとともに、再資源化が可能なものはリサイクルに努める。
- (3) アスベスト等による有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努め、住民及び作業者の健康・安全管理に十分配慮する。
- (4) 倒壊家屋等の除去作業については、解体に伴う粉じんや騒音の発生の抑制に十分配慮する。
- (5) 必要に応じて、県、隣接市町、関係団体に応援を要請する。

第4 し尿処理

1 処理体制

し尿の発生量について、発生箇所、利用人員等を総合的に判断し、適切な処理体制をとる。特に仮設トイレ、避難施設のくみ取り便所については、貯蓄容量を超えることがないように配慮する。

なお、機材、人員が不足する場合は、ごみ処理に準じ応援要請を行う。

2 処理方法

し尿の処理方法は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じ環境衛生に支障のない方法を併用する。

第5 死亡獣畜の処理

死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊等が死亡したもの）の処理は、市及び死亡獣畜所有者が、奥越健康福祉センターの指示、立会いのもとに次の方法で処理する。

- (1) 移動しうるものは、適当な場所に集めて埋却、焼却等の方法で処理する。
- (2) 移動しがたいものについては、その場で個々に処理する。

<資料編>

1-44 廃棄物等処理施設一覧

第24節 防疫、食品衛生計画

第1 計画の方針

市は、災害発生時における生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われる防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図る。

第2 防疫対策

1 防疫業務の実施方法

災害時における防疫対策は、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるので、防疫対策を迅速かつ的確に実施する。

(1) 消毒場所

感染症が発生し、又は発生するおそれがある汚染地区の宅地及び家屋の内外

(2) 消毒方法

① 飲料水の消毒

給水施設として井戸を使用した場合における井戸の消毒は、クロール石灰水（又は次亜塩素酸ナトリウム液）を使用する。

② 家屋内の消毒

汚水などで汚染された台所、炊事場、便所等は、クレゾール水などの消毒薬を用いて消毒を行う。なお、屋外（特に床下や庭など）では、清掃と乾燥が最も重要であり、消毒は原則不要となる。

③ ねずみ族昆虫等の駆除

汚染地域を重点的に実施し、併せて消毒薬等防疫薬剤を各戸に配布する。

2 防疫活動の実施要領

(1) 情報の収集及び体制

災害発生と同時に職員を現地に派遣して被災地の状況を把握するとともに、奥越健康福祉センター等関係機関と連絡を緊密にして、防疫の実施計画を作成し、これに必要な器具、資材、薬品及び人員を確保して防疫体制を整える。

(2) 予防教育及び広報

事前に準備されているパンフレット等の利用や報道機関の協力を得て行う。

(3) 検病調査及び健康診断

検病調査及び健康診断は、県が検病調査班を編成し行うが、市は詳細な現況報告等について協力する。この場合、集団避難施設の避難者や応急仮設住宅の入居者に対する調査を重点に実施するものとし、検病調査の結果必要があるときは、検便などの健康診断を実施する。

なお、避難所においては、衛生自治班を編成するよう指導する。

(4) 感染症発生時の対策

被災地において感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、次の対策を実施する。

- ① 感染症患者等の隔離
- ② 濃厚接触者の検病調査、健康診断の実施（県において実施）
- ③ 家屋、便所、台所、排水溝等の消毒の実施（市において実施）

(5) 臨時予防接種

感染症の予防上必要あるときは、県の指示により臨時予防接種に協力する。

(6) 知事の命令及び指示等

知事が感染症の予防上必要と認めて発した命令、指示を受けたときは、市長は、災害の規模、態様に応じその範囲及び期間を定めて、これを速やかに実施する。

(7) 防疫活動に必要な人員資材等の確保

①防疫業務実施体制

市長は清潔方法及び消毒方法を施行するために必要と認めるときは、医師その他予防上必要な人員を雇用する。

班 名	班 長	班 員	班 名	班 長	班 員
1 班	1	5	4 班	1	5
2 班	1	5	5 班	1	5
3 班	1	5			

②器材

市が保有している消毒用機器を使用するが、必要に応じて関係機関又は民間取扱業者等より借上げ又は購入する。

③車両

市有車両を使用するが、必要に応じて民間車両を借り上げる。

④薬剤

市が保有する薬剤を使用するが、不足する場合は薬剤取扱業者より購入する。

3 報告及び記録の整備

市長は、災害防疫に関し次の書類を県に報告するとともに記録の整備保管をする。

- ① 災害防疫活動状況報告書
- ② 防疫経費所要金額及び関係書類
- ③ 各種防疫措置の指示命令に関する書類
- ④ 防疫作業日誌

作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間、実施後の反省その他参考事項を記載する。

第3 家畜防疫

市は、県、福井県農業協同組合及び関係団体と協力し、被災動物の集中管理場の確保に努める。また、必要に応じて家畜伝染病予防上の措置を講じるとともに、状況に応じて家畜伝染病予防法に基づく防疫活動に協力する。

第4 食品衛生対策

被災地における食品関係営業者及び臨時給食施設の実態を把握し、被災者に対して効果的な栄養調理指導を行い、安全で衛生的な食品が供給されるよう適切な指導を実施する。

1 食品関係営業施設等における食品衛生の確保

市は、食中毒の発生を防止するため、避難所や被災地で配給する食品の衛生状態の保持に努める。

また、県の実施する次の指導に協力する。

(1) 臨時給食施設の衛生監視指導

関係機関と密接な連携を取ることで実態を把握し、食品衛生に関する現地指導の徹底によって、食中毒事故の発生防止を図る。

(2) 食品衛生関係業者に対する監視指導

乳処理場、魚介類販売業、食肉販売業、食品の冷凍冷蔵業、飲食店等を重点的に監視するとともに、保存又は製造されている食品の検査を実施することによって、不良食品の販売供給を防止する。

(3) 重点監視指導事項

- ① 浸水地区の食品関係営業者に対しては、施設整備を完全消毒の上、食品衛生監視員の検査を受けた後、これを使用するよう指導する。なお、状況に応じ従事者の検便及び健康診断による保菌者の排除を行う。
- ② その他の地区にあつては、臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導する。また、汚水によって汚染された食品及び冷凍施設等の機能停止によって腐敗、変色等を生じた食品が供給されることのないよう特に指導する。

2 避難施設等における食品衛生の確保

次のことについて、被災者に対して奥越健康福祉センターが行う指導に協力するとともに、避難施設の運営責任者を通じて啓発を行う。また、食中毒が発生したときは、食品衛生監視員を中心とする調査班の調査に協力する。

- (1) 救援食品の衛生的取扱い
- (2) 食品の保存方法、消費期限等の遵守
- (3) 配布された弁当の適切な保管と早期喫食
- (4) 手洗い、消毒の励行
- (5) 食器、器具の消毒

3 食中毒発生防止の措置

避難施設への弁当等の配給に当たっては、食中毒発生防止のため、次の措置を講じる。

- (1) 弁当等の搬送には、温度管理に留意する。
- (2) 早期喫食のため、弁当等の搬送時間の調整
- (3) 避難者等に対し、早期喫食を指導

第 2 5 節 遺体搜索、処理、埋（火）葬計画

第 1 計画の方針

市は、災害のため行方不明と推定される者の搜索及び死亡者の処置、埋（火）葬の措置を行う。

第 2 遺体の搜索

1 実施責任者

遺体の搜索は、大野警察署の協力を得て市が搜索に必要な人員、舟艇その他機械器具を借り上げて実施する。ただし、市において搜索の実施が困難な場合には、他機関の協力を得て実施する。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市長が遺体の搜索を行う。

2 搜索の対象

行方不明の状態にある者で、各種の事情から既に死亡していると推定される者

3 応援要請等

市が被災その他の事情により搜索の実施が困難なとき、又は遺体が流失等により他市町に漂着していると考えられるときは、次の事項を明示して県に搜索の応援要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に直接搜索の応援を要請する。

- 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- 遺体数及び氏名、性別、年令、容ぼう、特徴、着衣、持物等
- 応援を求めたい人数又は舟艇器具等
- その他必要な事項

4 搜索期間及び費用の範囲

災害救助法が適用された場合、災害発生の日から 10 日以内を搜索期間とするが、期間の延長が必要なときは、最小限において知事の承認を得て延長する。また、費用の範囲は次の事項とする。

- 借 上 費
- 修 繕 費
- 燃 料 費

第 3 遺体の処理

1 実施責任者

遺体を発見したときは、市長は速やかに県及び大野警察署長に連絡し、その検視又は調査を待って遺体を処理する。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市長が遺体の処理を行う。

2 遺体の処理内容

災害の際に死亡した者に対し、その遺族等が災害に伴う社会的混乱期のため、遺体の処理を行うことができない場合や遺族が判明しない場合は、市は次の内容で遺体の処理を行う。

(1) 資機材等の調達

ドライアイス、棺等の遺体の処理に係る資機材、搬送車両等を速やかに調達する。

なお、資機材、搬送車両が不足する場合は、県に応援を要請する。

(2) 遺体の処理

遺体の処理は、救護班又は医師会等の協力を得て実施する。また、処理場所は借上げ又は仮設によって確保し、おおむね次の内容で遺体の処理を行う。

- ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- ② 遺体の一時保存
- ③ 検案

3 処理期間及び費用の範囲

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期限内に遺体の処理を打ち切ることができない場合は期間の延長を行う。

なお、遺体の処理に関する費用は、洗浄、縫合、消毒、検案等の処置のための費用及び遺体の一時保存のための費用とする。

第4 遺体の埋（火）葬

災害の際に死亡した者に対し、混乱期のためその遺族が資力の有無にかかわらず埋（火）葬を行うことが困難な場合、死亡した者の遺族がいない場合及び身元不明の遺体について、市は次の方法により遺体の応急的な埋（火）葬を行う。

1 埋（火）葬の実施及び留意点

遺体の埋（火）葬は、市長が火葬に付し、又は棺、骨つぼを遺族に支給する等の現物給付をもって行うものとし、埋（火）葬の実施に当たっては次の点に留意する。

- (1) 事故死等による遺体については、警察から引継ぎを受けた後埋（火）葬する。
- (2) 身元不明の遺体は、大野警察署その他関係機関の協力を得て身元確認調査を行い、埋（火）葬する。
- (3) 被災地以外に漂着した遺体で、その身元が判明しない者の埋（火）葬は行旅死亡人として取り扱う。
- (4) 外国人の埋（火）葬を行う場合、風俗、習慣、宗教等をできる限り考慮する。

2 埋（火）葬の内容

（1） 埋（火）葬を行う対象

- ① 災害時の混乱の際に死亡した者
- ② 災害のため遺族において埋（火）葬を行うことが困難な場合

（2） 埋（火）葬の期間

災害発生から10日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は、最小限において知事の承認を得て延長する。

（3） 費用の範囲及び限度

① 費用の範囲

棺、骨つぼ、埋（火）葬に要する経費で埋（火）葬の際の人員及び輸送に要する経費を含み、供花代、読経代、酒代等は含まない。

② 費用の限度

知事の定める額

3 広域的な火葬の実施体制

市は、平常時の火葬能力を上回る死亡者が発生した場合は、福井県地域防災計画に基づき、近隣市町に応援要請を行う。また、大規模な災害により、県内の火葬能力を著しく超過する状態に陥った場合には、「中部9県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書」に基づき要請を行うこととする。

<資料編>

1－45 火葬場一覧

第26節 文教対策計画

第1 計画の方針

市は、文教施設の被災又は児童生徒及び保育園児のり災により、通常の教育ができない場合、応急教育などの必要な措置を講じる。

第2 応急教育計画

1 児童生徒の安全確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、臨時休業の判断基準を定め、適切に対応する。

災害の発生後、県及び市は、授業再開に向けて、通学に必要な道路や安全の確保について、関係機関と連携を取りながら、その確保に努める。

2 授業等再開対策

教育委員会は、非常時の授業体制について、実施可能な教科や確保可能な授業時数及び教室等について検討し、当面の週日程及び日課表を立案するなど、早期の授業再開対策について指針を示し、その策定について指導する。

(1) 学校施設の確保

教育委員会は、学校施設が被災したときは、関係機関と協議の上、代替教室を確保する。また、この場合は必要事項を教職員及び住民（児童生徒）に周知徹底する。

① 被災学校が1校の一部のみの場合

被災箇所が普通教室のときは、利用可能な教室を転用する。それでもなお不足するときは、特別教室、屋内体育館の順で転用する。

② 被災学校が1校の場合

公民館などの公共施設を借用するほか、隣接学校の余剰教室及び特別教室を借用する。それでもなお不足するときは、臨時校舎（プレハブ等）を建設する。

③ 被災学校が2校以上の場合

被災を免れた公共施設を利用するとともに、不足分については臨時校舎を建設するほか、比較的近い隣接学校の余剰教室及び特別教室を借用する。

(2) 学用品の調達及び支給

教育委員会は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等によって学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある児童生徒に対し、教科書、文房具及び通学用品を調達・支給する。

なお、災害救助法が適用された場合、同法施行規則に基づき迅速な措置を講じる。

① 支給品目

教科書（準教科書、副読本等の教材を含む。）、文房具（ノート、鉛筆、消ゴム、クレヨン、絵具、下敷、定規等）及び通学用品（運動靴、傘、鞆、長靴等）

② 教科書

各学校別、学年別及び使用教科書ごとの必要数量を速やかに調査し、県教育委員会に報告するとともに、その指示に基づいて教科書供給所等に連絡して供給を求める。

又は、同一教科書を使用する市内の学校や他市町の教育委員会に対し、使用済み古本の供与を依頼する。なお、不足するときは県教育委員会に対し調達供与を依頼する。

③ 文房具及び通学用品

必要数量を県教育委員会に報告し、送付を受けたものを配布するほか、県教育委員会の指示に基づき調達し、配布する。

④ 調達方法

教科書については、被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその必要数量を速やかに調査し、県教育委員会に報告するとともに、その指示に基づいて教科書供給者等に連絡して供給を求める。また、同一教科書を使用する市内の学校や他市町教育委員会に対し、使用済教科書の提供を依頼するほか、若干量が不足する場合は県に対し調達供給依頼する。

学用品については、必要数量を県教育委員会に報告し、県から送付を受けたものを配布する他、市が調達するものを配布する。

3 不足教職員の確保

教育委員会は、県教育委員会と連絡調整の上、授業再開に必要な教職員を確保するため、教職員の被災状況に応じた代替教員等の補充を実施する。

- (1) 被災の教職員が僅少のときは、校内において確保する。
- (2) 被災の教職員が多数で 1 学校内で確保できないときは、授業の実施状況に応じて市が管内の学校間において確保する。
- (3) 市において確保できないときは、県教育委員会に教職員の派遣を要請する。

4 育英補助に関する事項

被災による家屋の全壊や流失等のため就学に著しく困難を生じた児童、生徒に対して日本育英会の育英資金を特別に増枠するよう日本育英会及び県に働きかける。

5 転学手続き

被災した児童生徒の中で、転校を希望する児童生徒については、保護者との連絡調整を図り、隣接市町、他府県に速やかな受け入れを要請する。

第 3 応急保育計画

1 保育児童の安全確保

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、休所、中途帰宅等の適切な措置を講じる。

2 保育施設の応急整備

被害を受けた保育所の保育実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替施設の確保に努める。

3 保育児童の健康保持

被災地区の保育児童に対して、奥越健康福祉センターの指示援助により、健康診断、検便等を行い、健康保持に十分注意するとともに、感染症予防についても適切な指導を行う。

第4 保健厚生計画

1 被災児童、生徒の健康管理

教育委員会及び学校長は、被災児童生徒の体と心の健康の保持、増進を図るため、学校医及び奥越健康福祉センター等の専門機関との連携を図りながら、教職員等によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

2 被災教職員及び児童生徒の保健管理

災害の状況に応じて教職員及び児童生徒に対し、県の指示又は協力を得て感染症の予防接種又は健康診断を実施する。

3 被災学校の清掃及び消毒

学校が浸水等の被害を受けたとき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等に基づき、県の指示又は協力を得て校舎等の清掃及び消毒を行う。

第5 積雪時の対策

積雪時における児童生徒や保育児童の安全確保について、教育委員会や関係者においてあらかじめ十分検討し、特に次の事項についてその万全を期する。

- 通学路は常に積雪状況を把握し、除雪による拡幅措置を適切に講じるとともに、集団登下校時には誘導責任者を定めるなど、通学時の安全確保を十分に考慮する
- 自動車通路での通行、横断等については十分注意するよう指導する
- 屋根の雪下ろしに対する危険防止について十分指導する
- 臨時休校等の措置については、あらかじめその基準を定める

第6 学校給食の措置

教育委員会は、学校給食施設設備が被災したときは速やかに復旧措置を講じ、できる限り給食を継続できるよう努める。

- (1) 市内における各学校の給食物資に関する所在場所及び在庫数量を常に把握する。
- (2) 復旧措置は、施設設備、食品取扱等の衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症及び食中毒の発生防止に努める。
- (3) 炊出し等への協力

緊急を要し学校給食の施設、設備を使用して炊出しを実施する場合、学校長は市の承認を受けて協力する。

第7 文化財保護の応急対策

1 水害・土砂災害・風害

文化財が被災した場合、その状況を速やかに把握し、市など関係機関へ報告を行うとともに、状況に応じた保護・救済対応を行う。

保護・救済対応は、所有者等や関係機関と協議しながら、文化財の種別や被災状況に応じた適切な措置を講じる。その際、必要に応じて有識者の指導助言を受けるなど、関係者間の連携した取り組みを進める。

2 地震災害

広範囲に甚大な被害が発生した場合、復旧までの間に文化財の破壊や所在不明とならないよう、迅速な確認作業を行うための体制整備に努める。文化財が被災した場合、自身の安全を確保した上で、その状況を把握し、関係機関へ報告を行うとともに、状況に応じた保護・救済対応を行う。

保護・救済対応は、所有者等や関係機関と協議しながら、文化財の種別や被災状況などに応じた措置を講じる。その際、必要に応じて専門家などの意見を聞くなど、保護及び復旧活動に資する関係者間の連携した取り組みを進める。

3 火災

文化財が被災した場合、その状況を速やかに把握し、関係機関へ報告を行うとともに、状況に応じた保護・救済対応を行う。

第27節 電気通信施設、放送施設応急対策計画

第1 計画の方針

電気通信施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該施設を災害から防除し、一般通信サービスを確保するための計画である。

第2 電気通信施設

電気通信施設関連会社等は、災害時に応急作業を迅速かつ的確に実施し、電気通信サービスの確保を図る。

1 応急対策

災害が発生又は発生するおそれがある場合は、災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の途絶の解消及び重要通信の確保のため、次の措置を講じる。

- (1) 電話回線網に対する交換措置、伝送路切替装置等の実施
- (2) 災害用伝言ダイヤル等の提供
- (3) 非常用伝送装置又は非常用衛星通信車装置による伝送路及び回線の作成
- (4) 応急ケーブル等による臨時伝送路及び臨時回線の作成
- (5) 予備電源、非常用発電装置等による通信電源の確保
- (6) 特設公衆電話の設置
- (7) 携帯電話の貸出し

2 広報活動

災害により電気通信サービスの提供に重大な支障をきたした場合は、電気通信設備の被災状況及び復旧状況等重要な情報の県及び関係機関への連絡や、報道機関等を通じた復旧状況の広報活動などを行う。

第3 放送施設

- (1) 放送機等障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組の放送継続に努める。
- (2) 一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。
- (3) 災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。
- (4) 市が、所管するCATV施設が被災した場合、直ちに放送施設及びケーブルの点検を行い、被災した施設等については迅速にその復旧作業に取り組む。

その他のCATV事業者は、保有する施設が被災した場合、応急復旧を迅速に行うよう努める。

(5) 視聴者対策

① 受信設備の復旧

被災受信設備の取扱いについて、告知放送、チラシ又は新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関係団体及び関係機関との連携により、受信設備応急修理班を組織し、被災受信設備の復旧を図る。

② 情報の周知

指定緊急避難場所その他有効な場所へ受信機を貸与するほか、拡声装置、速報板等を設置するとともに、状況により広報車等を利用して視聴者への情報周知に徹底を期する。

第 2 8 節 電力施設応急対策計画

第 1 計画の方針

電力事業者は、電力施設等の被害状況等を迅速に把握し、的確な応急対策を実施することにより、被害の拡大の防止と電力の供給確保に努める。

第 2 防護対策

気象情報その他により災害が予想されるときは警戒体制をとり、福井支店に警戒体制本部を、指定地域に警戒体制支部を設置して、各種情報の収集、管内状況の把握及び広報活動を活発に行い、電気災害の未然防止に努める。

第 3 応急対策

災害が発生した場合、予想される被害の程度又は発生した被害の程度により非常体制をとり、福井支店に災害対策本部を、指定地域に災害対策支部を設置して応急措置及び復旧対策を実施する。

- (1) 各種情報の収集、伝達、報告
- (2) 被害情報及び復旧情報の把握
- (3) 広報活動
- (4) 復旧対策の計画
- (5) 復旧資材の調達、輸送
- (6) 本部又は各事業所との連絡

第 4 応急協力

1 広報活動

災害に関し緊急を要する広報は、各営業所を通じ迅速に行うほか、市、警察、消防機関とも密接な連絡をとり協力を求めるものとし、これらの機関は協力の求めに応じる。

2 動員対策

応急復旧能力が不足するときは、応援隊、社外工事業者の動員等により復旧対策を実施するが、防災関係機関等の応援を必要とする場合は、本部又は各支部から防災関係機関等に応援を要請する。

第29節 ガス施設応急対策計画

第1 計画の方針

液化石油ガス事業者は、災害の発生によりガス施設に被害が生じた場合、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、ライフライン施設としての機能確保に努めるとともに、防災関係機関と協力して、必要な措置を講じる。

第2 防護対策

災害により、ガス工作物に甚大な被害が発生又はそのおそれがある場合、応急対策及び復旧対策を円滑、適切に行うため、県エルピーガス協会又はその支部において対策本部を設置する。

第3 液化石油ガス

1 初動対策

(1) 消費者による初動対策

消費者は災害が発生した直後の二次災害を防止するため、自ら使用している火を消すとともに容器バルブを閉止するとともに、防災機関に通報し、高齢者、障害者等の要配慮者に対しても、近隣の住民が協力してその避難に当たる。

(2) 液化石油ガス事業者による初動対策

液化石油ガス事業者は、災害が発生した場合はその規模により緊急応援体制をとり、また、病院等公共施設及び集団供給設備のような大規模容器置場を有する施設に対し、速やかな施設の巡視点検、容器バルブ閉止などの応急措置を優先的に行う。また、防災機関からの応援要請により、協力するよう努める。

点検については、常時施錠してある貯蔵設備、病院等公共施設及び大規模な容器置場を有する施設を優先して行う。

(3) 容器の回収

液化石油ガス事業者は、消費者の要請又は巡視点検により発見した家屋の倒壊等により危険な状態となった液化石油ガス容器を安全な場所へ移動する。

2 応急復旧

液化石油ガス事業者は、巡視点検により安全が確認された施設から順に供給を再開する。また、改修が必要なものについては、緊急応援体制により事業者相互が連携し、復旧のための改修を行う。

第4 代替施設設備の活用

避難所等に対するガス供給確保のため、カセットコンロ等の代替施設設備の活用を図る。

第 30 節 危険物施設等応急対策計画

第 1 計画の方針

危険物施設等の管理者は、災害の発生により施設に被害が生じた場合、火災、爆発、流出拡散の防止等二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を行う。

第 2 危険物施設

危険物施設の災害による被害を最小限にとどめるため、関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等は、災害が発生した場合、当該危険物施設の実態に応じて次の措置を講じる。

1 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、安全を確認し、弁の閉鎖又は装置の緊急停止等の措置を行う。

2 危険物施設の応急点検

危険物施設の現状把握と災害発生危険の有無の確認を図るため、危険物の貯蔵・取扱施設、消火設備、電気設備、近隣の状況の把握等の応急点検を実施する。

3 危険物施設からの出火及び流出の防止措置

危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。

4 災害発生時の応急措置

危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス、中和剤を十分活用し、状況に即した初期消火、危険物の流出防止措置を行う。

5 防災関係機関への通報

災害を発見した場合は、速やかに消防本部、警察等防災関係機関に通報し、状況を報告する。

6 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措施

災害発生の事業所は、消防、警察等関係機関との連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

第 3 毒物・劇物取扱施設

市は、県及び大野警察署と協力し、毒物・劇物取扱施設が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがあるときは、危害防止のための必要な措置を講じる。

第3 1 節 災害救助法の適用に関する計画

第1 計画の方針

市は、災害に際し、食料品その他の生活必需品欠乏、住居の喪失、傷病等によって生活難に陥った被災者に対し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的として応急的な救助を行う。

第2 実施機関

災害救助法の適用による救助は、法定受託事務として知事が実施する。ただし、その実施について一部が市長に委任されたときは、市長が行う。

第3 適用基準

災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

人 口 令和2年国勢調査	災害救助法施行令 第1条第1項第1号による 法適用基準世帯数	同第2号による 適用基準世帯数 (県全体で1,000世帯 以上の場合)
31,286人	60世帯	30世帯
法適用基準には上欄のほか、次のものがある。 1 施行令第1条第1項第3号前段 県全体で5,000世帯以上の住家が滅失した場合で、市内で多数の世帯の住家が滅失したとき 2 施行令第1条第1項第3号後段 災害が隔絶した地域で発生し、災害にあった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき 3 施行令第1条第1項第4号 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき		

- (注) 1. 基準世帯数とは住家が全壊(焼)又は流失した世帯数である。
 2. 半壊(焼)の場合は1/2世帯として換算し、床上浸水の場合は1/3世帯として換算する。
 3. 床下浸水、一部損壊世帯は対象外である。

第4 適用手続

災害救助法の適用は、市長(本部長)が県知事あてに被害状況を報告して(適用基準に合致する場合)から行われるものである。

第 5 救助の種類及び実施期間

救助の種類	実施期間	救助の程度及び方法
避難所の開設及び収容	災害発生の日から 7 日以内	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準に掲げる救助の程度及び方法による。
応急仮設住宅の供与	〃 20 日以内着工	
炊出しその他による食品の給与	〃 7 日以内	
飲料水の供給	〃 7 日以内	
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	〃 10 日以内	
医療及び助産	(医療) 〃 14 日以内 (助産) 分べんした日から 7 日以内	
災害にかかった者の救出	災害発生の日から 3 日以内	
住宅の応急修理	〃 1 月以内完了	
生業資金の貸与	〃 1 月以内	
学用品の給与	教科書：1 月以内 文房具等：15 日以内	
死体の搜索、処理、埋葬	災害発生の日から 10 日以内	
障害物の除去	〃 10 日以内	
応急救助のための輸送	救助種目ごとの救助期間中	
応急救助のための賃金職員雇上げ	救助種目ごとの救助期間中	

< 資料編 >

2-10 被害認定統一基準

2-11 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第32節 その他災害応急対策計画

第1 計画の方針

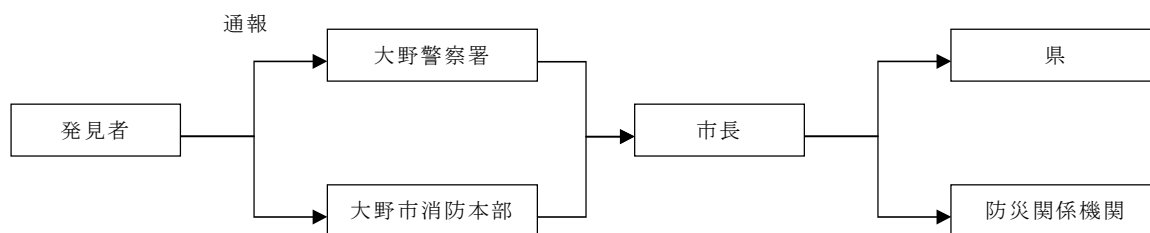
市は、大規模な事故等による被害の発生や多数の死傷者、要救助者が発生し、又は発生するおそれがある場合、前節までの災害応急対策計画を準用するほか、本計画に定めるところにより応急対策を実施し、被害の拡散防止や環境保全及び被害の軽減を図る。

第2 その他災害応急対策

航空機事故、列車、自動車事故（交通事故）、火災・爆発事故、毒物・劇物事故（サリン等の発散を含む。）などの事故により、多数の死傷者や要救助者が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該事故関係機関及び防災関係機関との連携の上、災害応急対策に万全を期する。

第3 連絡体制

事故発生の発見者は、直ちに大野警察署又は消防本部に通報する。通報を受けた大野警察署及び消防本部は直ちに市長に通報し、市長は速やかに県及びその他の防災関係機関に通報する。



第4 災害応急対策の実施

1 市の災害応急活動体制

- (1) 県や防災関係機関に対し、迅速に災害応急対策活動がなされるよう要請する。
- (2) 県や防災関係機関への連絡を強化し、各関係機関の行う災害応急対策に積極的に協力する。
- (3) 当該災害の状況に応じて災害対策本部等を設置し、関係機関に連絡を行うとともに、状況に応じて職員を現場等に派遣する。
- (4) 災害の状況等に応じて県及び関係機関の職員並びに関係者の派遣を要請する。
- (5) 災害の状況等に応じて現地対策本部を設置する。現地対策本部の構成は、市、県、関係機関とし、必要に応じて事故原因者の参加を求める。

2 通信連絡

- (1) 市、県及び当該事故関係機関は、初動体制を緊急に確立するため、相互に緊密な情報交換を図る。
- (2) 防災関係機関は、相互に連絡調整を行い、効果的な災害応急対策が実施できるように努める。

3 広域協力体制

災害が広域に及ぶ場合は、隣接市町と協力体制をとる。

4 市の災害応急対策

- (1) 緊急医療活動
 - ① 医師及び看護師の派遣又は要請
 - ② 医療資機材及び医薬品の確保
- (2) 防災資機材の確保
- (3) 災害応急対策実施の協力を求めるための地域住民への広報活動
 - ① 災害応急対策の概要
 - ② 地域住民に対する避難指示等
- (4) ボランティアの受け入れ及び支援

5 消防機関の災害応急対策

- (1) 消火活動及び延焼防止
- (2) 救助活動及び緊急時の避難誘導
 - ① 負傷者の救出
 - ② 現地における応急救護所の設置及び負傷者搬送先（救急医療施設）の確保
 - ③ 緊急時の住民に対する避難誘導
- (3) 警戒区域の設定

第 5 事故処理等

当該事故関係機関は、防災関係機関の協力を得て、事故現場及び被害地域における応急復旧を速やかに実施する。

Ⅱ．風水害・土砂災害編

第1章 災害の予防計画

第1節 水害予防計画

第1 計画の方針

市は、治山・治水対策を推進するとともに、水防体制を強化し、台風、集中豪雨等による水害の防止を図る。

第2 治山対策の推進

山地災害の防止、水源かん養機能の向上及び森林の保全・形成による生活環境の向上等を図るため、山地治山、防災林等の治山事業等を計画的に推進する。

1 山地治山事業（復旧・予防治山）

荒廃地の復旧及び荒廃危険地の整備を推進し、山地に起因する災害を未然に防止する。また、荒廃地及び荒廃危険地が存する一定地域において、治山施設、森林の整備を緊急かつ総合的に実施し、山地に起因する災害を未然に防止する。

2 保安林整備事業（保安林改良・保育）

荒廃地、被災等により機能の低下した保安林の整備を推進し、水源かん養機能及び土砂流出、土砂崩壊等の防災機能の高度発揮を図る。

3 水源地域整備事業

水資源の確保上重要な水源地域に存する荒廃した森林の復旧と周辺森林の整備を緊急かつ総合的に実施する。

4 その他事業

地すべり防止整備事業を推進し、市域の治山対策の促進を図る。

第3 治水対策の推進

雨水の流出状況及び土砂の水流への流入状況を把握し、円滑な排水を行うべく市内河川の改修事業、砂防事業を促進する。

1 河川改修事業

県管理河川については、対策が必要なところについて、県が河川改修事業を逐次実施する。市単独事業としては生活排水路の改修を実施する。

2 河川の管理の整備

市長（水防管理者）及び各河川の管理者は、平素から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、異常が認められたときは直ちに原因究明と補修を行う。また、洪水に際して河川内で安全に流しうるよう、堤防の維持、護岸、水制及び根固工の修繕、堆積土砂の除去等を実施する。

第4 水防体制の強化

1 水防体制の確立

河川、ため池等の管理者は、水防に関する組織、動員体制、情報連絡体制等の整備充実を図り、水防体制の万全を期する。

2 河川等の管理強化

河川、ダム、ため池等の管理者は、堰、水門等その管理する施設の操作に当たっては、下流域における異常増水の防止に十分配慮して行う。

3 水防施設の整備・点検

河川、ダム、ため池等の管理者は、河川水位、雨量等の観測施設及び警報施設の整備を図るとともに、平素から計画的な点検整備を行い、施設の改善等機能の維持に努める。

4 水防用資機材の備蓄及び点検

市及び水防管理団体は、重要水防区域等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な資機材の整備を図り、平素から計画的な点検整備と補充等に努める。

5 河川パトロールの強化

市は、河川の増水による堤防の決壊など浸水被害が予想される箇所の把握に努め、立札や広報等で住民に注意を促すとともに、毎年の増水期に先立ち、パトロールを強化する。

6 水防訓練の充実

市は、消防団（水防団）や自主防災組織等と連携して、土のう作り、水防工法、水難救助訓練等の水防訓練を行い、その充実を図る。

第5 警戒避難体制の整備

1 浸水想定における避難確保措置

市は、近畿地方整備局福井河川国道事務所、県、ライフライン事業者、鉄道事業者などと連携し、複数市町にまたがる河川流域を対象に、それぞれの防災行動を記載したタイムラインの作成に努める。

市は、新たな浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、指定避難所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項を別途定める。また、広報紙、洪水ハザードマップ等を通して、浸水想定区域に指定された区域の住民に対し、指定避難所その他避難確保のための必要事項の周知を図る。

2 避難確保計画の作成指導等

浸水想定区域内に地下街等が建設される場合、所有者、管理者等に国土交通省令に則した避難確保計画の作成を指示し、速やかに計画を公表するよう指導する。

また、これに該当しない特定少数の者が利用する地下空間の所有者、管理者、建設予定者についても、国土交通省の「地下空間における浸水対策ガイドライン」に基づき浸水対策、避難対策の普及を促進する。

第6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責務

浸水想定区域に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育、訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。

また、当該計画に基づき、避難訓練を行わなければならない。

第7 大規模工場等の所有者又は管理者の責務

大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。

また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

第8 親水施設利用者の安全確保

親水施設の管理者は、河川、ダム、ため池等の管理者と連携して、施設の安全性及び利用者の安全確保のため、施設の点検や定期パトロール等の充実を図るとともに、急激な河川等の増水による水難事故を防止するため、平素からの啓発を行い、必要に応じて看板や警報装置等の設置を行う。

<資料編>

- 1－4 保安林の状況
- 1－5 河川一覧(一級河川)
- 1－6 親水施設一覧
- 1－3 1 要配慮者関連施設一覧

第2節 土砂災害予防計画

第1 計画の方針

市は、土砂災害・山地災害対策を推進するとともに、警戒避難体制を強化し、台風、集中豪雨等による土砂災害の防止を図る。

第2 土砂災害対策の推進

荒廃した山地、溪流からの集中豪雨等による土砂災害（土石流災害、がけ崩れ災害、地すべり災害等）から人命、財産を守るため、本節第4による土砂災害警戒区域において、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業を推進する。特に、土砂災害特別警戒区域内に保全人家のある箇所、保全人家の多い箇所、要配慮者関連施設がある箇所を優先する。

1 砂防事業

山地の荒廃、集中豪雨等による土石流、土砂流出災害に対処するため、その危険度の高いもの及び社会福祉施設等で保全の対象となるものについて災害の未然防止を図るよう、国及び県に働きかける。

2 地すべり対策

融雪、大雨、長期降雨等の影響を受け、土地の一部が地下水等に起因して地すべりが発生する危険度の高い地域については「地すべり防止区域」の指定を推進し、順次、地下水の排除施設等、地すべり防止施設の整備を図るよう国及び県に働きかける。

3 急傾斜地崩壊対策

集中豪雨等による崖崩れ災害に対処するため、指定基準を満たす箇所について、「急傾斜地崩壊危険区域」の指定を推進するとともに、崩壊防止施設の整備を土地所有者や関係機関に働きかける。

第3 山地災害対策の推進

山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が、現に発生し又は発生する危険のある森林で、その危害が直接人家又は公共施設に及ぶおそれがある地域について「山地災害危険地区」とし、森林法及び地すべり等防止法、森林の維持造成を通じて、山地災害の未然防止を図るよう県に働きかける。

第4 警戒避難体制の整備

1 土砂災害警戒区域等における計画策定

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに次の項目について計画を定める。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達
- (2) 予報又は警報の発令及び伝達
- (3) 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 土砂災害による被害軽減対策

土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、次の方法で住民に周知するよう努める。

- (1) 平素の防災意識高揚を促す方法
 - ① 土砂災害情報を記載した平面図の作成・公表
 - ② 土砂災害に対して警戒を要する区域であることの明示
 - ③ 過去の土砂災害に関する情報の提供
 - ④ 土砂災害発生のおそれを判断する基準雨量に関する情報の提供
 - ⑤ 土砂災害ハザードマップの作成・配布
 - ⑥ 簡易雨量計や警報装置等の整備
- (2) 緊急時の警戒・避難を促す方法
 - ① インターネット等により雨量情報や土砂災害警戒情報等の収集と提供
 - ② 防災行政無線等を活用した避難情報等の伝達

3 防災パトロール及び点検の実施

危険地区等における災害の未然防止及び被害の軽減を図るため、他の防災関係機関の協力を得て、毎年、梅雨期、台風期の前、融雪期及び豪雨が予想されるときにおける防災パトロールを実施し、危険区域等の点検を行う。

4 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責務

浸水想定区域に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育、訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。

また、当該計画に基づき、避難訓練を行わなければならない。

<資料編>

- 1－7 砂防指定地一覧
- 1－9 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧
- 1－10 崩壊土砂流出危険地区一覧
- 1－11 地すべり危険区域一覧
- 1－12 山腹崩壊危険地区一覧
- 1－31 要配慮者関連施設一覧

第3節 暴風、竜巻等災害予防計画

第1 計画の方針

市は、暴風、竜巻等によって、建物等の倒壊や破損、飛来物による被害を最小にとどめるため、防災関係機関と連携して被害の軽減、防止を図る。

第2 暴風、竜巻等の防災対策

市は、暴風、竜巻等により、公共施設や備品等が倒壊、飛散しないよう平素から対策を講じ、被災した家屋等に使用するビニールシートや土のう等を備蓄するとともに、事業者に対し、建物や付属物、工事現場等の資機材等が倒壊、飛散しないための対策を講じるよう努める。

また、暴風、竜巻等による人的被害や、建物、立木、標識等の物的被害に備え、速やかに救出救助やがれき撤去等の応急対策を実施する体制を整備する。

第3 情報の収集・伝達体制の整備

市は、暴風、竜巻等による災害が発生した場合に、速やかに関係機関と災害情報を共有できるよう、平素から連携体制の整備に努める。

気象庁は、暴風、竜巻等による被害の軽減に資するために、強風注意報、暴風警報、暴風特別警報、竜巻注意情報を発表し、市、県へ伝達するものとする。

また、市、県、関係機関は、竜巻注意情報が発表された場合において、気象情報（気象庁ホームページ、テレビ、ラジオ等）の確認や屋外の変化に注意するなど情報の収集に努める。

第4 住民への普及啓発

暴風、竜巻等による被害を軽減、防止するため、以下の点について、住民に普及、啓発を行う。

（1）被害の予防対策

- ・強風注意報、暴風警報、暴風特別警報、竜巻注意情報等の情報の入手手段（テレビ、ラジオ、ホームページ等）を確認する。
- ・身の回りの屋内外の避難場所、避難方法を確認する。
- ・ガラスの破碎防止対策（飛散防止フィルムを張ること等）を講じる。

（2）暴風、竜巻等への対応（屋内にいる場合）

- ・雨戸、シャッター等を閉める。
- ・ガラス飛散防止のためカーテンを閉める。
- ・建物の中心部等の窓から距離のある場所へ移動する。

（3）暴風、竜巻等への対応（屋外にいる場合）

- ・電柱、街路樹等の付近を避けて、堅固な建物に避難する。

第4節 農業災害予防計画

第1 計画の方針

市は、農用地、農業用施設に対する自然災害による被害を未然に防止または軽減するために、各種事業を促進し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

第2 農地保全事業の推進

1 湛水防除事業

流域の環境変化により、湛水被害のおそれのある地域においてこれを防止するため、水門、排水路等の新設、改修を促進する。

2 ため池等整備事業

農業用ため池の老朽化による決壊を防止するため、堤体の補強その他必要な管理施設の新設、改修を促進する。

3 用排水施設整備事業

自然的・社会的環境の変化に伴い、効果の低下した用排水施設の機能回復を図るため、水門、排水路の新設、改修を促進する。

4 土砂崩壊防止事業

土砂崩壊の危険の生じた箇所において災害を防止するため、擁壁、土砂溜堰堤、水路の新設、改修を促進する。

第3 防災営農対策の推進

各種災害による農作物等の被害（病虫害を含む。）の減少を図る防災営農を推進するため、早期の段階から関係機関との連携を密にし、防災営農指導体制の確立及び気象条件に対応した防災営農技術の確立と普及を図る。

<資料編>

1－13 農業用ため池一覧

1－14 農業関係一覧

第2章 災害の応急対策

第1節 防災気象計画

第1 計画の方針

福井地方気象台等は、暴風、豪雨、豪雪、洪水等の異常気象又は大規模火災等による災害を未然に防止し、又はその被害を軽減するため、特別警報、警報、注意報等の発表又は伝達を行う。

第2 福井地方気象台の発表する特別警報、警報、注意報等

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直観的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

2 特別警報、警報、注意報の概要

福井地方気象台は、気象現象等で災害の発生のおそれがあると予想される場合、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、特別警報、警報、注意報を発表する。

なお、福井県予報区における大野市の一次細分区域は「嶺北」であり、二次細分区域は「奥越」に該当する。

大雨、強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのある場合には「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのある場合には「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

3 特別警報、警報、注意報の種類と発表基準

特別警報、警報、注意報の種類及び発表基準は、以下のとおりである。

種類				発表基準
特別警報	一般の利用に適合するもの	気象特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
			大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
			大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想されたときに発表される。
			暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想されたときに発表される。

種類			発表基準
警報	一般の利用に適合するもの	気象警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【具体的な条件】 ・平均風速が陸上で 20m/s 以上と予想される場合
			大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明示される。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 【具体的な条件】 ・表面雨量指数（※1）が基準以上と予想される場合（別表2） ・土壌雨量指数（※2）が基準以上と予想される場合（別表 2）
			暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 【具体的な条件】 ・雪を伴い平均風速が陸上で 20m/s 以上と予想される場合
			大雪によって重大な災害の起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 【具体的な条件】 ・奥越（大野市、勝山市）の山地における 12 時間の降雪量が 45cm 以上と予想される場合
		洪水警報	洪水警報 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 【具体的な条件】 ・表面雨量指数（※1）と流域雨量指数（※3）が共に基準以上と予想される場合（別表3） ・指定河川洪水予報による基準（別表3）
	水防活動に適合するもの（※4）	水防活動用気象警報	大雨特別警報又は大雨警報 一般の利用に適合する大雨特別警報、大雨警報に同じ。
		水防活動用洪水警報	洪水警報 一般の利用に適合する洪水警報に同じ。

種類			発表基準
注意報	一般の利用に適合するもの	気象注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【具体的な条件】 ・平均風速が陸上で 12m/s 以上と予想される場合
			大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。 【具体的な条件】 ・表面雨量指数（※1）が基準以上と予想される場合（別表 4） ・土壌雨量指数（※2）が基準以上と予想される場合（別表 4）
			落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨の注意についても雷注意報で呼びかけられる。
			空気の乾燥により災害が発生すると予想されたときに発表される。 【具体的な条件】 ・福井地方気象台の値で、実効湿度が 65% 以下、最小湿度が 30% 以下になると予想される場合
			濃い霧により災害が発生するおそれがあるときに発表される。 【具体的な条件】 ・濃霧によって視程が陸上で 100m 以下になると予想される場合
			霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【具体的な条件】 ・早霜や晩霜等により農作物への被害が起こるおそれがあり、最低気温が 3℃ 以下と予想される場合
			低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【具体的な条件】 ・低温のために農作物に著しい被害が発生するおそれがあるときや、冬季の水道管凍結、破裂により著しい被害の発生するおそれがあるときで、7～8 月の日平均気温が平年値より 3℃ 以上低い日が 3 日以上継続すると予想される場合、又は、12～3 月の日最低気温が平野部で -5℃ 以下、山沿いで -10℃ 以下と予想される場合

種類			発表基準	
注意報	一般の利用に適合するもの	気象注意報	風雪注意報	風雪によって災害の起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 【具体的な条件】 ・雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上と予想される場合
			大雪注意報	大雪によって災害の起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 【具体的な条件】 ・奥越（大野市、勝山市）の山地における 12 時間の降雪量が 25cm 以上と予想される場合
			なだれ注意報	なだれによって災害の起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 【具体的な条件】 ・降雪の深さが 50 cm 以上、積雪が 100 cm 以上であって、最高気温が 10℃ 以上になると予想される場合
			着氷(雪)注意報	着氷、着雪によって災害のおそれがあると予想されたときに発表される。 【具体的な条件】 ・着氷、着雪が著しく通信線や送電線等に被害が起るおそれがあると予想される場合
			融雪注意報	融雪によって災害の起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 【具体的な条件】 ・積雪地域の日平均気温が 12℃ 以上と予想される場合又は積雪地域の日平均気温が 10℃ 以上かつ日雨量が 20 mm 以上と予想される場合
		洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。 【具体的な条件】 ・表面雨量指数（※1）と流域雨量指数（※3）が共に基準以上と予想される場合（別表 5） ・指定河川洪水予報による基準（別表 5）
	水防活動の活用（※4）に適合するもの	水防活動用気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報に同じ。
		水防活動用洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報に同じ。

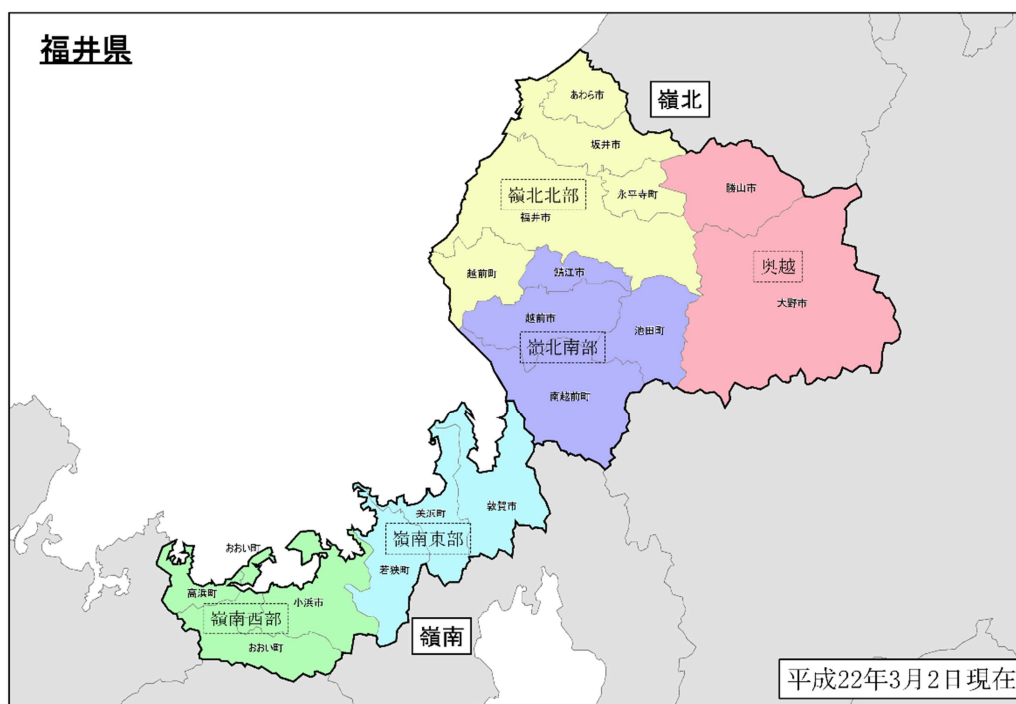
（注）1. 特別警報発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。（別表 1）

2. 警報・注意報の発表基準に記載した数値は、福井県における過去の災害頻度と気象条件との関

係を調査したものであり、気象要素によって災害を予想する際の目安である。なお、大地震が発生した場合に設定する大雨警報（土砂災害）・注意報の暫定基準は、震度5強を観測した市町は土壌雨量指数基準を通常の8割とし、震度6弱以上を観測した市町は土壌雨量指数基準を通常の7割とする。

3. 特別警報、警報及び注意報はその種類に係らず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表される時には、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報、警報に切り替えられる。
 4. 注意報、警報については、その防災効果を高めるため、気象特性、災害特性、及び地理的特性等により地域細分（行政区画により調整）し、必要に応じて可能な限り細分した地域を示して行う。
- ※1 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。
- ※2 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。
- ※3 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。
- ※4 水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

特別警報、警報、注意報や天気予報の発表区域



4 気象情報

気象の予報等について、特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

- ・ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（嶺北、嶺南）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（福井県）で発表される。大雨に関して、〔高〕または〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

- ・ 全般気象情報、北陸地方気象情報、福井県気象情報

気象の予報等について、特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する福井県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

- ・ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町の長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、県と福井気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

- ・ 記録的短時間大雨情報

県内で、大雨警報発表中に、危険度分布の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したとき（1時間雨量80mm以上）に、福井県気象情報の一種として発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるよう猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、危険度分布で確認する必要がある。

- ・ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加し

た情報が天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

- ・指定河川洪水予報

河川の増水やはん濫等に対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。

- ・火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに福井地方気象台が県知事に対して通報し、市町に伝達される。

- ・災害時気象支援資料

福井地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

第3 気象情報の伝達

1 気象特別警報・警報・注意報の伝達

災害予防のための気象情報の伝達は、県から防災行政無線を用いた情報（福井地方気象台から通知された事項等）及び西日本電信電話㈱又は東日本電信電話㈱から電話回線を用いた情報（福井地方気象台から通知された気象警報等）による。

なお、特別警報、警報、注意報の伝達経路は別表6に示すとおりであり、特に暴風、暴風雪、大雨、洪水等の特別警報、警報は、住民等への周知を図る。

2 住民への周知

必要に応じて、予想される事態とそれに対してとるべき措置を防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、広報車、防災メール等を利用して住民に予警報を伝達する。特別警報が発表された場合には、市は県から通知された事項を、可能な限り多くの手段を用いて、直ちに住民等に周知する。

また、状況に応じて自主防災組織や社会福祉協議会と連携し、要配慮者に配慮した広報を行う。

（別表1）気象特別警報の指標

要因	指標
雨 (土砂災害)	過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨（1時間に概ね30ミリ以上の雨）がさらに降り続くと予想される場合

雨 (浸水害)	①48 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値を超過した 5km 格子が、ともに府県程度の広がり範囲内で 50 格子以上出現すると予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合 ②3 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値を超過し、5km 格子が、ともに府県程度の広がり範囲内で 10 格子以上出現する（ただし、3 時間降水量が 150mm を超える格子のみをカウント対象とする）と予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合
台風等	「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下、風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合
雪	府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

雨に関する大野市の 50 年に一度の値一覧

48 時間降水量 (mm)	3 時間降水量 (mm)	土壌雨量指数
393	127	241

- (注) 1. 50 年に一度の値は、各市町にかかる 5 km 格子の 50 年に一度の値の平均値をとったものである。
 2. 50 年に一度の値は、統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。
 3. 特別警報は、府県程度の広がり度で 50 年に一度の値となる現象を対象。個々の市町で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

雪に関する各地の 50 年に一度の値一覧

地点	積雪深さ (cm)
大野	238
九頭竜	325

- (注) 1. 50 年に一度の値は過去の観測データから推定した値。
 2. 特別警報は、府県程度の広がり度で 50 年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

(別表 2) 大雨警報基準

二次細分区域	市町村	表面雨量指数	土壌雨量指数基準
奥越	大野市	14	108
	勝山市	11	105

(別表 3) 洪水警報基準

二次細分区域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準
奥越	大野市	赤根川流域=11.1 石徹白川流域=25.7 清滝川流域=14.4 木瓜川流域=5.3	—
	勝山市	九頭竜川流域=64.1 岩屋川流域=10.9 皿川流域=11.7 滝波川流域=16.4 暮見川流域=6.9	浄土寺川流域 =(6, 7.2) 大蓮寺川流域 =(6, 4.6)

		浄土寺川流域=8 淀川流域=5.1 大蓮寺川流域=4.6	
--	--	------------------------------------	--

※表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表 4) 大雨注意報基準

二次細分区域	市町村	表面雨量指数	土壌雨量指数基準
奥越	大野市	9	84
	勝山市	7	81

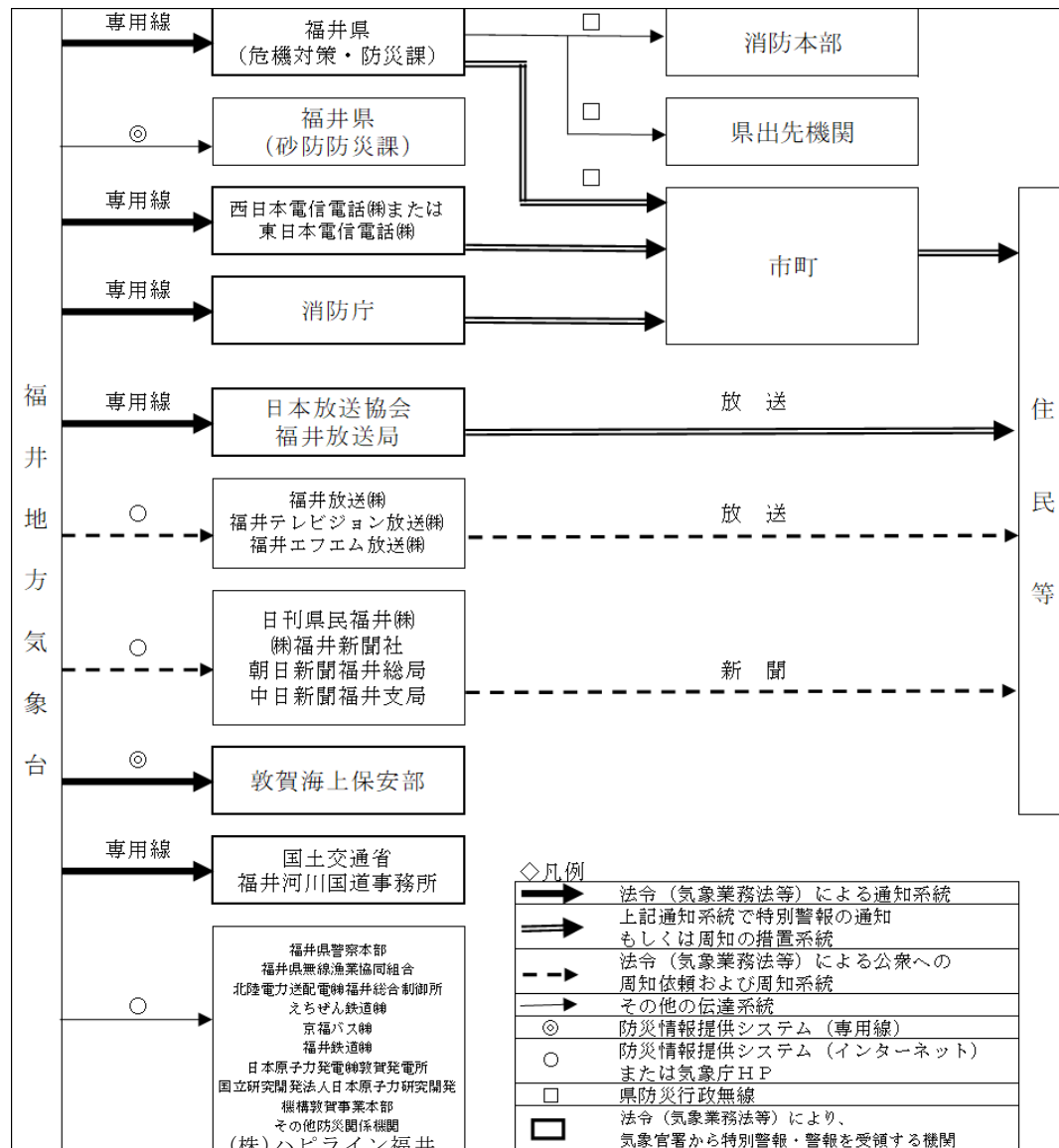
(別表 5) 洪水注意報基準

二次細分区域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準
奥越	大野市	赤根川流域=8.8 石徹白川流域=20.8 清滝川流域=11.5 木瓜川流域=4.2	木瓜川流域 =(5, 4.2)
	勝山市	九頭竜川流域=51.2 岩屋川流域=8.7 皿川流域=9.3 滝波川流域=13.1 暮見川流域=5.5 浄土寺川流域=6.4 淀川流域=4 大蓮寺川流域=3.6	浄土寺川流域 =(6, 5.1) 大蓮寺川流域 =(6, 3.6)

大雨及び洪水警報・注意報基準の見方

- (1) 土壌雨量指数基準値は1km四方ごとに設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市内における基準値の最低を値示す。

〔別表6〕 気象特別警報、警報、注意報の伝達先及び伝達系統



第4 避難指示等の助言

市は避難指示等の発令に際し、必要な場合は福井地方気象台に助言を求める。

第5 水防と河川管理等の連携

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国、県および市が組織する「九頭竜川・北川大規模氾濫減災協議会」「福井県管理河川減災対策協議会」「九頭竜川流域治水協議会」「福井県二級水系流域治水協議会」を活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

第2節 水防計画

第1 計画の方針

市は、水防法及び県水防計画に基づき、洪水による水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減することで公共の安全を保持する。

なお、具体的実施計画は、水防法第32条に基づく「大野市水防計画」で定める。

第2 水防区域

この計画は、水災のおそれがあると認められる下記の河川その他必要な河川等と認められるものにつき運用する。

- (1) 水防警報河川（知事が水防法第16条に基づき警報を行う河川）

赤根川、清滝川

- (2) 県管理河川

九頭竜川、真名川（九頭竜ダム、真名川ダム区域は国管理）、打波川、旅塚川、日詰川、内川、堂動川、木瓜川、石徹白川、大納川他33河川

- (3) 市管理河川

善導寺川、尾永見川その他一般河川

- (4) 水災のおそれのある危険区域（次表のとおり）

重要水防区域一覧表

県奥越土木事務所調べ

河川名	延長（m）	区域	重要度		摘要
			A	B	
赤根川	8,400	太田堰 ～飯降谷川合流点	右 4,200 左 4,200	—	堤防断面
清滝川	5,200	市道中津川南新在家線 「新在家橋」 ～県道大野勝山線 「駅東大橋」	右 2,600 左 2,600	—	水衝・洗掘
日詰川	1,400	J R 越美北線日詰川鉄橋 ～国道158号「花山橋」 から上流100m	右 700 左 700	—	堤防断面

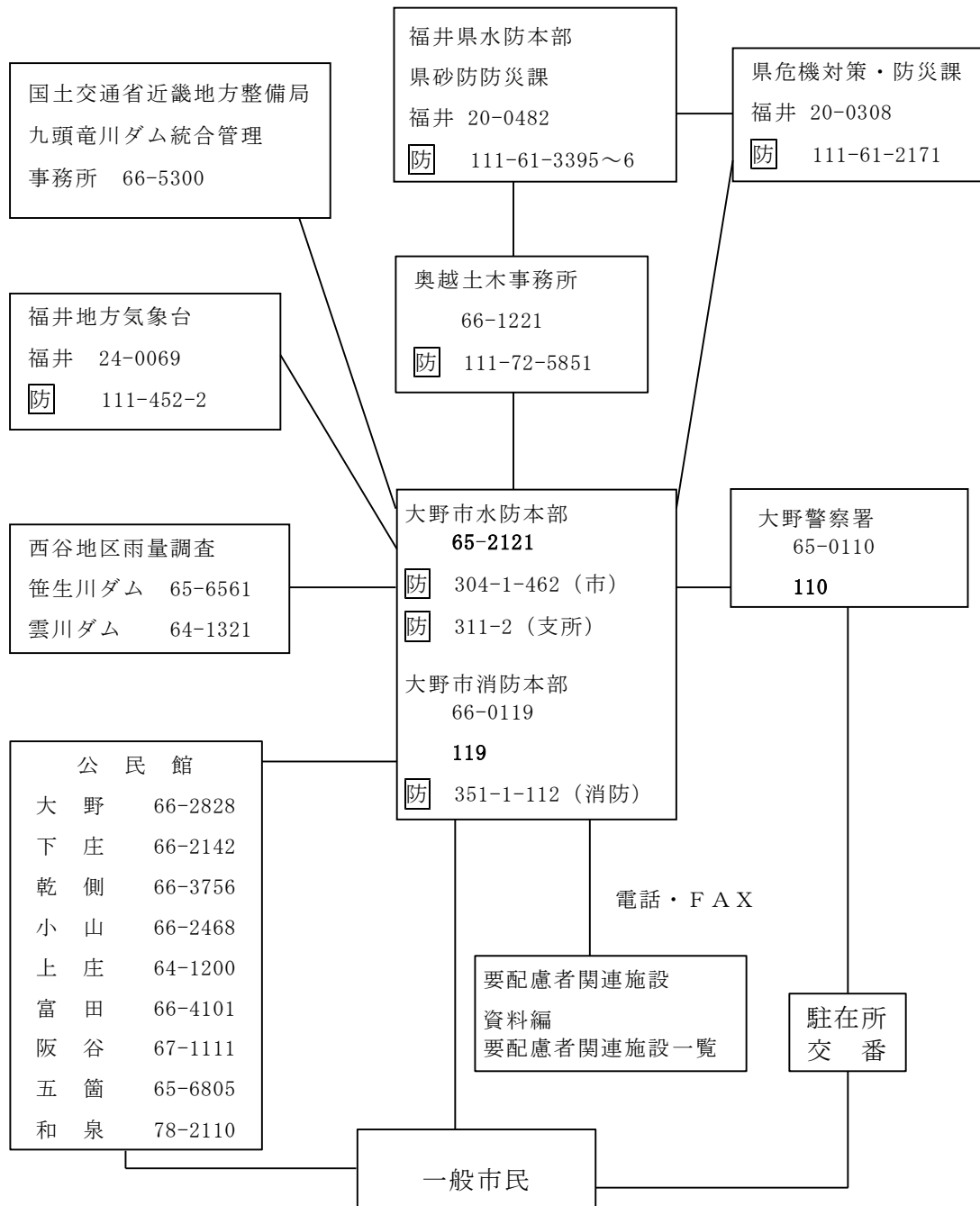
第3 水防本部の機構

市長は、水防法第11条に基づく洪水予報又は第16条に基づく水防警報を受け、かつ、市において水害が予想される場合は、市に水防本部を設置して事務を処理する。水防本部の組織は、大野市災害対策本部に準ずる。ただし、大野市災害対策本部設置後は、本計画に基づき運営する。

第4 水防機構

水防本部は、水防活動に関する気象若しくは洪水の注意報若しくは警報又は知事からの水防警報を受けたときは、直ちに水防通信連絡系統により関係者に周知する。

〔水防通信連絡系統図〕



*防は福井県防災行政無線を表す。

雨量、水位の通報

水防本部は、気象状況により相当の降雨があると予想される場合は、関係機関と連絡を密にし、雨量、水位等の状況を把握する。

1 主要水位観測通報箇所

河川名	観測地点	水防団待機水位 (通報水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険水位 (危険水位)	観測通報者
九頭竜川	松丸	300cm	400cm	—	500cm	—
真名川						
	井ノ口	300cm	400cm	—	500cm	—
清滝川	新在家	120cm	150cm	200cm	280cm	奥越土木事務所
赤根川	大橋	190cm	220cm	250cm	300cm	奥越土木事務所
石徹白川	貝皿	140cm	300cm	—	500cm	—

避難判断水位（特別警戒水位）は、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であって、その水位に到達したときは水防管理者及び量水標管理者に通知され一般に周知される。

2 主要雨量観測所

観測所名	所在地	管理者及び観測者	連絡先
大野	大野市 93 字蛇塚ノ四 20	福井地方気象台 (アメダス)	0776-24-0009
九頭竜	大野市貝皿 18 字 15-14	福井地方気象台 (アメダス)	0776-24-0009
—	大野市天神町 7-14	消防本部	66-0119
奥越土木	大野市友江 11-14	県奥越土木事務所	66-1221
下山	大野市下山	県奥越土木事務所	66-1221
下黒谷	大野市下黒谷	県奥越土木事務所	66-1221
小黒見	大野市堂嶋	県奥越土木事務所	66-1221
朝日前坂	大野市朝日前坂	県奥越土木事務所	66-1221
上大納	大野市上大納	県奥越土木事務所	66-1221
大野	大野市中野	九頭竜川ダム統合管理 事務所	66-5300
真名川ダム	下若生子	九頭竜川ダム統合管理 事務所	66-5300
長野	大野市長野	九頭竜川ダム統合管理 事務所	66-5300
勝原	大野市西勝原	九頭竜川ダム統合管理 事務所	0776-35-2661

第5 水防活動

1 水防体制

市長又は消防機関の長は、水防活動が必要と推定される場合又は区域内の河川が水防団待機水位（通報水位）に達し、出動が予測されるとき若しくははん濫注意水位（警戒水位）に達したときは、大野市水防計画に定められた配備基準により水防体制に入る。

なお、水防本部を設けずに水防体制に入った場合もこの計画に準じて行う。また、市長は、災害の状況によりこれらの配備体制では対処できないと判断したときは、直ちに水防本部を災害対策本部に切り替える。

配備体制	内 容
準備体制	少人数で情報収集と連絡活動を行い、事態の推移により直ちに招集その他の活動ができる体制
警戒体制	水防事態が発生した場合、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制（危険箇所の巡視など）
非常体制	所属人員の全員をもって水防活動に当たる完全な体制

2 水防資機材

水防倉庫に、水防に必要な資機材を備蓄し、適時点検を行わなければならない。また、資機材の使用又は損傷により不足を生じた場合は、速やかに補充しておく。

<資料編>

2－8 大野市水防協議会設置条例

第3節 土砂災害応急対策計画

第1 計画の方針

市は、土砂災害に警戒するとともに、災害の発生した場合又は発生するおそれがある場合は速やかな対策を実施する。

第2 災害原因情報の収集・伝達

市及び防災機関は、第Ⅱ編第1章第1節「水害予防計画」及び第Ⅰ編第6章第5節「通信運用、情報収集伝達計画」を活用し、緊密な連携のもとに災害情報の収集に努めるものとし、特に大雨注意報、警報、特別警報の伝達周知については、各危険地域を所管する防災関係機関に徹底を図る。

1 前兆現象（異常気象）の把握

市及び関係機関は、所管する各危険地域のパトロールを実施して、前兆現象の把握に努める。

2 降雨状況の把握

市及び関係機関は、各危険地域の雨量測定を実施する。

第3 警戒体制の確立

県より提供される土砂災害危険度情報（土砂災害発生の危険度等）を活用し、警戒体制を確立する。

第4 避難活動

1 避難の指示

（1）市長

市長は、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その他災害の拡大防止のため、必要があると認めるときは、速やかに当該危険地域の住民に対して避難のための立退きを指示する。

（2）警察官

警察官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長からの要求があったときは、関係住民に対し避難のための立退きを指示する。

（3）避難の指示を行った者は、防災関係機関へ通知する。

2 関係住民への周知徹底

市長が避難の指示を行う場合は、関係住民に次の事項について、明確な指示を与え周知徹底を図る。また、要配慮者にも配慮し周知徹底を図る。

- 避難指示の実施者
- 避難指示の理由
- 対象となる地域（地区名等）
- 避難先、避難経路等
- その他注意事項

3 避難者の誘導

市長は、自主防災組織等の責任者の協力を得て、避難経路の安全を確認し、あらかじめ定められた避難計画にそって避難地に誘導する。地域住民は地域の避難行動要支援者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援を行うものとする。

4 指定避難所の開設

- (1) 指定避難所は危険地域ごとに安全な場所を選定し開設する。
- (2) 指定避難所を開設したときは、直ちに次の事項を県に報告する。
 - ① 災害発生場所、危険地域名
 - ② 指定避難所開設の日時及び場所
 - ③ 避難状況と避難人員
 - ④ 開設期間の見込み

第5 救助活動

1 市及び消防機関

市及び消防機関は、土砂災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、直ちに救助活動を実施する。また、救助に従事する者が活動中に二次災害の被害に遭うことがない様、安全の確保に十分留意する。

2 大野警察署

大野警察署は、土砂災害が発生した場合は、市その他の関係機関と連携し、死傷者及び要救出者の確認とその救助活動に当たるとともに、第二次崩壊の発生等災害の拡大防止に必要な警戒警備、交通規制等の所要な措置をとる。

第6 災害応急対策

市及び消防機関は、土砂災害による災害が発生した場合は、速やかに災害応急対策を行う。

第4節 暴風、竜巻等災害応急対策計画

第1 計画の方針

市は、暴風、竜巻等による被害を最小にとどめるため、防災関係機関と連携して災害が発生した場合に迅速かつ適切な応急対策を実施する。

第2 災害情報の収集・伝達

第Ⅱ編第2章第1節「風水害・土砂災害に関する気象情報」及び第Ⅰ編第6章第5節「通信運用、情報収集伝達計画」を活用し、緊密な連携のもとに災害情報の収集に努める。

また、強風注意報、暴風警報、竜巻注意情報等の伝達周知について、防災関係機関に徹底を図る。

第3 住民の安全確保

住民は、実際に暴風、竜巻等により、危険が間近に迫ったときは、直ちに安全な場所へ避難するなどし、安全を確保する。

第4 災害応急対策の実施

市及び防災関係機関は、暴風、竜巻等による災害が発生した場合は、速やかに災害応急対策を行う。

Ⅲ. 地震災害編

第1章 災害の予防計画

第1節 市街地防災化計画

第1 計画の方針

建築物の不燃化、都市空間の確保と整備、市街地再開発事業、土地区画整理事業等により過密化した都市環境の整備及び防災対策改善を図る。

第2 市街地防災化計画

1 市街地防災構造化対策の推進

市は、国の「防災都市づくり計画策定指針」に従い、「防災都市づくり計画」の策定を検討する。

2 建築物不燃化の推進

防火・準防火地域の指定拡大や建築物の不燃化の推進等により、災害時の被害防止に努める。

(1) 防火・準防火地域の拡大

商業地域等については、準防火地域に指定済であるが、その周辺及び木造住宅が密集する地域で不燃化を必要とする場合は、準防火地域の指定を推進する。

第3 防災空間の整備

都市公園、幹線道路等の整備を進め、災害時における指定避難所・避難路の確保、火災の延焼防止、救護活動の円滑な実施を図る。

1 都市公園の整備

災害時における指定避難所又は防火帯の用に供する都市公園の整備を図る。

2 幹線道路の整備

(1) 幹線道路の整備に当たっては、災害時の緊急輸送路、避難路としての機能を有するような道路構造の質的改善、道路幅員等の検討を行う。

(2) 災害時に避難路として利用するための歩道幅員拡大等を行い、火災の延焼防止に役立つ道路整備を推進する。

(3) 幹線以外の道路については、幹線道路と有機的に連携させ、指定避難所へ円滑に避難できるよう計画調整を図り、その整備を推進する。

<資料編>

1-26 道路一覧

第2節 建築物災害予防計画

第1 計画の方針

市は、建築物の災害予防及び市街地の防災化を図る。

第2 建築物災害予防計画

市は、「大野市建築物耐震改修促進計画」に基づき、同計画上の目標を達成するため必要な施策を講じる。

1 公共建築物

(1) 防災上重要な建築物（以下、重要施設）

市は、県と協力して、所管施設の中から、災害応急対策上の重要性、有効性、地域特性等を考慮して、重要施設の指定を推進する。これらの建築物については耐震調査を実施しており、重要度又は必要度の高い施設（学校等）については耐震化が完了している。その他の施設についても計画的に耐震補強等の改修を実施する。また、市は長期停電に備え、非常用発電機を整備し、72時間外部からの供給なしで稼働できるよう、あらかじめ燃料を備蓄する等、電力の確保に努める。

【市における重要施設】

- ① 災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる診療所、学校、社会福祉施設
- ② 災害時に避難誘導、情報伝達、救助等の防災業務の中心となる消防署、公民館等の出先機関

(2) その他の建築物

重要施設以外の建築物については、施設管理者としての責務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の趣旨に基づき、計画的に耐震診断を行い、その結果に応じて耐震補強等の改修を実施する。

(3) 天井材等の非構造部材等の安全対策

市は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策や、エレベータにおける閉じ込め防止等を図る。

2 一般建築物

(1) 既存建築物の耐震性の向上

市は、「大野市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断・補強工事による耐震化の促進に努める。特に病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物のうち大規模なものや、市が指定する防災上重要な避難路の沿道建築物について耐震化を促進する。

(2) 新築建築物の建築制限

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条の規定等により県が指定土砂災害警戒区域等を住民に周知するとともに、必要に応じて建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条の規定により災害危険区域を指定し、住宅の建築制限を行う。

3 その他の構造物

(1) ブロック塀の倒壊防止対策

① ブロック塀築造に対する指導

市は、県と協力して、ブロック塀を新設又は改修しようとする者に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

② 既存ブロック塀に対する改修指導

市は、建築物耐震改修促進計画に基づき、県と協力して、通学路等を中心にブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努めるとともに、危険性の高いブロック塀については、除却の促進に努める。

③ 市民に対する知識の普及

市は、県と協力して、広報紙等を活用してブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及等に努める。

(2) 家具等の転倒防止対策

市は、住宅、事務所等の建築物内に設置されている家具等の地震時における転倒・移動による被害を防止するため、その適正な対策、転倒防止方法等についてパンフレットを市民に配布し、普及啓発を図るとともに、適切な指導助言等を行うなど、家具等の耐震安全性の確保に努める。

(3) 空家等の対策

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第3 応急危険度判定体制

1 応急危険度判定士の養成

市は、建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、県と連携し、県に登録している市内の応急危険度判定士に判定士養成講習会等への参加協力を求めるなど、判定士の知識や技術の向上に努める。

2 応急危険度判定体制の整備

市は、県と協力して、ボランティアとしての活動体制も含め、応急危険度判定活動が災害時に迅速かつ的確に行えるよう体制を整える。

第4 防災集団移転推進事業及びがけ地近接等危険住宅移転事業

1 防災集団移転推進事業

市又は県は、豪雨、洪水その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法第39条の規定により指定された区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進する。

2 がけ地近接等危険住宅移転事業

市は、がけ地の崩壊、土石流等により、住民の生命に危険が及ぶおそれのある区域内の危険住宅の移転を促進する。

第2章 災害の応急対策

第1節 防災気象計画

第1 計画の方針

市及び関係機関は、災害に関する各種の情報収集及び伝達がより迅速かつ正確に行える体制を整える。

第2 地震に関する情報の種類と内容

福井地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、県や市町、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、余震の状況等）の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

（1）緊急地震速報

① 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。福井地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

② 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到着に間に合わない場合がある。

(2) 地震情報の種類とその内容

<地震情報の種類と発表基準・内容>

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 なお、震度5弱以上と考える地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

	で規模の大きな地震を観測した場合	
--	------------------	--

第3 災害に関する情報の収集及び伝達

1 実施体制

被害規模を早期に把握するために情報の積極的な収集ができるよう災害情報収集伝達体制の確立に努める。

また、「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、隣接被災市町における被災状況等の情報収集に積極的に努め、収集した情報を県に対して速やかに報告する。

2 情報収集

発生した災害又は発生するおそれのある災害に関する情報は、細大もらさず収集するよう努めなければならないが、おおむね次の事項について情報収集に当たる。

- (1) 火災の発生の状況
- (2) 建物の倒壊状況
- (3) 死者、負傷者の人的被害の発生状況
- (4) 電気・水道等の被害状況
- (5) 道路、橋梁の被害状況
- (6) 住民の動向
- (7) その他必要な情報

3 情報伝達

収集した情報は、必要に応じて速やかに広報するものとし、広報計画は第Ⅰ編6章第7節の「広報計画」に定めるとおりとする。また、市及び各防災関係機関は、各種情報の収集について十分に連絡調整を行い、災害応急対策が円滑に実施できるように協力する。

4 調査方法

被害の状況調査は、「大野市被害状況調査及び報告要領」に基づいて行うものとし、市民の生命及び財産に関する事項並びに市の管理する施設について、各班、現地災害対策本部が調査し行政経営部（総務班）が集計する。

- (1) 被害の程度の調査に当たっては、各班、現地災害対策本部の連絡を密にして、相違や重複のある被害状況については調整する。
- (2) 被災世帯人員等については、現地調査のみではなく住民登録等の諸記録とも照合し、その正誤を確認しなければならない。
- (3) 全壊・半壊等により死者及び負傷者が出た場合は、その氏名、住所及び年齢等を速やかに確認する。

5 参集途上職員の情報収集

参集途上にある職員は、周囲の被災状況を把握し、参集後所属班長に報告し、各部は、職員の報告内容を地域づくり部（本部班）に報告する。

6 情報の優先順位

情報収集及び通報は、人的被害及び住家被害に関連あるものを優先する。

7 収集すべき情報項目及び情報収集源

（１） 発災段階（地震発生直後における情報項目及び収集源）

情報項目	情報の内容	収集源
発災情報	・火災発生状況 ・建物の倒壊状況 ・工場、化学施設内の発災状況 ・発災による物的、人的被害に関する情報 ・ライフラインの被災状況 ・交通機関、道路の被災状況 ・ダム、河川堤防の被災状況	市、消防機関、住民、各施設管理者、各ライフライン関係機関、各交通機関、道路管理者
住民の避難状況	・避難実施状況	避難所管理者、住民

（２） 復旧段階（災害復旧段階における情報項目及び収集源）

情報項目	情報の内容	収集源
全体的な被害状況	・所定の様式に基づく物的、人的被害の確定値	市各部
住民の避難に関する状況	・指定避難所周辺の状況、開設された指定避難所名、収容人員等	避難所管理者
ライフライン等の復旧見通し	・各ライフラインの復旧状況 ・各交通機関、道路の被災状況	各ライフライン関係機関、各交通機関、道路管理者
各関係機関の応急復旧対策の実施状況	・応急復旧工事等の進捗状況 ・食料物資等の調達支給状況 ・環境対策情報等	各防災関係機関

第4 区長との協力

災害時に区長との連絡体制を密にし、被害情報の収集及び伝達等に関する協力を得る。また、区長は区内の被害情報の収集と集約に努め、人的被害及び住家被害に関連あるものを優先して市に通報する。

第5 異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見したものは、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報し、市長は速やかに県及び福井地方気象台その他関係機関に通報する。

1 市長が通報すべき事項

- (1) 異常な河川水位等があったとき。
- (2) 震度4以上の地震があったとき。
- (3) 頻発地震（数日にわたり頻繁に感じる地震）があったとき。

2 福井地方気象台への通報方法

原則として、加入電話（0776-24-0009）又はFAX（0776-24-1252）により行う。

第6 県への報告

被害状況報告は、災害対策基本法第53条の規定に基づき、「火災・災害等即報要領」に基づき、知事に対して行う。このほか、他の防災関係法令の規定により関係行政機関等に報告する詳細なものについては、それぞれの定められた要領により報告する。

1 報告の責任者

災害報告責任者は、災害対策本部地域づくり部長とし、災害対策本部が設置されていない場合は、防災防犯課長とする。

2 報告の基準

被害状況報告に当たっては、おおむね次に掲げる事項に該当する場合に報告する。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 市が災害対策連絡室又は災害対策本部を設置したとき
- (3) 災害が2市町以上にまたがるもので、本市における被害は軽微であっても全県的に見た場合同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対し、国・県の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後(1)～(4)の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- (6) その他災害の状況及びそれぞれが及ぼす社会的影響から見て、報告する必要があると認められるもの
- (7) 注意報・警報が発表された場合において発生し、上記基準に該当しないもの

3 報告の種類

災害状況報告の種類は、次のとおりとする。

(1) 災害即報

災害を覚知したとき、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で行う。

(2) 災害確定報告

応急対策終了後 10 日以内に行う。

(3) 災害年報

毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害状況について、翌年の 4 月 1 日現在で明らかになったものを 4 月 15 日までに報告する。

なお、災害即報については、地震が発生し、市域で震度 5 強以上を記録したときは、第一報を県に対してだけでなく、国（総務省消防庁）に対しても、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告するものとし、更に要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き、国（総務省消防庁）に対して行う。

4 報告の方法及び報告先

県に対して、災害即報は災害の概況・被害の状況及び応急対策の状況を県防災行政無線又は一般加入電話により報告するものとし、災害確定報告及び災害年報は被害状況の詳細について文書で報告する。

IV. 雪害編

第1章 災害の予防計画

第1節 雪害予防計画

第1 計画の方針

市は、雪に強いまちづくりを推進し、積雪による災害の防止を図る。

第2 施設、設備の耐雪整備対策

関係機関は、平素から積雪に対処するため、次の事項について耐雪強化を図る。

1 道路、鉄道の耐雪強化

(1) なだれ防止柵、防止林等の整備

関係機関は、なだれ発生危険箇所を事前に把握するとともに、必要ななだれ防止設備等の整備に努める。

(2) 道路拡幅等の整備

道路管理者は、機械力による除雪を効率的に行える幅員を持つ道路を整備するとともに、流雪溝等の整備に努める。

(3) 除雪機械等の整備

道路管理者は、小型除雪車を増強し、歩道除雪体制の整備に努める。

2 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

市は、県と協力し、地震時も含め、屋根雪荷重による家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進し、地域が一体となった雪に強い住宅づくりを促進する。

(2) 屋根雪下ろしの奨励

屋根雪荷重による家屋倒壊を防止するため、早期の屋根雪下ろしを奨励し、広報活動を実施する。

(3) 住民参加型除排雪方法の確立

住民との対話により相互に知恵を出し合いながら、各地域の実情に即し、住民も参加できる除排雪方法を確立する。

(4) 積雪時の指定緊急避難場所、避難路の確保

市は、県と協力して、積雪時において地震が発生した場合においても住民が円滑に避難することができるよう、指定緊急避難場所・避難路等の確保に十分配慮する。

① 建物周辺にオープンスペースを確保する。

② 雪を考慮した建築物の配置を図る。

③ 載雪型建築の普及を図る。

④ 積雪、堆雪に配慮した体系的な避難路を整備する。

⑤ 積雪時における避難誘導等設備の除排雪等に留意し、その確保に努める。

第3 降雪期前の対策

降雪期を前に、関係各機関によるそれぞれの対策をとりまとめた「大野市雪害対策計画」を作成し、相互の連絡調整と総合的かつ計画的な雪害対策の推進を図る。

1 道路除雪計画

- (1) 除雪対策の確立
- (2) 国・県道及び主要幹線市道相互間の除雪計画の調整
- (3) 除雪計画路線の区分及び順位に基づく除雪作業体制の確立

2 消防対策

- (1) 消防施設の保全整備
- (2) 消防水利の確保
- (3) 住民に対する火災予防の徹底

3 福祉対策

- (1) 地域での支援体制の確立
- (2) ひとり暮らし高齢者等除雪必要世帯の事前把握と除雪援助者（実働除雪者）の確保

4 孤立集落対策

- (1) 孤立予想集落の実態把握
- (2) 通信・連絡方法の周知徹底

5 なだれ対策

なだれ危険箇所の監視

6 文教対策

通学時の児童生徒の危険防止

7 その他の対策

- (1) 除雪労務対策
- (2) 電力供給対策
- (3) 電気通信対策
- (4) 通信情報対策
- (5) 雪害対策に関する庁内体制の確立

<資料編>

- 2-3 大野市克雪市民会議設置要綱
- 1-15 消・融・流雪施設箇所一覧（国道を除く）
- 1-16 なだれ危険箇所一覧

第2章 災害の応急対策

第1節 防災気象計画

第1 計画の方針

福井地方気象台等は、豪雪等の異常気象又は大規模火災等による災害を未然に防止し、又はその被害を軽減するため、特別警報、警報、注意報等の発表又は伝達を行う。

第2 福井地方気象台の発表する特別警報、警報、注意報等

福井地方気象台は、気象現象等で災害の発生のおそれがあると予想される場合、気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づき、特別警報、警報、注意報を発表する。

なお、福井県予報区における大野市の一次細分区域は「嶺北」であり、二次細分区域は「奥越」に該当する。

大雨、強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのある場合には「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのある場合には「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。また、特別警報が発表されたときには、その後速やかにその内容を補足するため「顕著な大雪に関する気象情報」が発表されることがある。なお、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

1 雪に関する特別警報、警報、注意報の種類

特別警報、警報、注意報の種類及び発表基準は、以下のとおりである。

種類				発表基準
特別警報	適一般 合すの 利用 のに	気象 特別警報	大雪 特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想されたときに発表される。
			暴風雪 特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想されたときに発表される。

種類				発表基準
警報	一般 の 利用 に 適 合 す る も の	気象警報	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 【具体的な条件】 ・雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上と予想される場合
			大雪警報	大雪によって重大な災害の起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 【具体的な条件】 ・奥越（大野市、勝山市）の山地における12時間の降雪量が45cm以上と予想される場合

種類				発表基準
注意報	一般の利用に適合するもの	気象注意報	風雪注意報	風雪によって災害の起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 【具体的な条件】 ・雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上と予想される場合
			大雪注意報	大雪によって災害の起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 【具体的な条件】 ・奥越（大野市、勝山市）の山地における 12 時間の降雪量が 25cm 以上と予想される場合
			なだれ注意報	なだれによって災害の起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 【具体的な条件】 ・降雪の深さが 50 cm 以上、積雪が 100 cm 以上であって、最高気温が 10℃ 以上になると予想される場合
			着氷(雪)注意報	着氷、着雪によって災害のおそれがあると予想されたときに発表される。 【具体的な条件】 ・着氷、着雪が著しく通信線や送電線等に被害が起こるおそれがあると予想される場合
			融雪注意報	融雪によって災害の起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 【具体的な条件】 ・積雪地域の日平均気温が 12℃ 以上と予想される場合又は積雪地域の日平均気温が 10℃ 以上かつ日雨量が 20 mm 以上と予想される場合

- (注) 1. 特別警報発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。（別表 1）
2. 警報・注意報の発表基準に記載した数値は、福井県における過去の災害頻度と気象条件との関係を調査したものであり、気象要素によって災害を予想する際の目安である。
3. 特別警報、警報及び注意報はその種類に係らず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表される時には、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報、警報に切り替えられる。
4. 注意報、警報については、その防災効果を高めるため、気象特性、災害特性、及び地理的特性等により地域細分（行政区画により調整）し、必要に応じて可能な限り細分した地域を示して行う。

第3 気象情報の伝達

1 気象特別警報・警報・注意報の伝達

災害予防のための気象情報の伝達は、県から防災行政無線を用いた情報（福井地方気象台から通知された事項等）及び西日本電信電話㈱又は東日本電信電話㈱から電話回線を用いた情報（福井地方気象台から通知された気象警報等）による。

なお、特別警報、警報、注意報の伝達経路は別表 2 に示すとおりであり、特に暴風、暴風雪、大雨、洪水等の特別警報、警報は、住民等への周知を図る。

2 住民への周知

必要に応じて、予想される事態とそれに対してとるべき措置を防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、広報車、防災メール、SNS 等を利用して住民に予警報を伝達する。特別警報が発表された場合には、市は県から通知された事項を、可能な限り多くの手段を用いて、直ちに住民等に周知する。

また、状況に応じて自主防災組織や社会福祉協議会と連携し、要配慮者に配慮した広報を行う。

（別表 1）気象特別警報の指標

要因	指標
雪	府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

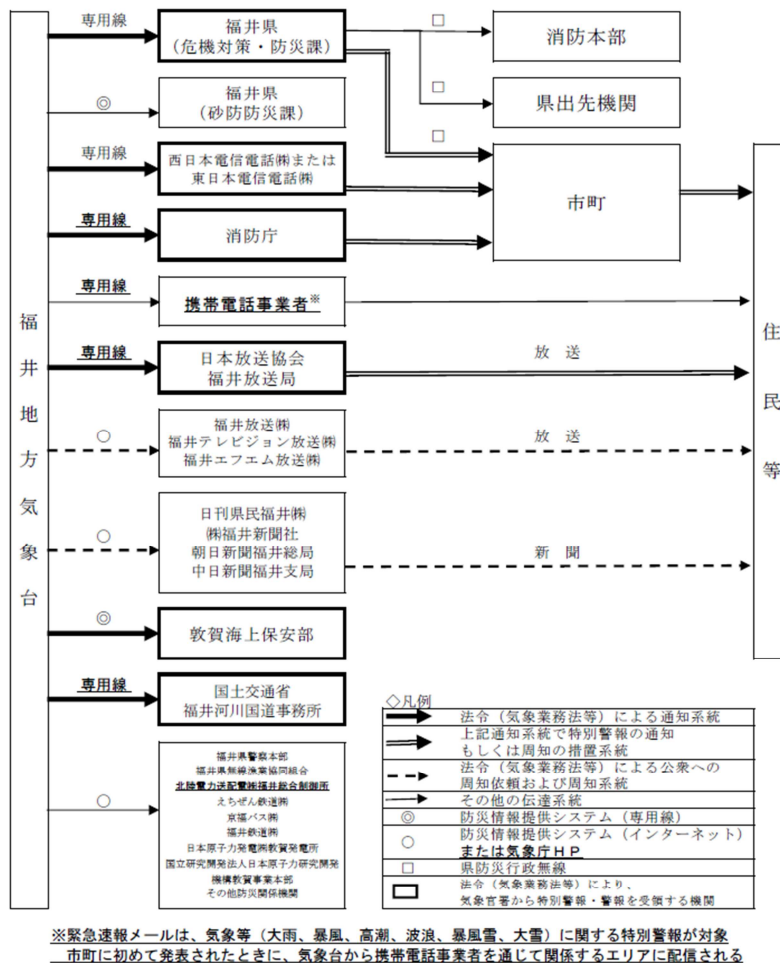
雪に関する各地の 50 年に一度の値一覧

地点	積雪深さ (cm)
大野	241
九頭竜	329

（注）1. 50 年に一度の値は、統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

2. 特別警報は、府県程度の広がり度 50 年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

〔別表 2〕気象特別警報、警報、注意報の伝達先及び伝達系統



第4 避難指示等の助言

市は避難指示等の発令に際し、必要な場合は福井地方気象台に助言を求める。

第2節 雪害対策計画

第1 計画の方針

市は、道路交通と建築物の安全性の確保を図るため、計画的な除排雪を行い、市民生活の安定を図る。なお、具体的実施計画は、「大野市雪害対策計画」で定める。

第2 除排雪計画の基本

1 道路交通

道路交通の確保については、主要幹線道路、バス路線、通勤通学道路、日常生活に欠かせないごみ・し尿収集路線、公共施設連絡道路等、その重要度に応じて、市と県が除雪計画を立て、効率的に除排雪を行う。

2 屋根雪処理と交通の確保

住宅、工場等、敷地内で処理できないものは、一時的に道路を利用し、速やかに流雪溝の利用等により処理するほか、流雪溝のない地区で特に人家が密集している小道路の地区では、機械、人力により運搬、排雪する。

3 雪捨て場

市及び関係機関は河川を主として大規模な雪捨て場を設置するほか、必要に応じ土地所有者の協力を得て、周辺に小規模雪捨て場を設ける。

第3 道路交通対策

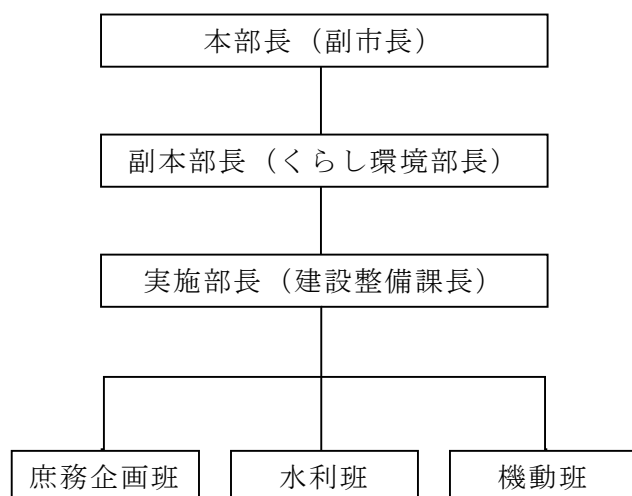
1 除雪機構

(1) 市に除雪対策本部を設け、その機構は次のとおりとする。

除雪対策本部設置期間は「大野市雪害対策計画」で定めるものとし、除雪実施部長は、除雪対策本部長の指示を受け、各班長と緊密な連絡のもとに有効適切な除雪作業を実施する。

除雪業務分担は、積雪の状況に応じ迅速に作業ができるよう段階的に除雪実施部長が計画、指令する。

[除雪対策本部機構図]



（２） 雪害対策本部が設置された場合は、除雪対策本部はその指揮下に入る。

2 除雪区分及び除雪順位

交通量及び路線の性格、主要地間の連絡等を考慮して、除雪順位を第１種、第２種、第３種及びその他の４種類に区分し、順次除雪する。

3 除雪体制基準

平常体制	新降雪深が 10cm 以上ある場合で除雪作業を平常体制として実施する。
警戒体制	積雪深が 60cm に達した場合、降雪状況その他を勘案の上、警戒体制を決定する。
緊急体制	大野市雪害対策本部が設置されたとき、緊急体制を決定する。

4 市は、国や県と協力し、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。また、豪雪等に対し、道路交通を確保できるよう、国、県、市および高速道路事業者は、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要因等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械および必要な資機材の整備を行うなど最大限の除雪に努めるものとする。特に集中的な大雪に対しては、国、県、市および高速道路事業者は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

第4 雪害対策体制の確立

降雪が続いて相当量の積雪となり、災害が発生し、又は発生が予想される場合は、次の基準に基づき、大野市雪害対策本部等を設置し、その対策に万全を期す。雪害対策本部の

組織は、大野市災害対策本部に準ずる。ただし、大野市災害対策本部設置後は、本計画に基づき運営する。

1 雪害対策本部設置基準

観測地点（友江）における積雪深が 150cm 以上に達し、雪害が発生若しくは予想される場合で市長が必要と認めたとき、又は市長が特に必要と認めたとき。

2 豪雪対策本部設置基準

観測地点（友江）における積雪深が 200cm 以上に達し市長が必要と認めたとき。

第5 情報収集対策

1 情報収集責任者

- （1） 雪害対策本部設置前における情報収集責任者はそれぞれ所管課長とし、重要な情報については防災防犯課長に報告する。
- （2） 雪害対策本部設置時における情報収集責任者は防災防犯課長とし、防災関係機関、交通機関、庁内各課長、地区情報連絡員（各公民館長）等と密接な連絡をとり、あらゆる情報を的確に把握する。

2 地区情報連絡員

- （1） 雪害対策本部を設置したときは、各地区（9 地区）に情報連絡員を置く。
- （2） 情報連絡員には、各公民館長を充てる。
- （3） 情報連絡員はおおむね次の事項について区長、民生委員児童委員等と連絡をとり、情報を収集し、必要の都度、防災防犯課長（市所管道路の除雪状況については建設整備課長）に連絡する。
 - ① 雪による死者及び負傷者の状況
 - ② 家屋等の倒壊等の状況
 - ③ なだれの発生及び発生のおそれのある箇所についての情報
 - ④ 床上浸水、床下浸水及び溢水の状況
 - ⑤ ひとり暮らし高齢者等の屋根雪下ろし等の状況
 - ⑥ 孤立集落の状況
 - ⑦ 市所管道路の除雪の状況
 - ⑧ その他雪害対策について必要な情報

（4） 雪害対策本部設置前の措置

各公民館長は、雪害対策本部設置前においても、常時各地区内における情報を収集し、重要な情報については、防災防犯課長に連絡する。

また、除雪実施部長（建設整備課長）の要請に基づき、市道の除雪状況について情報を収集し、建設整備課長に報告する。

第6 要配慮者対策

1 事態の把握

居宅又は指定避難所において被災した要配慮者の実態を速やかに把握する。

第7 滞留車両の乗員に対する支援

市、県および道路管理者、近畿地方整備局ならびに中部地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

V. 火山災害編

第1章 災害の予防計画

第1節 火山災害予防計画

第1 計画の方針

市は、火山現象による被害を最小にとどめるため、被害の防止、軽減を図る。

第2 火山の概況

国が設置する火山噴火予知連絡会により、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえて「火山防災のために監視・観測体制の充実等のある火山」として、50火山が選定されている。

市内には選定された火山はないものの、大野市から近く、石川県と岐阜県との県境に位置する白山が選定されており、気象庁火山監視・情報センターにおいて火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。

白山の火山災害時に登山道における入山規制等の防災対策が必要となる。

第3 白山火山防災協議会

市は、白山の火山活動が活発化した場合の総合的な避難対策を平素から関係機関が共同で検討する体制として、石川県、岐阜県、関係市町村、国等の関係機関が連携して設置する白山火山防災協議会に参画する。

また、平素からの白山火山防災協議会における登山者の避難等に係る共同検討を通じて、白山の火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上を図る。

第2章 災害の応急対策

第1節 防災気象計画

第1 計画の方針

市は、白山における火山災害は、広域に及ぶ可能性があることから、県、石川県、岐阜県、関係市町村、国等と十分に連携を図り、適切な入山規制や速やかな入山規制の周知等を行う。

第2 噴火警報・予報

1 噴火警報・予報の種類

(1) 噴火警報

気象庁火山監視・情報センターは、気象業務法第13条及び第13条の2の規定により、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、噴火警報は、活動火山対策特別措置法第12条第1項に規定される火山現象に関する情報に位置付けられている。

(2) 噴火予報

気象庁火山監視・情報センターは、気象業務法第13条の規定により、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。

2 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもの。噴火警報・予報に含めて発表する。

① 噴火警戒レベル導入火山

	名称	略称	対象範囲	発表基準等	噴火警戒レベル (警戒事項等)
特別 警報	噴火警報 (居住地)	噴火 警報	居住地域又は それより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル 5 (避難)
				居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル 4 (避難準備)
警報	噴火警報 (火口周辺)	火口 周辺 警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル 3 (入山規制)
			火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル 2 (火口周辺情報)
予報	噴火予報	—	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる場合	レベル 1 (平常)

② 噴火警戒レベル未導入火山

	名称	略称	対象範囲	発表基準等	警戒事項等
特別 警報	噴火警報 (居住地域) ※	噴火 警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域 厳重警戒 ※※
警報	噴火警報 (火口周辺)	火口 周辺 警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険
			火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	火口周辺危険
予報	噴火予報	—	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる場合	平常

※ 居住地域が不明確な場合は、「噴火警報（山麓）」と記載

※※居住地域が不明確な場合は、「山麓厳重警戒」と記載

第3 火山情報等

1 火山の状況に関する解説情報

噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとは判断した場合、または判断に迷う場合に、気象庁が「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、気象庁が「火山の状況に関する解説情報」を発表する。

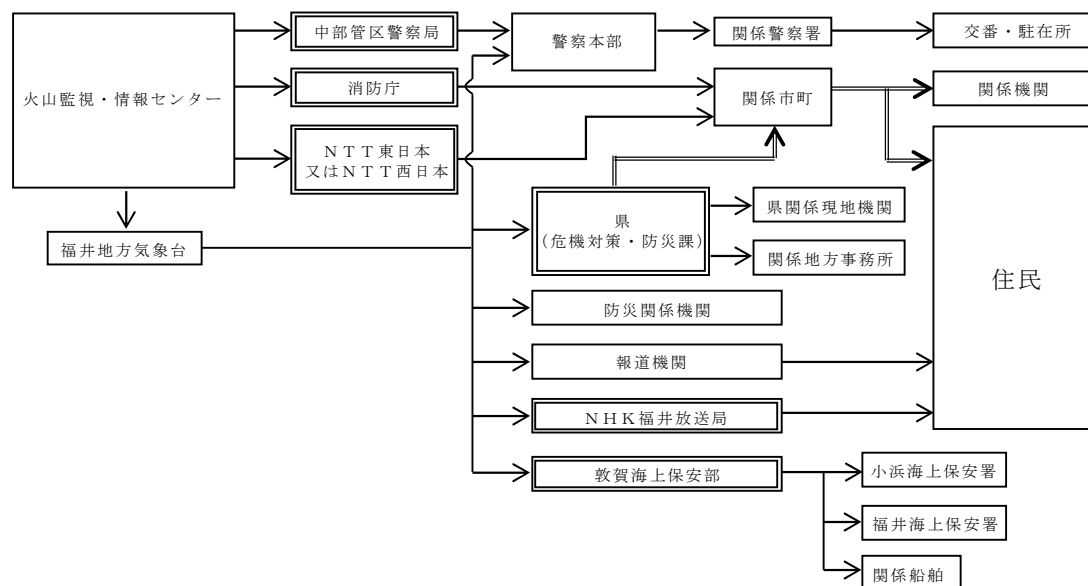
2 火山活動解説資料

防災活動の利用に適合するよう火山観測の成果、統計及び調査の成果等を編集した資料で、気象庁火山監視・情報センターが毎月又は必要に応じ作成し、発表する。

第4 噴火警報等の伝達

福井地方気象台は、火山監視・情報センター（気象庁地震火山部）が噴火警報・予報及び火山情報等を発表したときは、次のとおり速やかに各関係機関に伝達する。

〔噴火予報・警報の伝達系統図〕



第5 住民等への周知

火山噴火等により住民、登山者及び観光客の生命、身体等に危険がある場合には、平素からの白山火山防災協議会における検討結果に基づき、気象庁火山監視・情報センターが発表する噴火警報等に対応して、登山道における入山規制や、市が管理する区間より先の火口に近い登山道で入山規制が行われている旨の周知等を行う。

VI. 原子力災害編

第1章 災害の予防計画

第1節 原子力災害事前対策計画

第1 計画の方針

市は、原子力事業所に事故が発生し、その影響が原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲に及び又は及ぶおそれがある場合（以下「緊急時」という。）、原子力災害特有の災害対策活動を円滑に実施するため、機能的な活動体制及び受入体制の整備を図る。

1 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

（1）原子力施設の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、通常の運転および停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設の状態が後述の緊急事態区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移等に応じて、国の指示によってP A Zの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。また、U P Zにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置として屋内退避を原則実施する。

（2）放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、U P Zを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、後述の防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

2 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方

（1）緊急事態の段階

緊急事態においては、事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要であることから、緊急事態への対応の状況を、準備段階、初期対応段階、中期対応段階又は復旧段階に区分する。

① 準備段階

原子力事業者、国、県、市町等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、これを訓練等で検証・評価し、改善する。

② 初期対応段階

情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う。

③ 中期対応段階

放射性物質又は放射線の影響を適切に管理し、環境放射線モニタリングや解析により放射線の状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。

④ 復旧段階

被災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。

(2) 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方

緊急事態のうち、初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、以下のように、初期対応段階において、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急時防護措置を迅速に実行するための意思決定の体制を構築する。

① 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

ア 基本的な考え方

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めるため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態の初期対応段階を、警戒事態（第1段階）、施設敷地緊急事態（第2段階）及び全面緊急事態（第3段階）の3段階に区分する。

[緊急事態区分の基本的な考え方]

区分	対応
警戒事態 (第1段階)	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下 同じ。））、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者および安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難など、早期に実施が必要な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。 この段階では、県、P A Z 関係市町及び関係防災機関は、P A Z 内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手する。
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。 この段階では、県、関係市町及び関係防災機関は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、P A Z 内において、施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始するとともに、基本的に全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備する。
全面緊急事態 (第3段階)	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。 この段階では、県、関係市町及び関係防災機関は、P A Z 内において、基本的に全ての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じる。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、U P Z 内においても、P A Z 内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる。

(福井県地域防災計画より抜粋)

イ 具体的な基準

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル(Emergency Action Level。以下「E A L」という。)を設定する。

EALは、各原子力施設に固有の特性に応じて設定される必要があるが、緊急事態区分と当面のEALの内容は、原子力災害対策指針によるものとし、その区分は次のとおりとする。

② 運用上の介入レベル（OIL）

ア 基本的な考え方

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には原子力施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、県及び関係市町等は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。

これらの措置を講じる場合には、指定緊急避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。

さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

イ 具体的な基準及び防護措置の内容

これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）を設定する。

防護措置を実施する国及び地方公共団体においては、緊急時モニタリングの結果をOILに照らして、防護措置の実施範囲を定める等の具体的手順をあらかじめ検討し決めておく必要がある。

各種防護措置に対応するOILの初期設定値は、指針による。

〔O I Lと防護措置〕

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線:40,000cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線:13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	OIL6 (Bq/Kg)	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・ 乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、 魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300	2,000 ^{※8}	
			放射性セシウム	200	500	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1	10	
			ウラン	20	100	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L1の基準値を超えた場合、O I L2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20 cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/ cm^2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/ cm^2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象

※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

（福井県地域防災計画より抜粋）

第2 市における原子力災害対策

大野市は、原子力発電所より約30km以上離れた場所に位置しており、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域外となるが、30km圏外であっても、自然環境の影響により、放射性プルームが到達し、防護措置が必要となる場合があることから、状況に応じた原子力災害対策を実施する。

また、県内の原子力災害時において美浜町、池田町の避難者の県内避難先に指定されており、広域避難者の受け入れに迅速に対応できるよう、受入体制を整備するとともに、被災した県又は市町から応援要請があった場合は、要請内容に基づき、市内の被災状況を勘案しながら速やかに広域避難者の受け入れを実施する。

第3 原子力防災体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、原子力災害の特殊性に鑑み、県との情報共有及び円滑な受け入れを実施するために必要な体制を整備する。

1 平素からの安全対策

平素から施設及び周辺の状態を把握し、緊急時における対応を迅速かつ的確に実施するため、次の安全対策を講じる。

- （1）原子力災害を未然に防止するため、原災法第7条第1項の規定に基づき、原子力事業者が作成した「原子力事業者防災業務計画」等を活用し、原子力事業所及びその周辺環境の安全に関する情報を常に把握するよう努める。

第4 防災業務関係者の人材育成

国及び県が実施する原子力に関する講習会、研修会等に積極的に参加するとともに、保有する資機材及び装備の使用方法等の習熟を図る。

第5 情報収集・連絡体制等の整備

1 関係機関相互の連絡体制の確保

国、県、原子力事業者その他関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制の確保を図る。

2 住民に対する情報連絡・伝達設備の整備

市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、平素より多様なメディアの活用を図る等、情報伝達体制の整備に努める。

第6 原子力防災等に関する知識の普及啓発

市民においても、平素から原子力防災に関する基礎的な知識を得て、万一の緊急時にどのような行動が必要になるかを理解しておくことが円滑な防護活動を実施する上で必要となる。

このため、第2章第19節「防災知識普及計画」に定めるもののほか、次に掲げる原子力災害特有の事項について普及・啓発に努める。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ コンクリート屋内退避所、指定避難所に関すること
- ⑥ 緊急時にとるべき行動に関すること
- ⑦ 飲料水、飲食物等備蓄物資の留意点

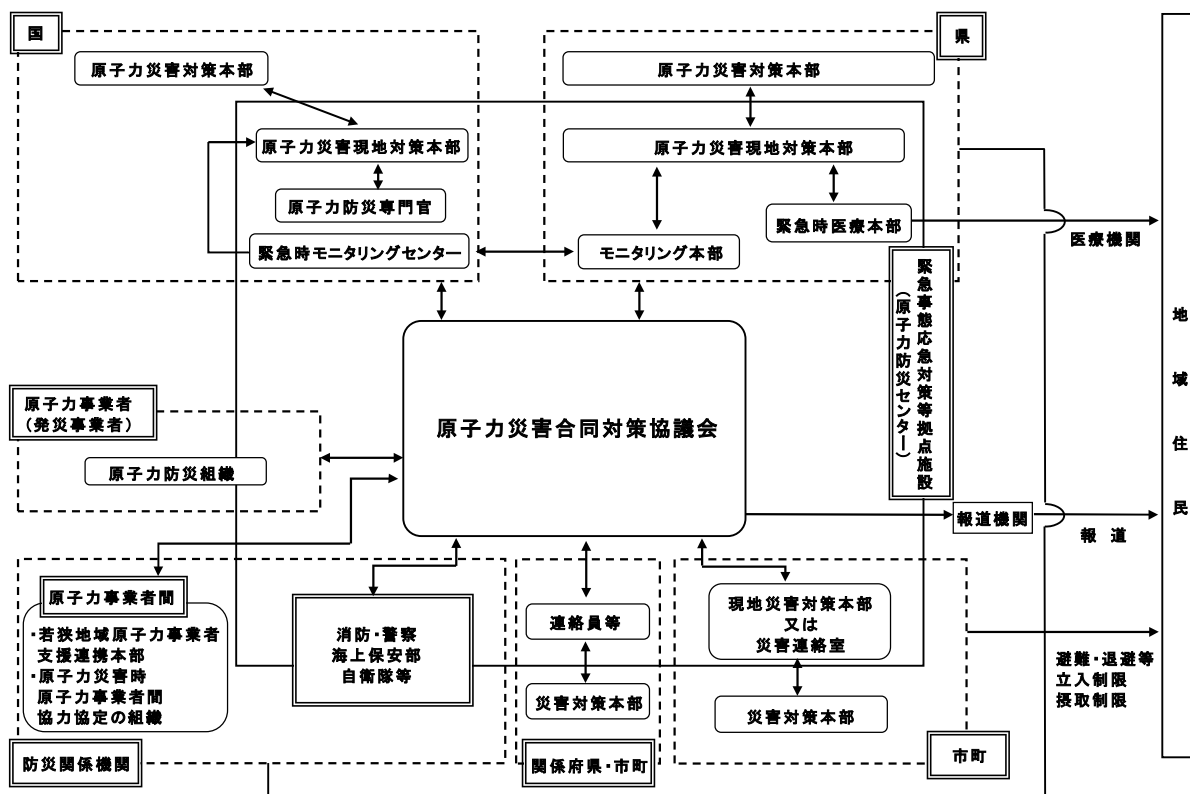
第7 広域的相互応援体制の整備

国及び県と協力し、被災時に周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、市町間の応援協定締結の促進を図る。

さらに、原子力災害の特殊性に鑑み、関係市町、県、国、国から派遣される専門家、原子防災専門官、上席放射線防災専門官、原子力事業者その他関係機関が相互に協力し、広範な活動体制を整える。市の相互応援体制については、第Ⅰ編第5章第2節「広域的相互応援体制整備計画」に定める。

<資料編>

- 1－50 原子力災害時の広域避難先（関係市町からの受け入れ）



※上記の防災対策図（概念図）は福井県地域防災計画より抜粋。

第8 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。

こうした輸送の特殊性等を踏まえ、消防本部は事故の通報後直ちにその旨を県危機対策・防災課に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する。

また、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の警戒区域の設定等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じる。

第2章 災害の応急対策

第1節 緊急事態応急対策計画

第1 計画の方針

市は、原子力災害が発生した際に、情報収集及び広域避難の受け入れ等を迅速に行うため、応急対策を実施する。

第2 情報の収集・連絡、緊急時活動体制の確立

1 特定事象等（警戒事象及び特定事象）の情報収集

原子力災害発生時（緊急時）において、情報等について県から連絡を受け、緊急事態に関する状況の把握に努める。

2 情報連絡

- （1） 県から情報を得るとともに、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。
- （2） 指定地方公共機関との間において、県から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

3 活動体制

(1) 動員体制

職員の動員配備の基準は、暫定として次に示す表による。

[配備体制表]

緊急事態区分	配備基準	配備体制	動員体制
情報収集事態	(1) 県内の原子力発電所所在市町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合（県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）	注意配備	防災担当課の職員
警戒事態 (第1段階)	(1) 県内で震度6弱以上の地震が発生したとき (2) 県に大津波警報が発令されたとき (3) 国（原子力規制庁）が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生したとき (4) その他、国が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断したとき (5) その他、知事が原子力災害警戒本部の設置を必要と認めたとき	警戒配備	防災担当課の職員
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	(1) 敷地施設緊急事態が発生したとき (2) その他、知事が原子力災害対策本部の設置を必要と認めたとき	災害対策連絡室	防災担当課及び各課の課長以上の職員
全面緊急事態 (第3段階)	(1) 全面緊急事態が発生したとき	災害対策本部 設置体制	防災担当課及び各課の企画主査以上の職員

(2) 市職員の動員方法

① 勤務時間内

職員は、動員指令により動員体制及び設置基準に基づき、あらかじめ定められた所属等につき、必要な任務を遂行する。

② 勤務時間外

職員は、テレビ、ラジオ情報等により、原子力災害が発生したことを知ったときは、動員体制及び設置基準に基づいて自動参集し、あらかじめ定められた任務を遂行する。

(3) 市の活動体制

① 災害対策本部等の設置

市長は、緊急時において、災害応急対策活動を行うために、「配備体制表」に従い、以下の体制をとる。

- ア 注意配備
- イ 警戒配備
- ウ 災害対策連絡室
- エ 災害対策本部体制

② 注意・警戒配備、災害対策連絡室体制

ア 注意配備、警戒配備、災害対策連絡室体制

県から警戒事象発生の通報を受けた場合、速やかに職員の参集、情報の収集・連絡体制の確立など必要な体制をとるとともに、県及び関係機関と緊密な連携を図りつつ、必要に応じ災害対策本部を設置できるよう警戒態勢をとる。防災関係職員は直ちに初動活動として、情報収集を行う。

なお、災害対策本部体制への移行が決定された場合、又は災害の発生するおそれが無くなった場合は、注意配備、警戒配備、災害対策連絡室を解除する。

③ 災害対策本部

ア 災害対策本部の設置

内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は市長が必要と認めた場合は、市長を本部長とする災害対策本部を市庁舎に設置する。

イ 県への連絡

災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を県へ連絡する。

ウ 県に対する要請

市は、災害応急対策の円滑な実施を図るために必要と認める場合は、県に対して情報の送付を要請する。

エ 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、おおむね次の基準とする。

- i. 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

第3 住民等への情報伝達活動

住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1 住民等への情報伝達活動

- (1) 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられない等の原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低くするため、住民等に対する情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。
- (2) 住民等への情報提供に当たっては県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にする。また、利用可能なさまざまな情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。
- (3) 情報伝達に当たって、同報系の防災行政無線、緊急速報メール、Ｌアラート（災害情報共有システム）、SNS、広報紙、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応するための体制を整備する。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

第4 屋内退避等の防護措置

原子力規制委員会では、「原子力災害対策指針」において、「O I Lと防護措置基準」が定められている。

原子力施設等において異常事態が発生した場合には、当該施設の状態に基づき緊急事態区分を判断し、その区分に応じて防護措置を開始するとされている。防護措置実施段階に至った場合は、P A Z内で予防的防護措置を講じることとし、それ以降、放射性物質が外部に放出された場合には、U P Z（必要に応じてそれ以遠も含む）内で空間放射線率の測定を行い、防護措置基準と照らし合わせ、緊急防護措置や早期防護措置等を実施する。

市は、U P Z外であるが、住民の安全確保を図るため、屋内退避を推奨する。

1 屋内退避

屋内退避は、避難の指示等が国から行われるまで放射線被ばくのリスクを軽減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国からの指示により行うものである。

特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

また、国が屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し避難指示を行うことができる。その際には、国、県と、緊密な連携を行うものとする。

[避難等の基準（「O I Lと防護措置」抜粋）]

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線: 40, 000cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線: 13, 000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
早期防護措置	O I L 2	表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20 cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/ cm^2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/ cm^2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
(福井県地域防災計画より抜粋)

2 広域避難等

(1) 県内市町からの避難を受け入れる場合

被災した県内市町から広域一時滞在の協議を受けた場合には、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、一時滞在の用に供するための公共施設その他の施設を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者（被災住民の支援に携わっている関係機関等）に通知しなければならない。

大規模な震災発生等により県外の住民が避難してきた場合は、県、関係機関、自主防災組織、自治会、ボランティア、社会福祉施設等と協力し、その支援に努める。

市は、県内の原子力災害時において美浜町、池田町の避難者の県内避難先に指定されており、広域避難者の受け入れを実施する。

① 上記の決定をしたときは、速やかにその内容を被災市町に通知する。

② 被災市町から一時滞在の必要がなくなつたと認める通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者（被災住民の支援に携わっている関係機関等）に通知しなければならない。

(2) 初動対応

市外から住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告する。県は県内市町と調整し、市外避難者の受け入れに関する方針を決定する。

(3) 広域避難所の開設・運営

県からの要請があった場合、指定避難所及び市有施設の中から広域避難所を選定し、開設・運営を行う。（「多田記念大野有終会館」等の活用）

3 要配慮者に対する配慮事項

指定避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

4 飲料水、生活必需品等の供給

県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

第5 飲料水及び飲食物の摂取制限等

原子力災害時には、放射性物質又は放射線により飲料水や飲食物が汚染されるおそれが生ずるため、市は県及び関係機関と連携し、飲料水及び飲食物の汚染度を的確に把握するとともに、その汚染度により摂取制限を行うなど、必要な措置を講ずる。

第2節 原子力災害中期対策計画

第1 計画の方針

原子力災害により、放射性物質又は放射線に汚染された物質の除去等や各種制限措置の解除の計画を定めるとともに、民心の安定、社会秩序及び経済活動の回復を図るため、早期の復旧活動を行う。

第2 情報収集等の継続

市は、県、関係市町及び関係機関と連携し、原子力災害の情報収集を継続する。また、被災地からの避難者を受け入れている場合には、避難者等への情報提供も継続して行う。

第3 各種制限措置の解除

県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行う。

第4 被災者等の生活再建等の支援

国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置についての広報活動の援助を行う。また、従前の居住地であった関係市町と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するなど被災者等の生活再建等の支援を行う。

第5 住民相談体制の整備

市は、住民からのさまざまな相談問い合わせに対応できるよう、安全性に関する情報等の提供に努めるものとする。また、必要に応じて、相談窓口を設置する。

VII. 復旧・復興編

第1章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

第1 計画の方針

市及び被災した公共施設の管理者は、被災した各施設の復旧と併せ、災害の再発を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を作成する。

また、応急対策計画に基づく応急復旧終了後、重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を実施し、早期復旧を図る。

第2 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類は、以下のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ① 河川災害復旧事業
- ② 砂防設備災害復旧事業
- ③ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- ④ 地すべり防止施設災害復旧事業
- ⑤ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- ⑥ 道路災害復旧事業
- ⑦ 下水道災害復旧事業
- ⑧ 公園災害復旧事業

(2) 農林水産業施設災害復旧事業

- ① 農地・農業用施設災害復旧事業
- ② 林道施設災害復旧事業

(3) 都市災害復旧事業

(4) 上水道災害復旧事業

(5) 住宅災害復旧事業

(6) 社会福祉施設等災害復旧事業

(7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業

(8) 学校教育施設災害復旧事業

(9) 社会教育施設災害復旧事業

(10) その他の施設災害復旧事業

第3 緊急災害査定の促進

災害が発生した場合には、県と連携して速やかに公共施設の災害の実態を調査、記録する。また、必要な資料を調整の上、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じ、復旧事業の迅速化に努める。

第4 災害復旧資金の確保

災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために起債及び災害つなぎ短期借入について所要の措置を講じるなど、災害復旧事業の早期実施が図られるように努める。

第2節 激甚災害指定計画

第1 計画の方針

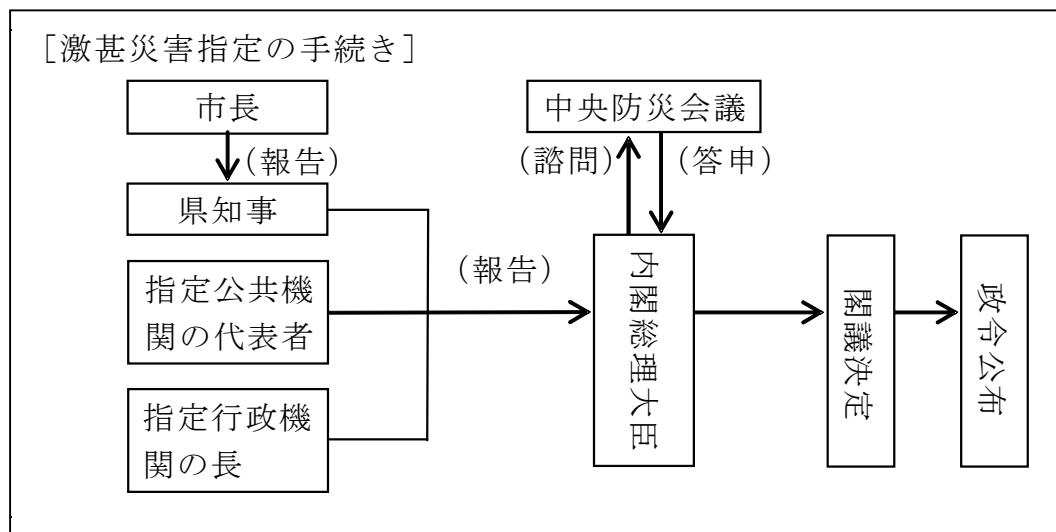
市は県に対し、大規模な災害が発生した場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を調査して早期に指定が受けられるよう措置し、公共施設の復旧が円滑に行われるよう要望する。

第2 激甚災害に関する調査

- （1） 市の被害状況等を検討の上、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、県の関係各部に必要な調査を行うよう要望する。
- （2） 市は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- （3） 市は、早期に激甚災害又は局地激甚災害の指定が受けられるよう、県の関係各課に必要な事項を速やかに調査するよう要望する。

第3 激甚災害指定の手続き

県は、市の実施した被害調査に基づき、当該災害が激甚法による激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認めるとき、政令指定を得るために適切な措置を講じる。



第4 特別財政援助の交付手続き

激甚災害の指定を受けたときは、市長は速やかに関係調書を作成して県に提出し、県は激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金を受けるための手続きその他を実施する。

なお、激甚災害に係る特別の財政援助の対象となる事業は、以下のとおりである。

1 激甚災害に係る財政援助措置の対象

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

① 公共土木施設災害復旧事業及び災害関連事業

- ア 災害復旧事業とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業(道路、砂防を除く。)

② 公立学校施設災害復旧事業

公立学校施設災害復旧費国庫負担法の適用を受ける公立学校施設の災害復旧事業

③ 公営住宅災害復旧事業

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

④ 社会福祉施設の災害復旧事業

- ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)第40条又は第41条の規定により県、社会福祉法人又は日本赤十字社が設置した保護施設の災害復旧事業
- イ 児童福祉法(昭和22年法律164号)第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
- ウ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
- エ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第28条第2項の規定により県又は市が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業
- オ 障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第79条第1項若しくは第2項又は第83条第2項若しくは第3項の規定により県又は市が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス(同法第5条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援に限る。)の事業の用に供する施設の災害復旧事業

⑤ 感染症指定医療機関の災害復旧及び感染症予防事業

- ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第11項に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
- イ 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県の支弁に係る感染症予防事業

⑥ 堆積土砂及び湛水の排除事業

ア 堆積土砂排除事業

i. 公共施設の区域内の排除事業

激甚災害の発生に伴い公共施設の区域内に堆積した砂礫、岩石、樹木等(以下「堆積土砂」という。)に対処するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和37年政令第403号。以下「激甚法施行令」とい

う。)第4条に定めた程度に達する異常に多量の堆積土砂の排除事業で地方公共団体又はその機関が施工するもの

ii. 公共施設の区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたもの又は市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業

イ 湛水排除事業

甚災害の発生に伴い、浸入した水で浸水状態が激甚法施行令第5条に定める程度に達するものの、排除事業で地方公共団体が施行するもの

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- ⑦ 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ② 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律による廃止前の小規模企業者等設備投資導入資金助成法による既存貸付金の償還に関する特例
- ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③ 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ④ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- ⑤ 水防資材費の補助の特例
- ⑥ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ⑦ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ⑧ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ⑨ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

2 局地激甚災害指定により適用される措置

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じ、次の措置を選択して適用する。

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ③ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例
- ④ 森林災害復旧事業に対する補助
- ⑤ 中小企業に関する特別の助成
- ⑥ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

<資料編>

- 2－1 2 大野市災害弔慰金の支給等に関する条例
- 2－1 3 大野市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
- 2－1 4 大野市住宅災害見舞金支給規則
- 4－7 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則様式
- 4－8 り災証明関係様式

第3節 民生安定計画

第1 計画の方針

市は県と協力し、災害による社会混乱を早期に収拾し、人心の安定と社会秩序の回復を図るため、関係機関、団体と協力の上、生活に必要な金品等の支給、職業のあっせん等、民生安定のための緊急措置を講じる。

第2 義援金品等の受け入れ及び配分

義援金、義援物資の受け入れについては、義援金の受入窓口、振込金融機関、義援物資の受入窓口、受け入れを希望する物資のリスト等を、各種広報媒体や報道機関を通じて、広く一般への周知を図る。

1 義援金の受け入れ及び配分

(1) 義援金の受け入れ

会計班は義援金の受入窓口を開設し、受入業務を行う。

(2) 義援金の配分

- ① 義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議の上決定する。
- ② 定められた方針、所定の手続きを経て被災者に情報を提供し、配分する。

2 義援物資の受け入れ及び配分

(1) 義援物資の受け入れ

- ① 受援班及び物資班は、庁舎内等に義援物資の受付場所を開設し運営を行う。また、物資の集積場所候補地として道の駅を活用する。
- ② 仕分け作業がスムーズに行えるよう受け入れの品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。
- ③ 義援物資の申出があった場合は、次のことを要請する。
 - ア 義援物資は、荷物を開閉しなくとも物品名、数量がわかるように表示すること。
 - イ 複数の品目を梱包しないこと。
 - ウ 近隣で協力者のある場合はその方々と連携を図り、小口の義援物資の送付を避けること。
 - エ 生鮮食料品等、腐敗する義援物資の送付を避けること。

(2) 義援物資の配分、処分

義援物資の配分については、義援物資配分委員会を設置し、義援物資の使用・配分・処分について協議する。また、配分に当たっては要配慮者を優先し、大野市社会福祉協議会、大野市赤十字奉仕団、ボランティアグループ等の協力を得て行う。

(3) 義援物資の搬送

- ① 県及び他の市町等からの義援物資は、あらかじめ定めた一時集積所に受け入れ、仕分けの上各指定避難所へ搬送する。
- ② 義援物資の搬送は、ボランティア等の協力を得て行う。

第3 被災者台帳の作成

1 被災者台帳の作成

災害対策本部に集約された被害調査結果に基づき、固定資産課税台帳及び住民基本台帳を活用し、災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳を作成する。

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第4 罹災証明書等の発行

1 罹災証明書等の発行

- (1) 市は、被災者から申請があったときは、大野市罹災証明書等交付要綱に基づき住家等の被害の状況を調査し、被害の程度を証明する書面を交付する。
- (2) 罹災物件が住家のときは、災害の被害認定基準等の国が定める基準に基づき審査し、災害対策基本法第90条の2第1項に規定する罹災証明書を交付する。
- (3) 罹災物件が住家以外のときは、その被災状況を確認した上で、被災証明書（災害対策基本法第90条の2第1項の規定によらない）を交付する。
- (4) 既に交付した罹災証明書等と同一の証明内容について申請があったときは、申請内容の審査を省略して罹災証明書等を交付する。
- (5) 罹災証明書等の発行は、証明手数料を徴収しない。

第5 災害弔慰金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。また、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対しては災害障害見舞金を支給する。

第6 応急措置の業務に従事した者に係る損害補償

1 損害補償の対象者

- (1) 消防組織法第24第1項の規定による者
- (2) 消防法第36条の3の規定による者
- (3) 水防法第6条の2第1項の規定による者
- (4) 水防法第45条の規定による者
- (5) 災害対策基本法第84条第1項の規定による者

2 損害補償の種類及び額

福井県市町総合事務組合が定める福井県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成19年福消補条例第8号）に規定するところによる。

3 その他

災害救援ボランティア等については、ボランティアの登録時等に参加するボランティア保険により補償される。

第7 生活の安定確保

1 総合相談窓口の設置

市は、県と協力し、災害が発生した場合には、あらかじめ設置してある相談窓口において被災者等からの相談、問い合わせ等に対応する。また、国、県、市町等の総合相談窓口の開設を行い、被災者からの幅広い相談に応じる。

2 公営住宅の確保

市は、県と協力し、損壊した公営住宅を速やかに補修するとともに、公営住宅の供給計画を早期に見直し、被災者に対する住宅の供給を図る。

なお、火災、地震、暴風雨等の大災害によって住宅に被害を受けた者は、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を受けることができる。

3 雇用機会の確保

災害により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更生するよう、被災者に対する職業のあっせん、失業給付等について必要な計画を樹立し、被災者の生活の確保を図る。また、その対策として、次の内容に取り組む。

- (1) 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、管轄する公共職業安定所を通じ、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施などにより、早期就職の促進を図る。

- (2) 被災者の就職を開拓するため、技能開発センター等による職業訓練を実施するよう努める。
- (3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置
災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対しては、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

4 金融措置の実施

- (1) 租税の徴収猶予及び減免
被災者に対する市税の徴収猶予及び減免等適切な措置を講じる。
- (2) 公的資金のあっせん
- ① 災害援護資金の貸付
条例に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しに資するため、被害の程度、種類に応じ、災害援護資金の貸付を行う。
 - ② その他
重大な災害が発生した場合において、金融の円滑を図るため、各種の既存制度融資の条件緩和又は緊急融資の実施について、適宜必要な措置を講ずる。

5 生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視

生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し、若しくはそのおそれがあると認めるとき、県に対して所要の措置を講ずるよう要請する。

第8 個人資産の共済制度等に対する検討

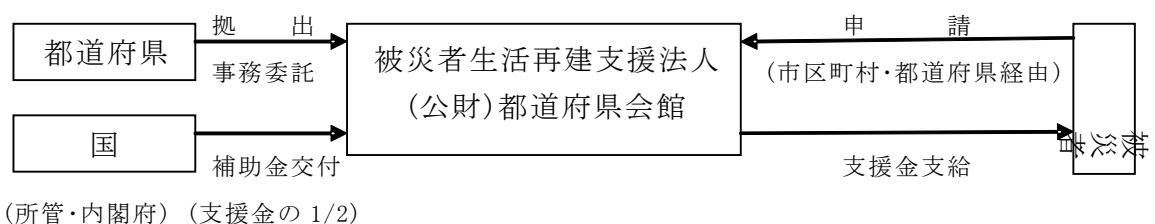
全国的な基金による被災者に対する救済措置や新たな保険制度、共済制度等について、被災者の救済の理念、仕組み等について調査・研究する。

第9 被災者生活再建支援金

1 被災者生活再建支援金の支給

市域において、被災者生活再建支援金の支給に該当する自然災害が発生した場合、県に対して被災者生活再建支援法の適用要請を依頼する。

なお、支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が県より拠出された基金を活用して行う。



2 被災者生活再建支援

(1) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町の区域に係る自然災害
- ② 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域に係る自然災害
- ③ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害
- ④ ①又は②の市町を含む県で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市（人口10万人未満のものに限る。）の区域に係る自然災害
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市（人口10万人未満のものに限る。）の区域に係る自然災害

(2) 対象世帯

上記の自然災害により、対象となる世帯は次のとおりである。

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯

(3) 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金

住宅の被害程度	全壊 ((2)①に該当)	解体 ((2)②に該当)	長期避難 ((2)③に該当)	大規模半壊 ((2)④に該当)	中規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額 全壊	200万円	100万円	50万円

解体 長期避難 大規模半壊			
支給額 中規模半壊	100 万円	50 万円	25 万円

※被害程度が全壊、解体、長期避難、大規模半壊のいずれかで、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200 万円（中規模半壊の場合は 100 万円）又は 100 万円（中規模半壊の場合は 50 万円）

3 被災者生活再建支援金にかかる体制の整備等

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

第10 郵便業務の確保

日本郵便株式会社は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、次の措置を実施する。

1 郵便物の送達の確保

被災地における郵便物の運送・集配の確保又は早期回復するため、災害の態様・規模に応じて、運送・集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便、臨時集配便の開設等機宜の応急措置を実施する。

2 窓口業務の維持

被災地における支店、郵便局の窓口業務を維持するため、被災により業務継続が不能となった支店、郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を実施する。

第11 郵便業務の特例措置

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じて郵便業務に係る災害特別事務取り扱い及び援護対策を実施する。

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

第12 支援制度の周知

市は、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境整備に努める。

第4節 経済安定計画

第1 計画の方針

市は、災害により被害を受けた住民が再起更生するよう、金融措置や流通機能の回復を図り、被災者の経済的生活の確保に努める。

第2 金融措置

市は、災害により被害を受けた住民が再起更生するよう、以下に掲げる金融措置を講じて、被災者の生活の確保を図る。

1 租税の徴収猶予及び減免

(1) 国

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）に基づき、国税の徴収猶予、減免等の適切な措置を講じる。

(2) 県

地方税法（昭和25年法律第226号）及び福井県県税条例（昭和25年条例第53号）に基づき、県税の徴収猶予、減免等の適切な措置を講じる。

(3) 市

地方税法及び大野市税賦課徴収条例（昭和41年条例第14号）に基づき、市税の徴収猶予、減免等の適切な措置を講じる。

2 国民年金保険料の免除

国民年金第1号被保険者（強制加入）又はその世帯員が、災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な場合、一定の期間国民年金の保険料を免除する。

3 保育所等徴収金の免除

(1) 災害による被害を受け、保育所、養護老人ホームその他の社会福祉施設の徴収金を負担することが困難であると認めるときは、その被害の程度に応じて徴収金を減免する。

(2) その他地方公共団体の公的徴収金等は、必要に応じてその救済措置を図る。

4 公的資金による融資

(1) 災害援護資金の貸付け

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき、大野市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、自然災害によって被害を受けた世帯の世帯主に対して、その生活の立て直しに資するため、被害の程度、種類に応じ、災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 生活福祉資金（災害援護資金）の貸付け

社会福祉協議会は、小規模の災害によって被害を受けた低所得世帯に対し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため、生活福祉資金（災害援護資金）を貸し付け、必要な援助指導を行う。

また、被災した家屋を増築、改築、拡張又は補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付けを行う。

(3) 母子父子寡婦福祉資金の貸付け

県は、小規模の災害によって被害を受けたひとり親家庭及び寡婦に対して、その世帯の経済的自立及び生活意欲の助長促進を図るため、被災した家屋を増築、改築、拡張又は補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付けを行う。

(4) 中小企業向け緊急融資

市は、重大な災害が発生した場合において、災害により被害又は影響を受け経営の安定に支障を生じている中小企業の金融の円滑を図るため、既存制度融資の条件緩和又は緊急融資の実施について、適宜、必要な措置を講ずる。

(5) 農林漁業関係融資

災害時における農林漁業関係の融資は、次のとおりである。

農業関係	被害農家の経営	天災資金
	農地等の災害復旧	農業基盤整備資金、果樹栽培資金
	施設関係の災害復旧	農林漁業施設資金
	その他	農業林業セーフティネット資金
林業関係	被害林業者の経営	天災資金
	施設関係の災害復旧	林業基盤整備資金、農林漁業施設資金
	その他	農業林業セーフティネット資金

備考：天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）

：農林漁業金融公庫法（昭和 27 年法律第 355 号）

第3 流通機能の回復

流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定確保と経済の復興の促進を図る。

1 商品の確保

- (1) 市は、生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を把握し、不足量については、県、関係企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させる。
- (2) 道路等管理者は、速やかに施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

2 通貨の管理

北陸財務局、日本銀行等は、被災地の金融機関に対して必要な指導、援助を行うことにより、通貨等の円滑な流通を確保する。

3 物価の監視

県は、生活関連物資の円滑な供給の確保又は価格の安定を図るため、必要があると認めるときは、事業者に対し、当該生活関連物資の円滑な供給等の協力要請を行う。

4 消費者情報の提供

市は、生活必需物品等の在庫量、適正価格、販売場所等の必要な消費者情報を提供し、消費者の利益を図るとともに、民心の安定を図る。

また、県は、生活関連物資の需給及び価格の動向についての情報を提供する。

5 各種市場、取引所等の再開

関係各機関は、各種市場、取引所等に対し、速やかに営業を再開するとともに、施設、設備の復旧を図るよう指導する。

第5節 復興計画

第1 計画の方針

市は、迅速かつ円滑に復興を進めるため、必要に応じ復興計画を策定し、関係機関と連携しながら、復興に努める。

第2 基本方針の決定

市は県と連携し、被災地の再建を行うため、被害の状況、公共施設管理者の意向等を勘案し、住民の意向を尊重しながら、国等関係機関と協議を行い、現状復旧又は中長期的視野に立った復興について検討し、復旧、復興の基本方針を定める。

第3 迅速な現状復旧の進め方

防災関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

被災施設の復旧に当たっては、原状復帰を基本にしつつも、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示する。

第4 計画的復興

(1) 復興計画の作成

大規模災害により、地域が壊滅的な被害を受けた場合における被災地の再建は、都市構造や産業基盤等の改変を伴う複雑な大事業となることから、市は県と協議し、事業を円滑かつ迅速に実施するため、必要に応じて復興計画を策定し、関係機関と調整しながら、計画的に復興を進める。復興計画の作成に際し、女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を反映に努める。

(2) 防災まちづくり

市及び県は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者や女性の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

第5 大規模災害からの復興に関する法律の活用

(1) 県の復興方針

県は、必要に応じ、国の復興基本方針に即して県の復興方針を定める。

(2) 復興計画

市は、必要に応じ、国の復興基本方針並びに県の復興方針に即して、単独又は県と共同して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(3) 特例措置

県は、特定大規模災害等を受けた市町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

(4) 職員の派遣

市は災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努める。市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。